第2次 薩摩川内市総合計画

2nd SATSUMASENDAI CITY MASTER PLAN

鹿児島県薩摩川内市

第2次 薩摩川内市総合計画

2nd SATSUMASENDAI CITY MASTER PLAN

薩摩川内市民憲章（平成17年1月1日制定）

美しい自然と、古い歴史を誇りとする
わたしたち薩摩川内市民は、
やさしくすれば、心はかよう。
はなしをすれば、だれでもわかる。
考えさえすれば、みちはひらける。
やりさえすれば、かならずできる。
という信条をもって
明るく豊かなまちをつくります。

市の木・花・鳥・魚（平成17年2月13日制定）

市木／クロガネモチ

市花／カノコユリ

市鳥／メジロ

市魚（川）／アユ

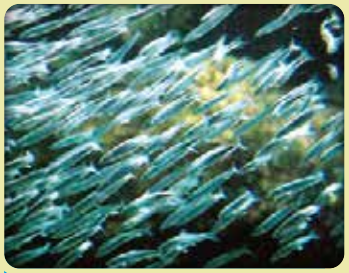

市魚（海）／キビナゴ

「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」を目指して

平成16年10月に薩摩川内市が誕生し、早くも10年が経過いたしました。

この間、地域の格差解消や一体感の醸成のための施策を積極的に展開し、市内各地において地区コミュニティ協議会を中心に活発な地域活動が展開されるようになりました。また、九州新幹線の全線開業や南九州西回り自動車道の整備促進のほか、合併以来、長年の悲願であった川内港と甑島を結ぶ高速船「甑島」の就航が実現するなど、本市のまちづくりを取り巻く環境も大きく変化いたしました。

一方、少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来、財政運営など市政運営につきましては、より厳しさを増しており、市民の皆様と一丸となって課題解決を図っていく必要があります。

今回策定した第2次薩摩川内市総合計画では、「安全・安心」、「活力」、「共生」、「行財政」の4つの柱を基本理念に掲げ、持続可能なまちづくりをキーワードに、「人と地域が躍動し　安心と活力のあるまち　薩摩川内」を将来都市像として定めたところであります。

これからの10年は、地域の抱える様々な課題について、地域や市民、団体、事業者など皆様の衆知を結集し、連携を深めながら果敢に挑戦していくことが将来都市像の実現につながると考えております。

このため、地域の強み・弱みを踏まえながら最大限の効果が創出できるよう全力を傾注して参ります。

最後に、この総合計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民並びに市議会の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました自治総合審議会委員の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

薩摩川内市長　岩切　秀雄

市章（平成17年1月1日制定）

薩摩川内市の頭文字 S と川内川の形状を組み合わせたデザインです。
緑は田園と山々の自然のやすらぎを、青は海、川、湖など水のうるおいを表し、広い面積を有する薩摩川内市が一体となって地域力・都市力を発揮し、明るい未来に向けて力強く躍動する姿を表現したものです。

市民歌（平成21年6月10日制定）

『薩摩川内市民歌　輝け未来へ』

1
みどりあふれる　薩摩路に
希望をかざして　日が昇る
豊かな自然に　恵まれて
ふれあう市民の　あたたかさ
こころとこころ　通わせて
明日を拓く　薩摩川内

2
ひかり輝く　甑島
やさしく香る　カノコユリ
育む文化や　産業も
歴史と共に　伸びてゆく
世紀　栄える　ふるさとの
平和を願う　薩摩川内

3
まちを潤す　川内川
元気でゆこうと　呼びかける
こどももおとなも　いきいきと
未来へ夢を　翔かす
笑顔　明るく　さわやかに
幸せ創る　薩摩川内

薩摩川内ロゴマーク（平成21年5月29日公表）

1. 目的

薩摩川内市の地域資源（自然・歴史・文化・食など）を連携させ、見ただけで薩摩川内市の魅力の創造とブランド力を強く、広くアピールできるロゴマークを策定し、地域内外に薩摩川内市のファンを増やすことを目的としています。

2. スピリッツの意味

ロゴマークに記載しているスピリッツとは、「精神」「魂」「活気」「情熱」「元気」といった心にまつわるいろいろな意味が含まれています。

薩摩川内スピリッツの「おもてなしの心」「こだわりの心」「思いやりの心」によって生み出された薩摩川内市の地域資源を活かし**「行きたい」「買いたい」「暮らしたい」**という気持ちの誘引を図るという思いから設定しました。

3. ロゴマークの意味

青は 甑の海や川内川を表現。
研究し見極めようとする**「探究する心」**を象徴。

緑は 薩摩川内市の大自然を表現。
伝統や信念を**「守り抜く心」**を象徴。

赤は かのこゆり、ハート（心）を表現。
人や文化を**「受け入れる心」**を象徴。

黄は 明るい街並みや豊かな食を表現。
先んじて**「取り組む心」**を象徴。

それぞれを円で表現し、この４つが一体となって薩摩川内人（さつませんだいびと）の「心」になるという意味です。

CONTENTS

基本構想 …… 11

第1編　第2次薩摩川内市総合計画の策定に当たって …… 12

第1章　計画策定の趣旨と計画の位置付け …… 12

第2章　計画の構成と期間 …… 12

第3章　時代の潮流 …… 13

第4章　本市の現状と課題 …… 15

第2編　基本構想 …… 19

第1章　基本理念 …… 20

第2章　将来都市像 …… 21

第3章　政策展開の基本方針 …… 22

第4章　市域の構成イメージ …… 24

基本計画 …… 27

第3編　基本計画 …… 27
第1章　施策体系図 …… 28
第2章　施策別展開方針
施策別展開方針の見方 …… 30

政策Ⅰ【健康・福祉】 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり …… 32
施策1　生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実 …… 32
施策2　安心して子どもを産み育てられる支援の強化 …… 36
施策3　地域が支える高齢者福祉の充実 …… 40
施策4　地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実 …… 44

政策Ⅱ【生活環境】 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり …… 48
施策1　市民の安全確保と防災対応の推進 …… 48
施策2　快適な地域を守る環境対策の充実 …… 52
施策3　安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進 …… 56
施策4　次世代エネルギー技術の市民生活への浸透 …… 60
施策5　公園等の整備と良好な景観形成の推進 …… 64

CONTENTS

政策 Ⅲ 【産業振興】 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり……68

施策1 一次産業の振興と六次産業化の促進……68

施策2 地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興……72

施策3 市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開…76

政策 Ⅳ 【社会基盤】 安全性と利便性の質を高めるまちづくり ……80

施策1 災害に強い防災基盤の整備 ……80

施策2 快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全 ……84

施策3 発展を支える公共交通ネットワークの整備……88

施策4 利便性の高い道路の整備 ……92

施策5 次世代インフラの普及促進と活用の推進 ……96

施策6 人と物流を支える港湾機能の充実 …… 100

政策 Ⅴ 【教育文化】 次世代を担う人と文化を育むまちづくり …… 104

施策1 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進 …… 104

施策2 地域全体で子どもを守り育てる環境整備 …… 108

施策3 学び活かす生涯学習と多文化共生の推進 …… 112

施策4 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用 …… 116

施策5 スポーツ活動を楽しむ環境整備 …… 120

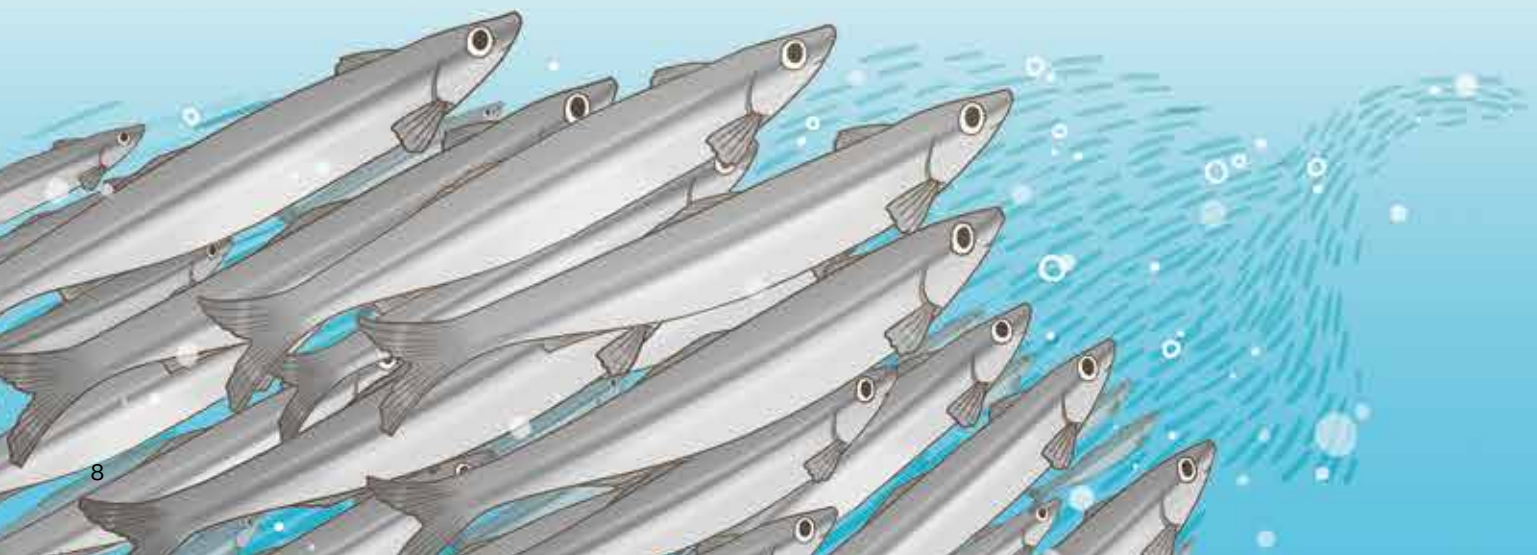

政策 Ⅵ 【地域経営】 市民みんなで考え、行動するまちづくり …… 124

施策1 地域力を発揮するコミュニティ活動への支援 …… 124

施策2 お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進 …… 128

施策3 市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進 …… 132

施策4 効果的かつ効率的な行政経営の推進 …… 136

施策5 健全で安定した財政運営の推進 …… 140

参考資料 …… 143

第2次薩摩川内市総合計画策定経過 …… 144

薩摩川内市自治基本条例（抜粋） …… 145

第2次薩摩川内市総合計画策定体制 …… 146

薩摩川内市自治総合審議会規則 …… 147

薩摩川内市自治総合審議会委員名簿 …… 148

自治総合審議会諮問及び答申書 …… 149

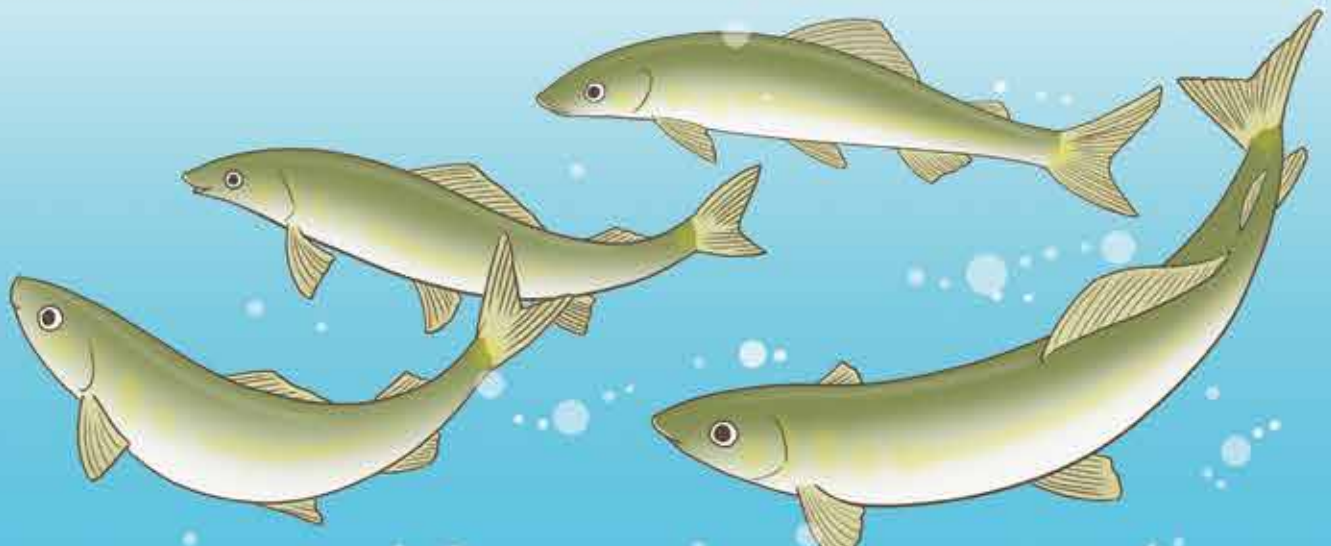

第2次 薩摩川内市総合計画

基本構想

第1編

第2次薩摩川内市総合計画の策定に当たって

第1章　計画策定の趣旨と計画の位置付け ……12
第2章　計画の構成と期間 ……12
第3章　時代の潮流 ……13
第4章　本市の現状と課題 ……15

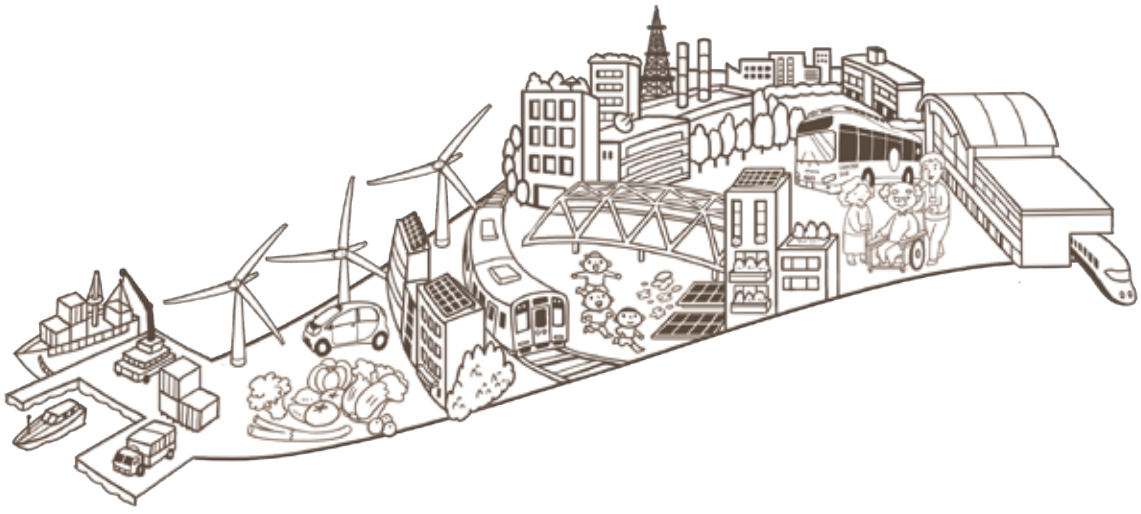

第1編　第2次薩摩川内市総合計画の策定に当たって

第1章　計画策定の趣旨と計画の位置付け

1　計画策定の趣旨

本市は、平成17年度に策定した第1次薩摩川内市総合計画に基づき、将来都市像である「市民が創り　市民が育む　交流躍動都市」の実現を目指し、総合的かつ計画的に各施策・事業を進めてきました。

市制施行後10年を通して、地域の格差解消や一体感の醸成等を主眼に置きながら、各種施策を展開したことで、コミュニティ※1を核としたまちづくりの環境が整い、市内各地において活発な活動が展開されています。

この間、少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えています。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、市民と市が一体となって、これまで築いた環境を土台にして、更に地域特性を生かした活力と魅力あるまちづくりに取り組む計画として、今後の10年を見通した第2次薩摩川内市総合計画を策定しました。

策定に当たっては、まちづくりの方向性を明確化し、取組に対する目標を設定するなど、市民に対して分かりやすく簡潔で実効性のある計画としました。

2　計画の位置付け

この計画は、薩摩川内市自治基本条例に基づく市政の総合的な経営指針として位置付け、長期的な展望に立って市民と市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めるための計画とします。

第2章　計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成し、それぞれ次のような役割を持ちます。

◆**「基本構想」**とは、本市のまちづくりの全領域にわたる中長期的な目標として、あるべき姿や目指すべき方向を定めるものです。
計画期間：10年間（平成27年度～平成36年度）

◆**「基本計画」**とは、基本構想の実現に向けたまちづくりの具体的な取組や進め方を定めるものです。
計画期間：前期5年間（平成27年度～平成31年度）　後期5年間（平成32年度～平成36年度）

＜計画構成イメージ＞

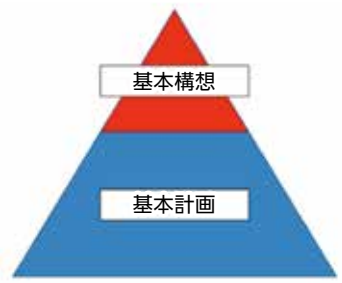

＜計画期間イメージ＞

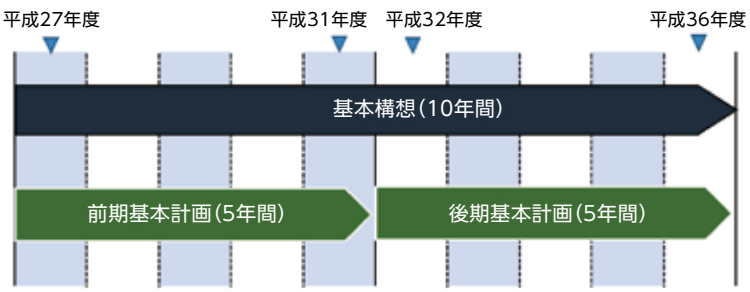

※1　コミュニティ：居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結び付きを持つ共同体。地域社会。

第3章　時代の潮流

我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来、グローバル化※1の進展、環境・エネルギー問題の深刻化、日常生活における安全・安心志向の高まりなど大きく変化しています。また、価値観が多様化するなか、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する人々が増えてきています。

本市においても、これらの時代の潮流を的確に捉え、真に豊かな地域社会を築いていくことが必要です。

1　少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国では、未婚率の上昇や晩婚化等を背景に出生数が減少し続け、その結果、総人口は、平成20年をピークに減少局面に転じ、平成60年には1億人を下回ると推計※2されており、今後、本格的な人口減少社会を迎えることになると予想されています。

一方で、食生活の改善や医療技術の進歩などによる平均寿命の延びにより高齢者が増加してきており、少子・高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、経済規模の縮小、地域活力の低下、医療・介護・年金などの社会保障の負担増、国や地方公共団体の財政状況の悪化など多方面にわたる社会経済への深刻な影響が懸念されています。

2　グローバル化の進展

国際間の輸送・交通手段の高速化やICT※3等の飛躍的な進歩により、人・モノ・金・情報が国境を越えて活発に移動し、日常生活や経済活動におけるグローバル化が急速に進展しています。グローバル化は、貿易や国際的な分業化を通じて、東アジア地域を始めとする国々との経済的な連携を強化し、効率的な生産・加工・販売体制を構築することができるとともに、企業や個人が最適な活動の場を求めて国や地域を選択することが可能となるなど様々なメリットが期待できる一方で、リーマンショック※4や欧州債務危機といった世界同時不況の発生など世界経済の一体化による危険性もはらんでいます。

3　環境・エネルギー問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行するなか、異常気象の発生や生態系の著しい変化が見られています。

その地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギー※5の導入や燃料電池等の開発、環境関連市場の創出、省エネや廃棄物の発生抑制の推進など、環境への負荷が少ない低炭素※6・循環型社会※7の形成に向けた取組が必要となっています。

※1　グローバル化：政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
※2　推計：国立社会保障・人口問題研究所による推計。「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」
※3　ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。
※4　リーマンショック：2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。
※5　再生可能エネルギー：消費しても比較的短期間で自然的に再生され、枯渇することがないエネルギー資源のこと。
※6　低炭素：炭素（二酸化炭素）の排出量が低く抑えられている状態を指す表現。
※7　循環型社会：大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

我が国のエネルギー政策の在り方については、平成23年3月に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故をきっかけに様々な議論が行われ、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、安全性の確保を大前提に、原子力を重要なベースロード電源※8と位置付け、その利用を図りながら、再生可能エネルギー等をエネルギー源として積極的に導入していくことが示されています。

また、平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議を契機に生物多様性※9への関心が高まってきており、我が国の生物多様性を今後も維持していくため、自然環境の保全に加え、生物多様性に対する普及啓発の重要性も求められています。

4　日常生活における安全・安心志向の高まり

東日本大震災をきっかけに、地域防災機能の充実や防災意識の高揚、防災組織の育成などの必要性が高まっています。原子力発電所については、国による規制基準への適合性審査が行われ、併せて事業者による安全対策工事が進められているところであり、立地自治体を始めとする防災関係機関では、避難対策を含む防災計画の見直しが進められています。

また、地震だけではなく、異常気象による局地的集中豪雨や台風などによる浸水被害なども発生しており、身近に起こり得る自然災害への備えに対する人々の意識が高まっています。

なお、新型インフルエンザなど感染症に対する人々の不安や、食品の原産地偽装表示の発生等による「食」の安全・安心に対する消費者の関心も一層高まっています。

さらに、治安の面では、生活に身近な場所で凶悪犯罪が発生するとともに、インターネットや携帯電話を利用した犯罪が多発しており、日常生活における不安が高まっています。

5　価値観の多様化

人々の意識や価値観は、ゆとりや生きがいなど「心の豊かさ」を重視するように変化してきました。価値観が多様化した社会においては、就労や教育だけでなく、芸術・文化・スポーツなどに親しむことができる場や自然とのふれあいを楽しむことができる場の提供など、様々な分野において多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが必要となっています。このため、社会経済の仕組みにおいても画一的、横並び志向から、自主性や自立性を高める方向に見直しが進められています。また、男女が性別による固定的な役割分担の意識にとらわれず、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うという考え方が浸透しつつあります。

さらに近年、地域の課題解決に向けて、ボランティア活動や社会貢献活動等を行う団体や企業も増加傾向にあるなど、様々な主体が社会的、公共的サービスを自ら開拓し提供する、あるいは行政と協働するといった動きが各地で見られるようになっています。

※8　ベースロード電源：昼夜を問わず一日中安定して一定量の電力を供給することができる発電設備のこと。
※9　生物多様性：遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

第4章　本市の現状と課題

時代の潮流等を踏まえ、計画期間において、本市が取り組むべきまちづくりの主な課題を次のように整理しました。

また、地方交付税による合併支援措置の終了や薗牟田瀬戸架橋の完成、南九州西回り自動車道の延伸などの政策展開上大きな変化にも対応すると同時に、地域の特性を生かした重点的な取組が求められています。

1　人口減少と少子・高齢化社会への対応

本市の人口は、今後も減少し、平成37年には9万人を割り込む水準まで減少すると予測されています。また、人口構造は、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合は一貫して増加し、平成37年には32.7%とほぼ3人に1人となり、更に少子・高齢化が進行していくことが予想されています。

今後も、保育サービスの拡充等により仕事と子育ての両立を支援するなど、子どもを産み育てる環境づくりを推進するとともに、特に働き盛り世代の居住の場として選択されるために、地域の資源や個性を生かした魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

また、高齢者の地域活動への参加促進や生涯学習の充実、健康で生き生きと暮らすための仕組みづくり、介護支援や介護予防の取組など、人口減少や構造の変化に対応した総合的な対策を図っていく必要があります。

本市の総人口と3階層別人口の推移

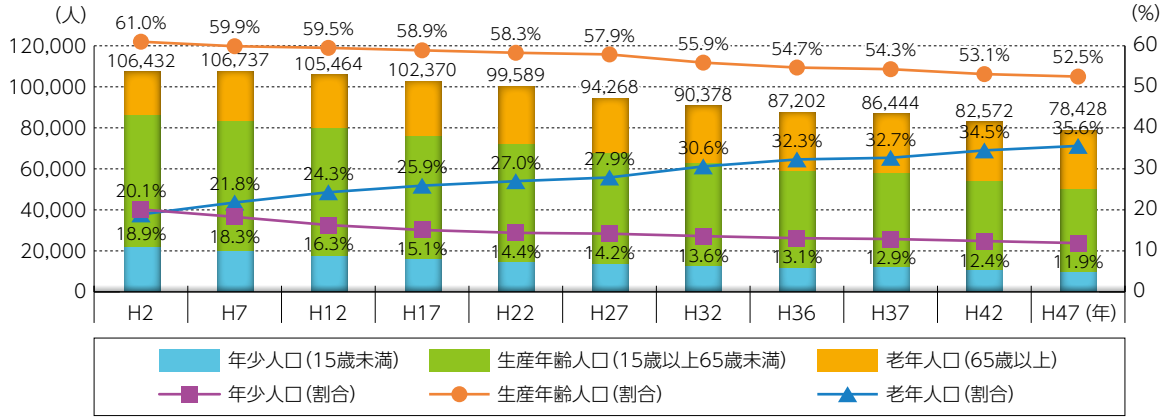

※人口推計はコーホート要因法により算出　　資料：国勢調査

2　地域活力を支える人材の確保・育成

グローバル化※1の進展などにより世界全体が急速に変化するなかにあって、本市においても生産年齢人口の減少や進出企業の撤退等による雇用機会の喪失など深刻な問題を抱えています。これらの問題を克服し、地域の活力を維持・向上させていくためには、その担い手となる人材の確保・育成が不可欠です。

そのため、地域を拠点に様々な産業分野で活動し挑戦する人材や、地域活動等に新たに取り組む人材を確保・育成していく必要があります。

※1　グローバル化：政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

併せて、青少年期において、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく生きていく力を育てる質の高い子育て・教育環境を充実していく必要があります。

3　コミュニティ・集落活動の活性化

本市のコミュニティ・集落活動については、平成17年度に市内48地区において地区コミュニティ協議会が組織され、各地区の自然・文化・人材などの地域資源を生かしながら、地区住民の創意工夫による地域課題の解決を図るため、各地区において「地区振興計画」を策定されるなど地域力を育むまちづくりが展開されてきました。その結果、地域資源等を活用した交流事業やコミュニティビジネス※2等に取り組む協議会が増加傾向にあるほか、NPO※3法人など他団体等と連携して事業に取り組む活動も一部で見られるようになっています。

一方で、協議会構成員の高齢化が進み、活動する担い手の確保が難しくなるなど、今後の活動そのものを維持・存続させることが困難になることも予想されます。

この状況を踏まえ、今後、市民の更なる自治意識の高揚を図るとともに、交流事業や他団体等との連携事業などを通じて担い手を確保し、活動を活性化していく必要があります。

4　雇用の確保と経済の活性化

本市の雇用と経済は、リーマンショック※4後の長引く不況や企業の撤退等により大きな打撃を受け、厳しい状況が続いています。これまで、農林漁業の新たな担い手や後継者の確保・育成支援、企業誘致、九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道の整備進捗に合わせた観光事業の展開などを進めてきました。

また、近年では、積極的なシティセールス※5を展開し、観光客の受入促進等による交流人口の拡大に加えて、企業誘致等において、食品、観光、エネルギー、医療・介護関連などのビジネス分野を地域成長戦略に位置付け、同分野を対象とした立地促進補助を創設したほか、起業や転業等の新産業創出等に積極的に取り組んでいます。

今後も更に、観光の振興や農林漁業の六次産業化※6の推進などを始め、内発型の産業振興を通して雇用の場の確保を図るとともに、スポーツ観光の推進や地域ブランドの確立、川内港コンテナターミナルの機能充実などに取り組み、経済活動を活性化していく必要があります。

5　エネルギー問題への対応

本市は、火力発電所や原子力発電所を有し、川内港には石油、LPガスの2次基地が設置されるなど、九州圏内において有数のエネルギー供給基地として重要な役割を担ってきました。また、地域の持続

※2　コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。
※3　NPO：営利を目的としない組織のこと。
※4　リーマンショック：2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。
※5　シティセールス：旅・食・品に関する素材を総合的に売り込みながら、市外への知名度や好感度の向上と住民による郷土愛の醸成を図ることで地域雇用の拡大と市民所得の向上を導き出す一連の活動のこと。
※6　六次産業化：農林漁業者が自らの生産物の付加価値を高めるため、その生産（一次）及び加工（二次）又は販売（三次）を一体的に行う事業活動のこと。

的な発展に向け、次世代エネルギー※7の賢い作り方や使い方を考えたまちづくりにも取り組んできました。

今後も引き続き、次世代エネルギーやICT※8を活用した健康で安全・安心に暮らせる仕組みづくり、電気バスや電気自動車などのエコカー※9導入等による公共交通のスマート化※10、エネルギーの使い方にも配慮した生活様式の確立、暮らし・仕事・学びなど市民生活の様々な場面での環境・エネルギーに対する市民の意識の向上、エネルギーを切り口とした産業の振興などを促進していく必要があります。

6　原子力発電所立地に伴う安全確保

東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機に、国においてはエネルギー政策の在り方についての議論を重ね、エネルギー基本計画が策定されました。

このエネルギー基本計画では、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所については順次稼動を進めることとされ、現在、川内原子力発電所1・2号機については、稼動に向けた手続きが進められています。

また、原子力防災については、原子力災害対策指針に基づく防災計画の見直しを行い、高齢者等の要配慮者※11を含む広域避難計画の策定等、災害時の安全対策を講じてきています。

今後、原子力発電所の安全対策に関する情報の周知はもとより、万一の原子力災害発生時の災害対応体制の充実を図る必要があります。

7　社会資本ストック老朽化への対応

社会資本ストック※12の老朽化対策が課題になっているなかで、本市においても、公共施設数の抑制と施設の管理運営の効率化への取組を行ってきました。

また、必要な公有財産を有効に活用するための財産仕分け・利活用方針を定め、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の縮減をより一層進めています。

併せて、道路や橋梁など社会活動を支えるインフラ※13の老朽化が進み、改修更新等にかかる経費が増加することも見込まれており、予防保全の観点から計画的な改修の実施によって、維持更新経費の平準化を図るため、道路や橋梁、住宅等の整備改修計画を策定しています。

今後も、公共施設やインフラ施設※14の更新に要する経費が増大することが見込まれるため、全庁的な視点から効果的な公共施設の在り方の検討や緊急性の高いインフラ施設の整備を計画的に進める必要があります。

※7　次世代エネルギー：太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用の海洋エネルギーまで含めたもの。
※8　ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。
※9　エコカー：エコロジーに関する技術がその車種を特徴付ける要素のひとつとなっている自動車。環境によりやさしい技術が搭載された車のこと。
※10　スマート化：情報通信技術（ICT）を駆使し、状況に応じて運用を最適化すること。
※11　要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。
※12　社会資本ストック：国・自治体などの公的機関によって整備された道路・港湾・水道・公園などの社会資本の量。
※13　インフラ：経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。インフラストラクチャーの略。
※14　インフラ施設：ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤及び学校・病院・公園などの公共の福祉にかかわる施設。

8　都市機能※15の分担

本市では、各ゾーンの自然、産業、文化や土地利用等を生かしたまちづくりを進めることによって均衡ある発展を目指してきました。しかしながら、市内全域において人口減少や高齢化が進行しており、なかでも田園文化ゾーンや海洋文化ゾーンにおいてはより進行し、集落活動等の維持が厳しい状況にあります。

今後も人口減少や高齢化の進行が予測されるなかで、北薩地域の拠点都市として形づくるとともに、それぞれのゾーンが持続可能な地域環境を確保していくためには、コンパクトで効率的な都市形成※16を図っていくことが不可避です。このため、ゾーン間での機能分担と連携を強化するとともに、ゾーン内での機能集約を図っていく必要があります。

【イメージ図】

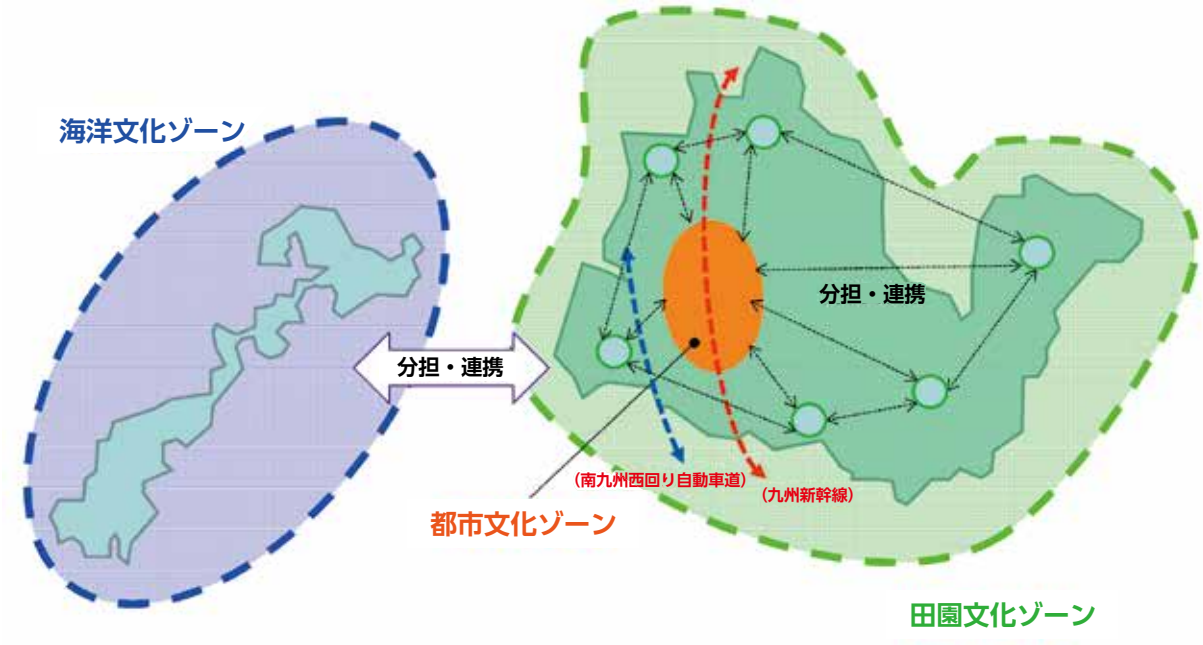

※ 都市文化ゾーン：川内の市街地
※ 田園文化ゾーン：樋脇･入来･東郷･祁答院及び川内の沿岸部を含む田園地帯
※ 海洋文化ゾーン：甑島地区

※15　都市機能：都市が持つ都市としての機能を指す語。例として、電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能及び商業、教育、観光の場としての機能などが含まれる。
※16　コンパクトで効率的な都市形成：行政、医療、教育、商工業等の都市機能が集約的に配置された中心部とそれを取り巻く周辺地域が機能的に連携･分担できている効率的なまちの形成。

第2次 薩摩川内市総合計画

基本構想

第2編

基本構想

第1章　基本理念 ……20
第2章　将来都市像 ……21
第3章　政策展開の基本方針 ……22
第4章　市域の構成イメージ ……24

第2編　基本構想

第１章　基本理念

第1次薩摩川内市総合計画では、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を基本理念に掲げ、各地域や地区コミュニティの特性を生かし連携することにより新しい価値を創出し、新市としての一体感の醸成を目指してきました。

これまでの取組を通して、地域の主体的なまちづくりの推進や市内外への積極的な情報発信、多様な人材の育成、交流を促進する快適で利便性の高い社会基盤の整備・充実など一定の成果を挙げることができたと考えられます。

第2次薩摩川内市総合計画において、第1次薩摩川内市総合計画の総括、市民アンケート調査結果、時代の潮流などから見えてきた本市の課題等を踏まえると、今後のまちづくりのキーワードは「持続可能性」であると考えられます。持続可能なまちづくりにおいては、地域の「安全・安心」が守られ、地域に「活力」がみなぎり、多様な主体の参画=「共生」のもと、安定した「行財政」が運営され、それらが相互に連携し合いながら効果的に機能する好循環の仕組みを構築する必要があります。

そこで、「安全・安心」、「活力」、「共生」、「行財政」の4つの柱を第2次薩摩川内市総合計画における基本理念とし、これらに係る様々な課題に対して正面から向き合い、未来を切り拓き、次世代に受け継ぐ新たな活動方針を提起し、それを実践することが求められています。

【安全・安心】　互いに支え合い、安全・安心な暮らしを充実します

家族や地域のつながりを深め、全ての市民が互いに支え合いながら、健やかで安全に安心して暮らせるよう、防災、防犯を始め、医療、福祉、交通、環境・エネルギーなど、様々な分野において、それぞれの機能の確保と向上を図ります。

【活力】　培った地域の活力から、更なる魅力を創造します

本市の豊かな自然や景観、歴史・文化、物産等の資源を活用して地域の魅力を更に高めるとともに、次世代を担う人材の育成や地場産業の振興に加えて、成長が期待される新しい産業の展開と規模拡大等を、地域活力を生む原動力として、本市経済の活性化を図ります。

【共生】　人と地域が活躍する、共生協働のまちづくりを進めます

市民・事業所、地域・団体、行政など様々な主体が、それぞれの役割と責任に基づき活躍し、課題の解決にふさわしい主体を中心に、自助※1、共助※2、公助※3による必要なサービスが提供されるまちづくりを進めます。

【行財政】　効果的・効率的な行財政運営を推進します

合併支援策であった地方交付税の段階的な縮減など、財政運営上の課題を克服しながら、厳しさを増す人口減少や少子・高齢化などに伴う地域の課題解決や新たに必要な活動等の展開を図ります。

※1　自助：自分の責任で各々が行うこと。
※2　共助：自分だけで解決・実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。
※3　公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。

第2章　将来都市像

基本理念を踏まえ、本市の目指す将来都市像を次のように設定します。

人と地域が躍動し　安心と活力のあるまち　薩摩川内

＜将来の姿（10年後のイメージ）＞

【安全・安心】

・災害等に係るインフラ※1整備と市民や地域に非常時の備えが定着し、保健・医療を中心とした暮らしに対する不安が軽減され、豊かな自然や快適な環境のなかで誰もが支え合いながら安心して暮らしています。

【活力】

・子どもや若者が健やかに成長し、豊かな心、確かな学力が育まれています。先人が築き上げた歴史や文化が継承され、誰もがお互いを思いやり、生きがいを持って生活しています。

・地域特有の資源を生かした様々な交流が、まちづくりの活力となっています。

・産業の振興が地域の活力を生みだす原動力となり雇用の場が確保され、女性や若者など様々な人たちが希望を持って働いています。

【共生】

・日頃の暮らしのなかで、お互いの助け合いの輪が広がり、市民と市が共に力を合わせ、それぞれの地域の課題解決に向けた活動が活発に行われています。

【行財政】

・市民に分かりやすく、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営が行われています。

※1　インフラ：経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。インフラストラクチャーの略。

第3章　政策展開の基本方針

まちづくりの基本理念に基づく将来都市像の実現に向けて、健康・福祉、生活環境、産業振興、社会基盤、教育文化、地域経営の6つの政策の基本方針を定めます。

1　健やかに生き生きと暮らせるまちづくり　（健康・福祉）

生活習慣病の予防など市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、日々健康な生活を送ることができるように健康づくりを推進するとともに、地域での医療ニーズに応えるための医療体制を充実します。

また、高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域ケア※1体制を支えるネットワークの構築、子どもを産みやすく育てやすい環境の整備等に取り組み、市民の健康・福祉の充実に努めます。

2　快適で魅力的な住み続けたいまちづくり　（生活環境）

安全・安心な暮らしを実現するため、防火・防災・防犯・交通安全の意識向上や、安全対策を含む防災関連情報の周知、地域ぐるみの活動の推進、関係施設の整備、災害発生時に即応できる体制の強化などに努めます。

また、自然環境の保全や資源のリサイクル、地球温暖化防止対策等の環境・エネルギー対策の充実に取り組むとともに、身近な公園・緑地や河川・海岸等の環境に配慮した整備を行います。

さらに、安全で安心な水の安定供給と災害に強い水道を構築するとともに、水洗化率の向上による快適な生活環境の整備や河川の水質改善等に努めます。

3　地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり　（産業振興）

豊かな自然と地域が培った地場産業の振興に加えて、農林漁業の六次産業化※2、食品、次世代エネルギー※3、観光など地域の持続的成長に資する分野の発展を図り、地域の雇用創出と経済活動の活性化に努めます。

また、九州新幹線や南九州西回り自動車道、川内港の物流機能を生かし、シティセールス※4の展開による人、モノ、情報等の相互の連携と交流を活発化させ、様々な分野での活力創出に努めます。

※1　地域ケア：地域で暮らす人々のうち、健康生活・家庭生活・学校生活・職業生活等に何らかの不自由があるか、そのおそれのある方々に対して、その居住地域での生活の自立を目標に行う支援のこと。

※2　六次産業化：農林漁業者が自らの生産物の付加価値を高めるため、その生産（一次）及び加工（二次）又は販売（三次）を一体的に行う事業活動のこと。

※3　次世代エネルギー：太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用の海洋エネルギーまで含めたもの。

※4　シティセールス：旅・食・品に関する素材を総合的に売り込みながら、市外への知名度や好感度の向上と住民による郷土愛の醸成を図ることで地域雇用の拡大と市民所得の向上を導き出す一連の活動のこと。

4　安全性と利便性の質を高めるまちづくり　（社会基盤）

自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を軽減するため、地震・津波対策や水害・土砂災害対策など安全で災害に強い社会基盤の整備に取り組みます。

また、広域化する地域間の連携と交流の基礎となる広域交通ネットワークの構築や生活を支える地域公共交通の確保に努めるとともに、快適で利便性の高い中心市街地を形成します。

さらに、重要港湾川内港を中心とした港湾施設の機能充実を図るとともに、スマートグリッド※5等の電力情報網や、ICT※6を活用したサービスなど市民生活の利便性向上のための次世代インフラ※7の導入に努めます。

5　次世代を担う人と文化を育むまちづくり　（教育文化）

次世代を担う子どもたちが未来をたくましく生きるために、学校・家庭・地域が連携して、確かな学力や豊かな心、健康な体を備えた生きる力やふるさとを愛する心を育てます。

また、市民が心身ともに豊かに暮らせるように、歴史・文化を継承・啓発しつつ、スポーツを通じた交流や健康づくりなど魅力ある生涯学習の推進に努めます。

6　市民みんなで考え、行動するまちづくり　（地域経営）

コミュニティ※8やNPO※9等が主体的に活動し、地域が抱える諸課題の解決に取り組むほか、地域の企業等が積極的に社会貢献活動を展開し、自助※10、共助※11、公助※12により、それぞれの役割と責任を担いながら様々な場面で相互に連携、補完し合う環境づくりを推進します。

また、財政状況を取り巻く環境が一段と厳しさを増すなか、事業の選択と資源の集中による効果的で効率的な行政経営を推進し、市としての役割と責任が果たせるよう、持続可能な財政運営に努めます。

※5　スマートグリッド：情報通信技術（ICT）を駆使した強度な電力供給網。また、そのような電力供給網を実現する「スマート化」構想のこと。
※6　ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。
※7　次世代インフラ：エネルギーの効率的な利用や身近な生活支援サービスなど新たなサービス等を提供する、情報通信技術及び太陽光などの発電設備、燃料電池、蓄電池等の設備。
※8　コミュニティ：居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結び付きを持つ共同体。地域社会。
※9　NPO：営利を目的としない組織のこと。
※10　自助：自分の責任で各々が行うこと。
※11　共助：自分だけで解決・実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。
※12　公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。

第４章　市域の構成イメージ

政策を展開するに当たっては、本市の現状と課題で示した「都市機能の分担」の考えを念頭に置き、各ゾーンの将来の姿をイメージした政策展開の考え方を次のとおり示します。

将来の姿

○都市文化ゾーン（都市機能が集積した中核地域）

道路、交通、情報インフラ等の都市環境が整備され、医療・福祉、教育・文化、産業、交通、行政などの機能集積により、本市の核となる拠点を形成し、同時に北薩地域の中核都市としての役割を果たしています。

○田園文化ゾーン（居住機能が充実した田園地域）

みどり豊かな自然環境のなか、一次産業の生産活動が営まれるとともに、都市文化ゾーンが供給する雇用や医療・福祉等のサービスによって、快適な居住が実現しています。

また、公共交通によって、都市文化ゾーンへのアクセスが確保されるとともに、公共施設の集約化等により効率的な行政サービスが提供されています。

○海洋文化ゾーン（居住・交流機能が充実した海洋地域）

断崖・奇岩等の変化に富んだ自然や豊かな海などの地域資源によって、観光事業による交流人口が増加するとともに、付加価値の高い水産業が地域の活力となっています。

また、薗牟田瀬戸架橋の完成により、地域の一体化と持続化を見据えた行政・医療等の集約的な配置が実現するとともに、公共交通の利便性向上等により、それぞれの地域での生活が可能な医療・福祉等のサービスが効率的に提供されています。

さらに、甑島航路の利便性の向上と利用拡大により、医療・福祉、教育等における都市文化ゾーンとの機能連携が図られています。

（健康・福祉）

都市文化ゾーンでは、高度な医療や幅広い福祉サービスを提供できる施設や体制等が整っています。

田園文化ゾーン、海洋文化ゾーンでは、身近な医療機関等において医療や福祉サービスを受けることができるほか、都市文化ゾーンに集積した高度な医療や幅広い福祉サービスも利用できる環境が整っています。

（生活環境）

都市文化ゾーンでは、土地区画整理事業や街路事業等の展開により、商業系などの土地利用が図られています。

田園文化ゾーンでは、豊かな自然環境が保全されるとともに、農林業の生産活動と調和がとれた住環境が整備されています。なかでも市街地整備された地域では、住宅地としての土地利用が図られています。

海洋文化ゾーンでは、自然景観等の保全と活用のバランスがとれ、環境への負荷が小さい省エネ技術等が地域生活に活用されています。

（産業振興）

都市文化ゾーンでは、川内駅周辺地区を含む中心市街地とそれを取り巻くいくつかの地区が連携・補完する形で商業集積が進み広域的な魅力を形成しています。

都市文化ゾーンや田園文化ゾーンでは、南九州西回り自動車道インターチェンジ周辺などの物流適地において企業立地が図られるとともに、両ゾーン内の企業間の技術連携等が進み、新たな事業が展開されています。

田園文化ゾーンや海洋文化ゾーンでは、農林漁業が営まれ、担い手の育成、六次産業化※1の促進等の取組により中心的な地場産業として持続的に展開されています。

全てのゾーンにおいて、それぞれ特色のある観光が展開され、交流人口の増加によって商業を中心とした産業や食品、次世代エネルギー※2関連産業の振興が図られています。

（社会基盤）

都市文化ゾーンでは、新たな市街地や都市計画道路等の整備が計画的に進められ、田園文化ゾーンや川内港など、地域内拠点との公共交通ネットワークが整備されています。

また、各ゾーンから九州新幹線や南九州西回り自動車道などの広域高速交通へのアクセスが向上しています。

海洋文化ゾーンでは、藺牟田瀬戸架橋の完成により甑島地域を縦貫する道路網が整備されるとともに、甑島航路の利便性向上と併せて、ゾーン内における効率的な公共交通網が整備されています。

全てのゾーンにおいて、情報通信環境が確保されるとともに、低炭素※3・循環型の地域活動等を支える次世代インフラ※4の導入が進んでいます。

（教育文化）

都市文化ゾーンでは、大学等の高等教育機関において優れた人材を育成しているほか、地域での教育文化活動をリードする活動拠点となっています。

田園文化ゾーン・海洋文化ゾーンでは、豊かな自然や文化などの教育資源に恵まれ、それらを生かした活動が行われています。

全てのゾーンにおいて、小中学校を拠点に、小中一貫教育※5を柱にした地域の歴史や文化など特色を生かした教育が実践されています。

（地域経営）

都市文化ゾーンでは、国や県等の行政機関が配置され、行政サービスの効率的な提供がなされています。

田園文化ゾーン・海洋文化ゾーンでは、地区コミュニティ協議会等と市との連携により、市民生活に必要な行政サービスが提供されています。

全てのゾーンにおいて、市民やコミュニティ・NPOなどの団体がまちづくりの主体となり、行政との役割分担に基づき、様々な取組が展開されています。

※1　六次産業化：農林漁業者が自らの生産物の付加価値を高めるため、その生産（一次）及び加工（二次）又は販売（三次）を一体的に行う事業活動のこと。

※2　次世代エネルギー：太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用の海洋エネルギーまで含めたもの。

※3　低炭素：炭素（二酸化炭素）の排出量が低く抑えられている状態を指す表現。

※4　次世代インフラ：エネルギーの効率的な利用や身近な生活支援サービスなど新たなサービス等を提供する、情報通信技術及び太陽光などの発電設備、燃料電池、蓄電池等の設備。

※5　小中一貫教育：小学校と中学校の義務教育9年間に連続性を持たせて行う教育のこと。

第2次 薩摩川内市総合計画

基本計画

第3編

基本計画

第1章　施策体系図 ……28

第2章　施策別展開方針

施策別展開方針の見方 ……30

第1章　施策体系図

安全・安心
互いに支え合い、安全・安心な暮らしを充実します
活力
培った地域の活力から、更なる魅力を創造します
基本理念
共生
人と地域が活躍する、共生協働のまちづくりを進めます
行財政
効果的・効率的な行財政運営を推進します
将来都市像
人と地域が躍動し　安心と活力のあるまち　薩摩川内
政　策
Ⅰ 健康・福祉
健やかに生き生きと暮らせるまちづくり
Ⅱ 生活環境
快適で魅力的な住み続けたいまちづくり
Ⅲ 産業振興
地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり
Ⅳ 社会基盤
安全性と利便性の質を高めるまちづくり
Ⅴ 教育文化
次世代を担う人と文化を育むまちづくり
Ⅵ 地域経営
市民みんなで考え、行動するまちづくり

施策1 生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	①健康に対する市民意識の向上　②健康づくりの推進 ③医療体制の整備
施策2 安心して子どもを産み育てられる支援の強化	①多様なニーズに応じた子育て支援の充実 ②保育サービスの充実　③子育て相談体制の充実
施策3 地域が支える高齢者福祉の充実	①介護予防と生きがいづくりの推進 ②地域におけるケアや支え合いの推進 ③介護保険事業による居宅サービス等の充実
施策4 地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	①障害者(児)福祉の充実 ②障害の早期発見と障害児支援の充実 ③地域福祉の充実　④生活困窮者の自立支援等の充実

施策1 市民の安全確保と防災対応の推進	①地域防災力の向上　②消防・救急体制の充実 ③原子力安全対策の推進　④安全な市民生活の確保 ⑤交通安全・防犯対策の推進
施策2 快適な地域を守る環境対策の充実	①ごみ処理対策の推進　②自然環境の保全 ③環境学習と環境保全活動の推進
施策3 安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	①計画的施設整備と災害に強い施設整備 ②持続可能な健全経営　③汚水処理人口普及率の向上
施策4 次世代エネルギー技術の市民生活への浸透	①次世代エネルギー技術に対する市民意識の向上 ②次世代エネルギー技術の市民生活への普及 ③次世代エネルギー技術の市民生活での活用
施策5 公園等の整備と良好な景観形成の推進	①公園等の整備　②公園等の維持管理　③景観の形成

施策1 一次産業の振興と六次産業化の促進	①担い手の育成・確保等 ②経営基盤確立と地域特性を活かした産地づくりの推進 ③農林漁業の六次産業化の促進 ④安心して生産できる魅力ある農山漁村の基盤整備の推進 ⑤食の安全対策の推進
施策2 地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興	①市内企業の育成・支援　②企業誘致の推進 ③雇用環境整備の支援　④地域特性を活かした商圏の充実
施策3 市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開	①旅行誘客の促進　②物産販売力の強化 ③観光物産施設の充実　④シティセールスプロモーションの充実 ⑤観光物産マネジメントの充実

施策1 災害に強い防災基盤の整備	①防災施設等の整備　②予防対策事業の推進
施策2 快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	①中心市街地の形成　②市街地の整備 ③住環境の保全　④定住対策の促進
施策3 発展を支える公共交通ネットワークの整備	①串木野・川内～甑島航路の維持と利用促進 ②陸上交通の利便性向上と効率的運行 ③鉄道交通の利用促進　④総合的な公共交通の連携と強化
施策4 利便性の高い道路の整備	①適切な維持管理等の促進　②市道の整備 ③国道・県道の整備促進
施策5 次世代インフラの普及促進と活用の推進	①都市基盤の整備　②ICTの活用 ③人材育成やサポート体制の整備
施策6 人と物流を支える港湾機能の充実	①港湾機能の充実　②川内港の利活用推進 ③川内港を活用したにぎわいの創出

施策1 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進	①小中一貫教育の推進　②知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進　③教育環境の充実
施策2 地域全体で子どもを守り育てる環境整備	①地域の教育力の向上　②指導者の指導力向上 ③総合的なネットワークの連携強化
施策3 学び活かす生涯学習と多文化共生の推進	①生涯学習の展開とネットワーク化 ②生涯学習を進めるコーディネート機能の充実 ③家庭の教育力の向上　④多文化共生の推進
施策4 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用	①文化財等の保存・継承・活用　②文化活動の推進
施策5 スポーツ活動を楽しむ環境整備	①生涯スポーツの推進　②競技スポーツの振興 ③スポーツ振興による地域の活性化

施策1 地域力を発揮するコミュニティ活動への支援	①地域の自立・活性化への支援　②住民自治に対する意識の向上
施策2 お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進	①人権教育・啓発の推進　②相談体制の充実 ③男女共同参画社会の実現に向けた啓発と取組の促進
施策3 市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進	①広報・広聴活動の充実　②人材育成・確保　③組織・機構の見直し
施策4 効果的かつ効率的な行政経営の推進	①行政経営システムの構築　②公共施設等の効率的維持管理 ③広域連携等の推進
施策5 健全で安定した財政運営の推進	①将来の財政見通しの算定　②財政規模の確保 ③収入財源の確保・拡大

第２章　施策別展開方針　施策別展開方針の見方

政策名

基本構想で掲げた6つの政策展開の基本方針を示しています。

めざす姿

施策の基本目標として、5年後に到達させる状態を示しています。

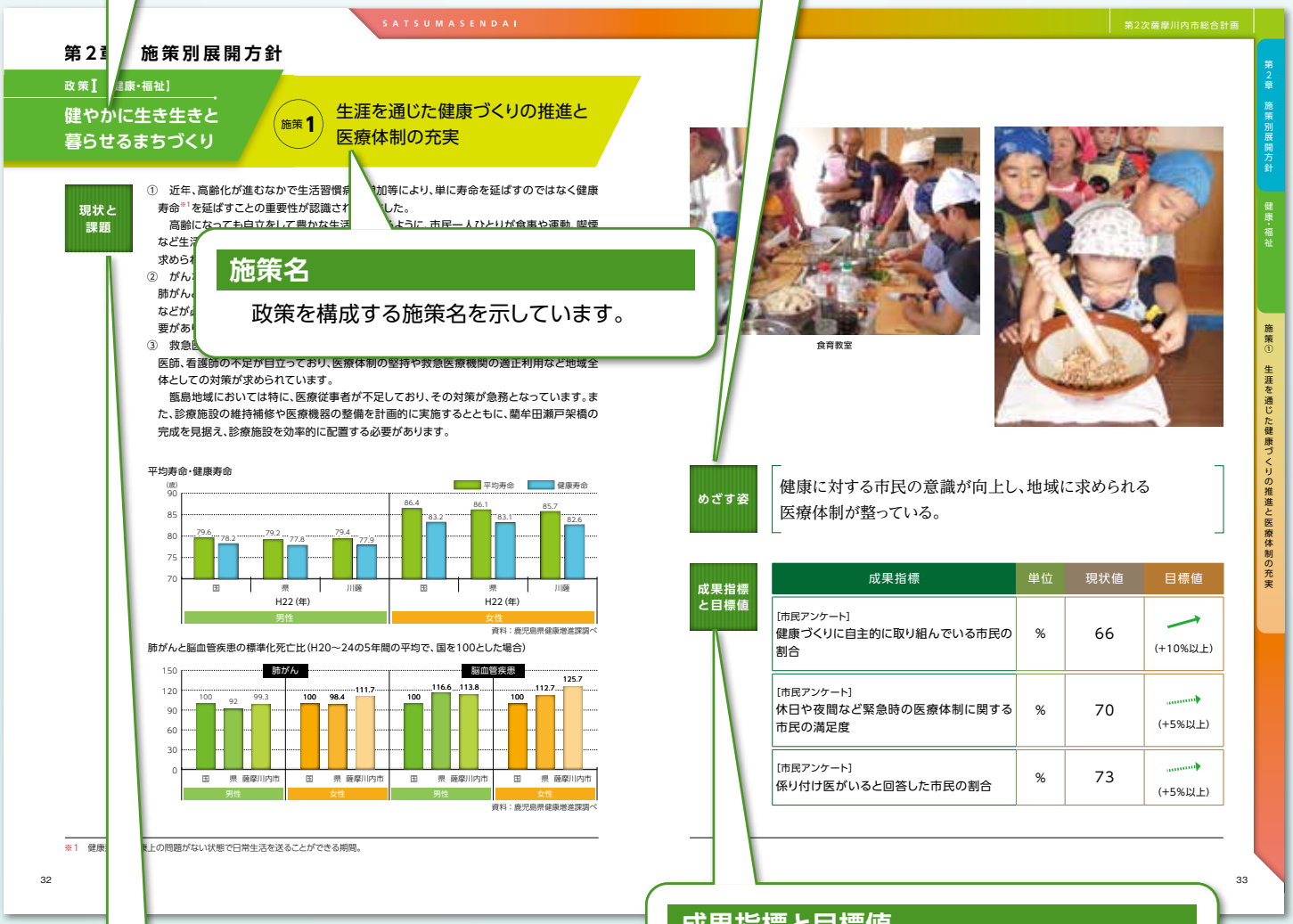

現状と課題

第1次総合計画での取組を通じて見えてきた施策展開上の課題をクローズアップするために、現状及び問題点等を記述したものです。

「現状と課題」で示した項目が「施策の方向性」のそれぞれの項目に対応しています。

成果指標と目標値

施策の基本目標「めざす姿」の内容を捕捉し、現状値からの達成度を客観的に測定するものとして示しています。

矢印の定義

アンケートに伴う目標値については、現状値からの増減率による5種類の矢印で表記しています。

- 5%以上の増加、減少を目指す
- 10%以上の増加を目指す
- 15%以上の増加を目指す
- 20%以上の増加を目指す

施策の方向性

「現状と課題」で示した取組課題に対応し、施策としての取組の方向性、課題対処の姿勢や方針を示しています。

※施策によって方向性の数は異なります。

施策1 生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実

施策の方向性

① 健康に対する市民意識の向上

- ◆ 若いうちから自分の健康づくりに関心を持ってもらうため、ポピュレーションアプローチ※2を充実します。

② 健康づくりの推進

- ◆ 疾病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、特定健康診査、人間ドック、がん検診など、各種検診を充実し、受診しやすい体制を整えるとともに、感染症などの発生・蔓延防止対策の充実を図ります。
- ◆ 健診受診後の必要な情報の提供や相談、指導を充実します。

③ 医療体制の整備

- ◆ 在宅当番・夜間当番病院の充実、休日の医師及び看護師等の確保、救急医療に関する情報提供など、安心して医療を受けられるよう、医療機関と行政が連携し、救急医療体制を堅持します。
- ◆ 甑島地域の医療体制については、診療施設の効率的配置及び充実を図り、医師・看護師の負担を軽減することによる安定的な医療体制の確保に努めます。

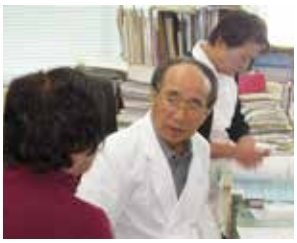

離島医療の診察風景

思春期ふれあい体験

※2 ポピュレーションアプローチ：年代を問わず市民全員を対象にした食育、運動、歯と口の健康、適正飲酒、禁煙といった健康意識向上のための取組。

施策体系

市民と行政の役割分担

市民	市民	係り付け医を持ち、医療機関の重複受診やコンビニ受診※3を避けましょう。
		自分の健康や生活習慣に関心を持ち、健康づくりに努めましょう。
	事業者	従業員の健康づくりを積極的に支援しましょう。
	地域・団体	疾病予防に努めるとともに、健康づくりに対する意識を醸成しましょう。
		健康に関する知識の普及啓発に努め、地域で誘い合って各種検診を受診しましょう。
	医療機関	適切な医療の提供とともに、医療従事者の確保と育成に努めましょう。
行政		健康づくりに対する市民意識向上のための普及啓発に努めるとともに、健康づくり事業を推進します。
		適切な医療の提供とともに、夜間当番病院やその他の医療機関の診療科目等の医療環境に関する情報を適切に周知します。
		夜間・休日を問わず、安心して医療が受けられる医療体制の確立を目指します。

※3 受診：軽症患者が、本来重症者の受け入れを対象とするはずの救急外来を、夜間や休日の時間帯に受診する行為のこと。

市民と行政の役割分担

施策の基本目標「めざす姿」を実現していくため、「施策の方向性」で示したそれぞれの取組の展開に当たって、「市民」、「事業者」、「地域・団体」、「行政」等が担うべき役割、係わり方などを示しています。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅰ【健康・福祉】

健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

施策1

生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実

現状と課題

① 近年、高齢化が進むなかで生活習慣病の増加等により、単に寿命を延ばすのではなく健康寿命※1を延ばすことの重要性が認識されてきました。

高齢になっても自立をして豊かな生活を送れるように、市民一人ひとりが食事や運動、喫煙など生活習慣に対する健康意識を高め、病気になりにくい健康な体を作り維持していくことが求められています。

② がんなどの生活習慣病やこころの病を抱えている人が増加しています。特に本市は男性の肺がんと脳血管疾患の死亡率が高いことから、がん検診や生活習慣病予防のための健康支援などが必要となっています。また、新型インフルエンザ等の感染症の発生や蔓延を防止する必要があります。

③ 救急医療も含め、安全・安心な医療体制は維持されていますが、特に産科、小児科を中心に医師、看護師の不足が目立っており、医療体制の堅持や救急医療機関の適正利用など地域全体としての対策が求められています。

甑島地域においては特に、医療従事者が不足しており、その対策が急務となっています。また、診療施設の維持補修や医療機器の整備を計画的に実施するとともに、藺牟田瀬戸架橋の完成を見据え、診療施設を効率的に配置する必要があります。

平均寿命・健康寿命

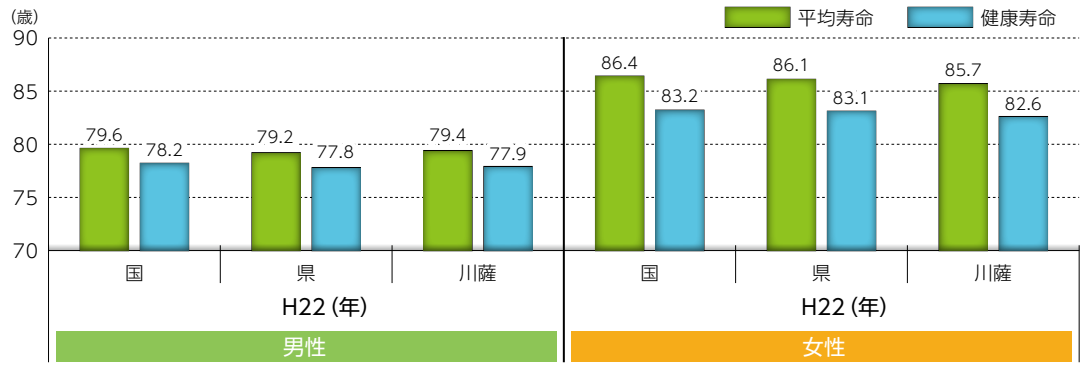

資料：鹿児島県健康増進課調べ

肺がんと脳血管疾患の標準化死亡比（H20～24の5年間の平均で、国を100とした場合）

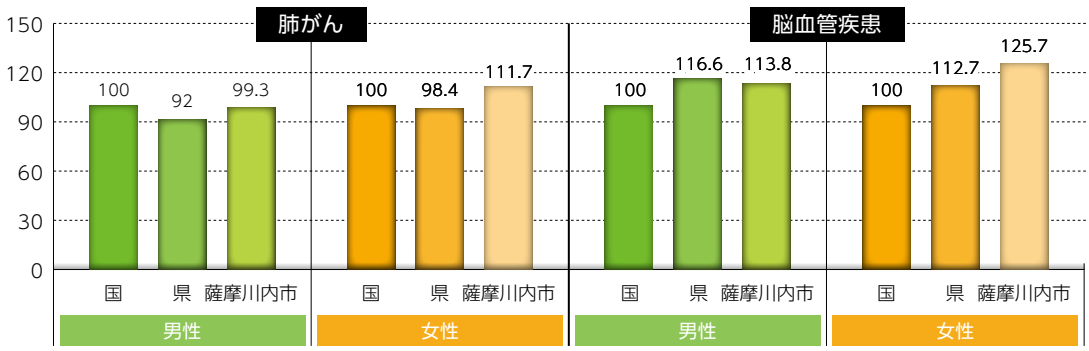

資料：鹿児島県健康増進課調べ

※1　健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間。

食育教室

めざす姿

健康に対する市民の意識が向上し、地域に求められる医療体制が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 健康づくりに自主的に取り組んでいる市民の割合	%	66	→ (+10%以上)
[市民アンケート] 休日や夜間など緊急時の医療体制に関する市民の満足度	%	70	⇢ (+5%以上)
[市民アンケート] 係り付け医がいると回答した市民の割合	%	73	⇢ (+5%以上)

施策1 生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実

施策の方向性

① 健康に対する市民意識の向上

- 若いうちから自分の健康づくりに関心を持ってもらうため、ポピュレーションアプローチ※2を充実します。

② 健康づくりの推進

- 疾病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、特定健康診査、人間ドック、がん検診など、各種検診を充実し、受診しやすい体制を整えるとともに、感染症などの発生・蔓延防止対策の充実を図ります。
- 健診受診後の必要な情報の提供や相談、指導を充実します。

③ 医療体制の整備

- 在宅当番・夜間当番病院の充実、休日の医師及び看護師等の確保、救急医療に関する情報提供など、安心して医療を受けられるよう、医療機関と行政が連携し、救急医療体制を堅持します。
- 甑島地域の医療体制については、診療施設の効率的配置及び充実を図り、医師・看護師の負担を軽減することによる安定的な医療体制の確保に努めます。

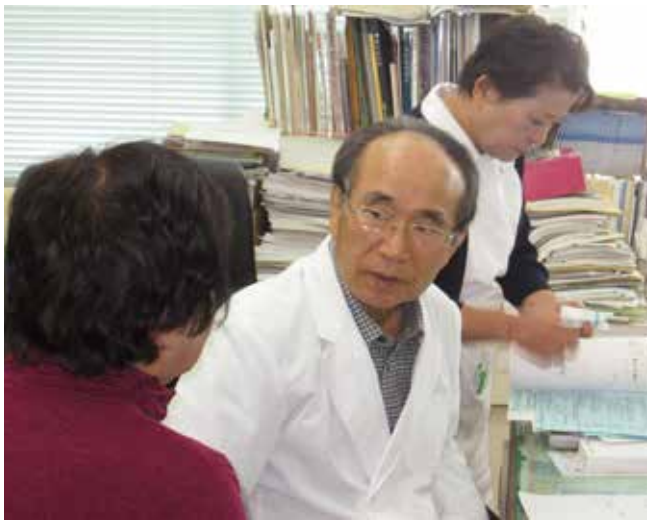

離島医療の診察風景

思春期ふれあい体験

※2 ポピュレーションアプローチ：年代を問わず市民全員を対象にした食育、運動、歯と口の健康、適正飲酒、禁煙といった健康意識向上のための取組。

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	係り付け医を持ち、医療機関の重複受診やコンビニ受診※3を避けましょう。
	自分の健康や生活習慣に関心を持ち、健康づくりに努めましょう。
事業者	従業員の健康づくりを積極的に支援しましょう。
地域・団体	疾病予防に努めるとともに、健康づくりに対する意識を醸成しましょう。
	健康に関する知識の普及啓発に努め、地域で誘い合って各種検診を受診しましょう。
医療機関	適切な医療の提供とともに、医療従事者の確保と育成に努めましょう。

行政

健康づくりに対する市民意識向上のための普及啓発に努めるとともに、健康づくり事業を推進します。

適切な医療の提供とともに、夜間当番病院やその他の医療機関の診療科目等の医療環境に関する情報を適切に周知します。

夜間・休日を問わず、安心して医療が受けられる医療体制の確立を目指します。

※3 コンビニ受診：軽症患者が、本来重症者の受け入れを対象とするはずの救急外来を、夜間や休日の時間帯に受診する行為のこと。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅰ【健康・福祉】

健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

施策2

安心して子どもを産み育てられる支援の強化

現状と課題

① 結婚・出産年齢の上昇、住環境の変化や教育費の増加など、様々な要因により少子化の傾向が顕著となるなかで、妊娠・出産に対し不安を残したままの女性や、若年妊娠などリスクの高い女性の妊娠届出が増加しており、思春期からの教育とともに、妊娠から出産・育児の各段階における多様なニーズに応じたきめ細かな対応が必要です。

さらに、経済的な面で子育てに不安を感じている保護者も増えており、引き続き国・県の助成に加え、市独自の子ども医療費助成等により、経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

② 保育需要に対し、定員を確保しても新たな待機児童が発生する状況にあることから、継続して待機児童の解消を図る必要があります。安心して子育てができるように、また、保護者の就労を支援する観点からも、就労形態や保育ニーズに応じた様々な支援に取り組む必要があります。

③ 周りに相談できる人がいないために、不安を抱えながら育児をしている保護者が多く見られ、虐待や育児放棄に関する通報も増えていることから、相談体制の拡充に併せ、教育機関のみならず地域や事業所などとの連携をより一層強化し、迅速に対応できる見守り体制を構築する必要があります。

児童相談種類別延べ件数

区分／年度	養護相談		保健	障害	非行		育成相談				その他	計
	虐待	その他			ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適正	育児しつけ		
H23	104	348	3		25	5	10	95	1	1	28	620
H24	69	252	29	18	47	10	37	33	2	12	12	521
H25	77	180	11	3	5	1	19	62	2	4	24	388

資料：子育て支援課

保育所待機児童数の推移

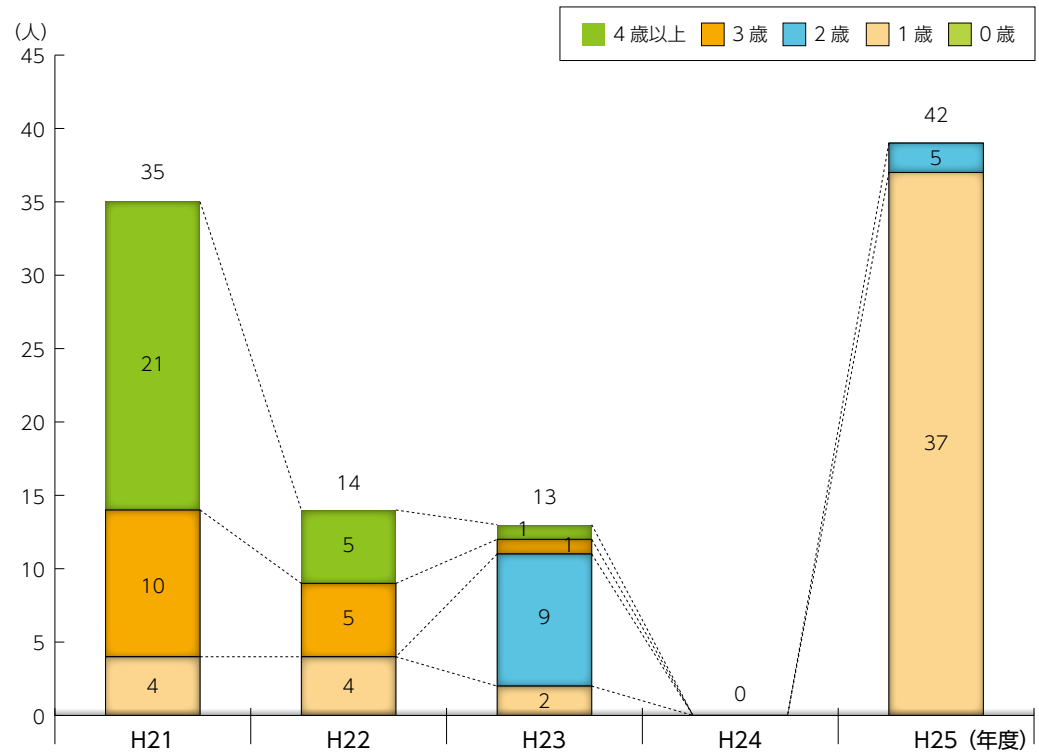

資料：子育て支援課

めざす姿

子育てしやすい環境が整い、安心して産み育てることができている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 安心して産み育てることができると感じる市民の割合	%	62	↗ (+10%以上)
[市民アンケート] 仕事と子育てを両立できる環境が整っていると感じる市民の割合	%	46	↗ (+20%以上)
待機児童数	人	42	0

施策2 安心して子どもを産み育てられる支援の強化

施策の方向性

① 多様なニーズに応じた子育て支援の充実

◆ 安心して出産し、育児ができるように、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査といった産前の支援、新生児訪問や母子相談、育児講演会といった産後の支援により、母と子の保健・医療の充実を図りつつ、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

② 保育サービスの充実

◆ 社会経済状況の変化や保護者の就労形態の多様化、核家族化などによる多様な保育ニーズに応えるため、保育園の効率的な配置や放課後児童クラブの積極的な活用等、保育サービスの充実に努めます。

③ 子育て相談体制の充実

◆ 子どもを安心して育てられる環境を作るため、現在の相談体制や地域による見守りの取組を継続しつつ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の体制を整えるとともに、関係機関との連携強化に努めます。

育児リフレッシュ教室

施策体系

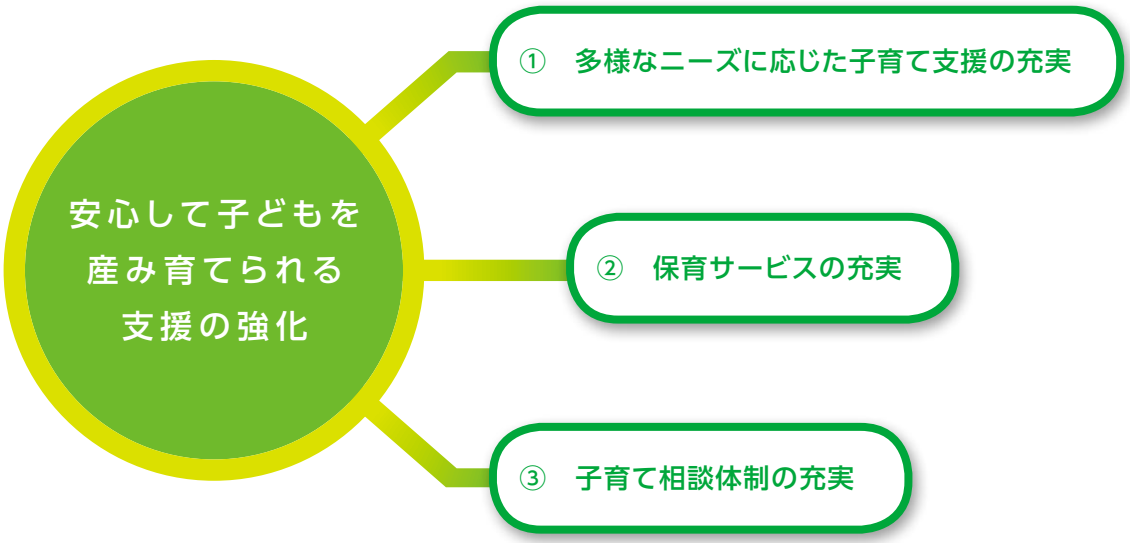

市民と行政の役割分担

市民

市民	出産や育児に対する理解を深め、家族が共に協力し、子育てに取り組みましょう。
事業者	出産や育児に対する理解を深め、子育てしやすい職場環境の整備に努めましょう。
地域・団体	子育て家庭への支援や地域での見守りに努めましょう。

行政

リスクの少ない妊娠ができるよう思春期からの教育を支援します。

安心して出産ができるよう相談体制や経済的負担の軽減等、支援の充実を図ります。

子育てしやすい環境づくりのため、多様なニーズに応じた育児支援の充実に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅰ【健康・福祉】

健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

施策3　地域が支える高齢者福祉の充実

現状と課題

① 既に「超高齢社会」を迎えた現在、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルも多様化するなか、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症等の問題が増加してきており、高齢者が地域で安心して生き生きと暮らせるよう健康寿命※1を延ばし、介護が必要な状態にならないための取組を進める必要があります。

現在も、様々なプログラムによる介護予防の取組を実施していますが、参加率が低く、参加者のすそのが広がっていない傾向にあるため、その原因を分析し、高齢者が気軽に参加できるように、実施回数や開催場所・内容等の実施方法を検討するとともに、継続して実施できるよう地域の状況に応じた介護プログラムを構築する必要があります。

② 加齢に伴い、意思があっても趣味の活動や地域活動ができない状態になるケースが増えてくることが予想されるため、高齢者クラブ活動のみならず様々な社会参加の機会を提供するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域で見守り支え合う体制を整備する必要があります。このため、家族や福祉事業者、警察等関係機関が連携し、役割を分担しながら解決を図るための取組を継続して進め、持続可能な地域包括ケアのネットワークを構築する必要があります。

③ 介護保険事業については、必要な居宅サービスを提供するとともに、地域密着型サービスを含む施設・居住系サービスの充実を検討する必要があります。

①年齢3階層別人口の推移

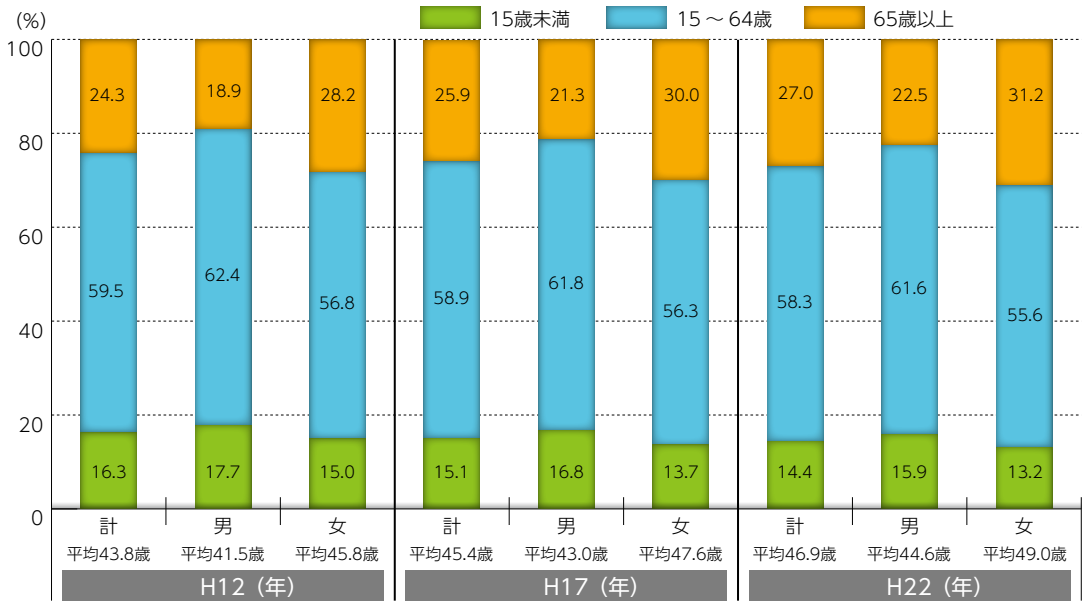

資料：国勢調査

※1　健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間。

介護予防教室

めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して生活している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 高齢者が安心して暮らせる環境が整っていると思う市民の割合	%	53	↗ (+15%以上)
介護予防事業の参加率	%	0.8	5.0

施策3 地域が支える高齢者福祉の充実

施策の方向性

① 介護予防と生きがいづくりの推進

- 健康づくりや介護予防を目的とする地域活動の立ち上げと、継続的な支援の展開により、閉じこもり防止やコミュニケーションの場の確保など、地域の状況を勘案した介護予防の取組を促進します。
- また、高齢者の積極的な社会参加を促すなど、それぞれの生活環境に応じた生きがいづくりを推進します。

② 地域におけるケアや支え合いの推進

- 高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民と行政が協働して支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、高齢者を見守り、支える活動の拡充を図ります。
- 関係機関や支援者等が連携して地域ケア会議を開催し、個々の課題の検討や支援についての役割分担、地域課題などを検討し、解決を図るための支援体制づくりを進めます。

③ 介護保険事業による居宅サービス等の充実

- 在宅での生活が困難であっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう訪問・通所介護など居宅サービスの確保を図るとともに、介護老人福祉施設やグループホームなど、施設・居宅系サービスの充実に努めます。

高齢者に対する声かけ訓練

施策体系

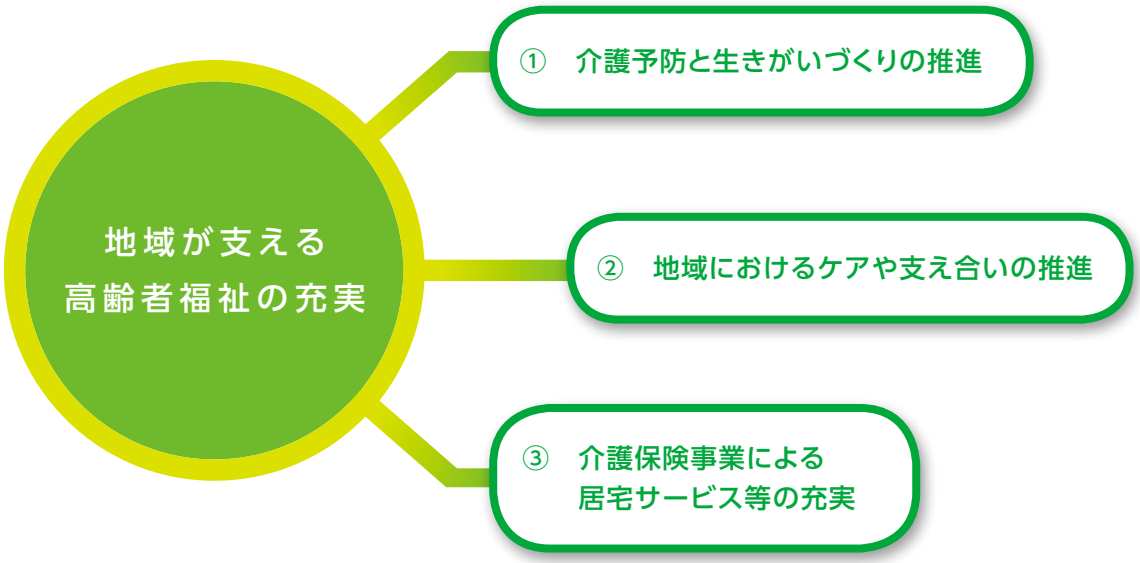

市民と行政の役割分担

市民

市民	地域行事等へ積極的に参加するように努めましょう。
	お互いが見守りや支え合いに努めましょう。
地域・団体	高齢者が社会参画しやすい環境づくりに取り組みましょう。
	地域で見守り支え合うネットワークの構築に取り組みましょう。
福祉事業者	高齢者が利用しやすい施設環境の整備に努めましょう。

行政

地域での見守り支え合うネットワークの構築を支援します。

在宅介護支援センターなど相談体制を整備して、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくりに取り組みます。

高齢者クラブ等の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅰ【健康・福祉】

健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

施策4

地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実

現状と課題

① 全ての市民が、障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者が必要な支援を受けながら、自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加する機会が確保されるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めることが求められています。

② 併せて、障害を早期発見し、必要な療育や特別支援教育等を受けられる体制を整備する必要があります。

③ 社会情勢の変化や少子・高齢化、家族形態の変化などに伴い、市民意識や価値観の多様化、地域住民相互の連帯感の希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変容してきており、市民一人ひとりが相互扶助の原点に立ち返り、地域に住む人々が共に助け合い、支え合う、思いやりのある地域福祉社会の構築が求められています。

④ 雇用労働情勢が厳しさを増すなかで、生活困窮者が増加する傾向にあります。また、生活保護受給者にあっては、自立を図るため、就労支援対策等を進めていますが、自立に繋がらないケースが散見されます。このような状況から、生活困窮者が主体的に就労・自立できるよう、ハローワークを始め事業者等との連携を深めるほか、個々に応じた相談支援体制を充実させる必要があります。

障害者手帳年代別所持者数の推移

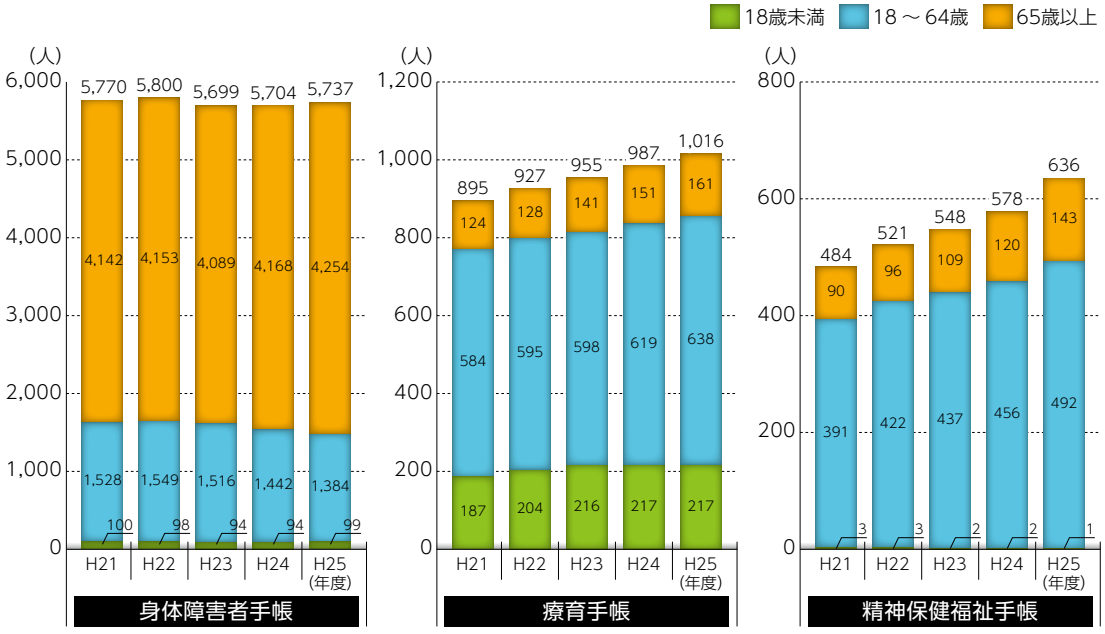

資料：障害・社会福祉課

療育風景

めざす姿

主体的・積極的に社会活動に参画し、住み慣れた地域で、
個人として尊重され、生きがいを持って生活している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 障害者(児)に対する施策・サービスの市民の満足度	%	59	(+15%以上)
避難行動要支援登録者※1に対する補助者の割合	%	64	75
地域の支え合い活動を行っているボランティア団体数	団体	118	150

※1　避難行動要支援登録者：他者の補助がなければ避難できない一人暮らしの高齢者等の中で、要支援者登録を希望され、台帳登録された方。

施策4 地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実

施策の方向性

① 障害者(児)福祉の充実

- ◆ 障害者(児)の社会参加の促進や家族の負担軽減等を目的にした、障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障害者の就業機会の確保や事業所への啓発等、障害者の就労環境の整備及び充実を図ります。

② 障害の早期発見と障害児支援の充実

- ◆ 関係機関との連携強化により、障害を早期発見し、療育や特別支援教育の充実を図ります。

③ 地域福祉の充実

- ◆ 要配慮者※2に関する情報を地域福祉の観点から幅広く活用するための周知を行い、避難支援に対する連携と情報共有を図ります。
- ◆ 民生委員や自治会長を中心とした地域の見守り体制の充実を図ります。
- ◆ ボランティア意識の高揚に努めるとともに、その活動の支援や人材の育成に努めます。

④ 生活困窮者の自立支援等の充実

- ◆ 生活困窮者自立支援制度の機能充実を図り、生活保護受給に至ることのないように生活困窮者の生活再建に努めます。
- ◆ ハローワーク・事業者等との連携を深め、生活保護受給者の自立を支援するほか、必要な生活水準の確保に努めます。

避難行動要支援者避難支援等制度に基づく避難行動要支援者の登録台帳への登録者数等

区分 / 年度	避難行動要支援登録者数	補助者のある登録者数	補助者の割合
H24	2,375 人	1,161 人	48.9%
H25	2,985 人	1,910 人	64.0%

資料：障害・社会福祉課

※2 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児など防災施策において特に配慮を要する方。

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	障害者(児)福祉、地域福祉に対する理解を深めましょう。
	地域社会の一員であることを認識し、地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
事業者	障害者の積極的な雇用に努めましょう。
地域・団体	障害者の社会参加を支援しましょう。
福祉事業者	福祉サービスの充実、生活環境の整備に努めましょう。

行政

関係機関・団体との連携強化に取り組みます。

福祉サービスの充実に努め、生活環境の整備に取り組みます。

啓発・広報活動の充実に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

施策1　市民の安全確保と防災対応の推進

現状と課題

① 地域防災機能の充実や防災意識の高揚のため、自主防災への意識や訓練の重要性の啓発を行うとともに、消防庁舎に併設した防災研修センター等を活用し、自主防災組織の訓練実施率を向上させる必要があります。また、高齢者など災害時に避難する際、支援が必要な方の把握や避難方法などを予測し、備えておく必要から要配慮者※1の抽出と登録を進める必要があります。

② 一人暮らしや高齢者世帯への防火指導訪問の実施により、建物火災件数や火災による死者が減少していることから、今後も更に訪問活動を強化するほか、高機能消防指令センターや消防・救急無線のデジタル化への移行など、多種多様な災害に対応できるよう関係施設や車両及び資機材について、年次的に整備を進めていく必要があります。また、市民による救命活動の実施率を上げるため、広く普通救命講習を実施し、救命率向上のための取組を積極的に進める必要があります。

③ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、原子力に対する不安が高まっており、事業者に対し安全対策の充実強化を強く求めるほか、避難対策など原子力防災計画を充実するとともに、市民に対して原子力に関する情報を提供する必要があります。

④ 消費生活に関する相談窓口には、多重債務や架空請求等に係る相談が寄せられていることから、複雑化及び高度化する消費者問題に対する相談体制の充実、警察及び関係機関との連携による情報ネットワークの活用を進め、消費者被害の未然防止と被害者救済に努める必要があります。

⑤ 交通安全教育など交通事故防止及び安全確保に取り組んでいますが、高齢者が関わる交通事故が増加しているため、引き続き交通安全意識を高め、交通安全教育を充実させる必要があります。また、犯罪から市民を守るために、防犯灯設置や青色パトロール車による登下校時のパトロールの実施など、今後も継続して実施するとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

自主防災組織率の推移

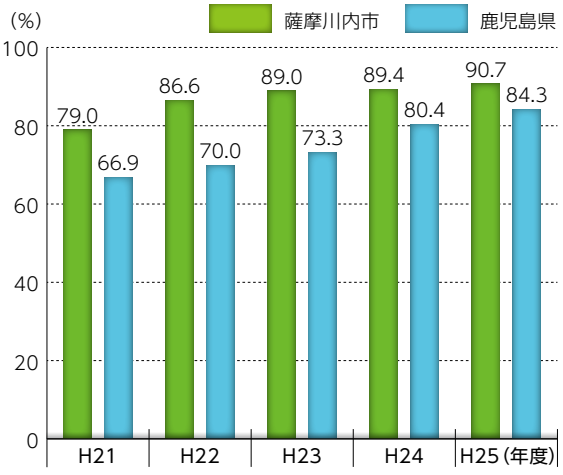

資料：鹿児島県危機管理防災課

薩摩川内市の自主防災組織の訓練実施率

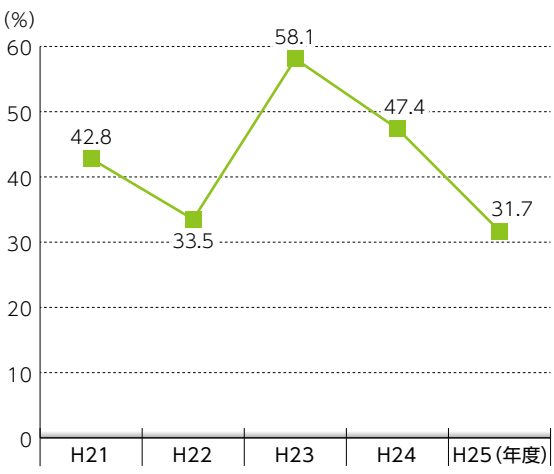

資料：警防課

※1　要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児など防災施策において特に配慮を要する方。

自主防災組織の訓練

めざす姿

市民の安全が確保される環境が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
自主防災組織の訓練実施率 (実施数／自主防災組織数)	%	32	60
年間の犯罪発生件数	件	374	360 以下
年間の交通事故発生件数	件	425	400 以下
市民による救命活動の実施率 (家族等バイスタンダーCPR※2 実施／心肺停止患者数(搬送者))	%	37	50

※2　バイスタンダーCPR：救急現場に居合わせた人が心肺蘇生法を行うこと。

施策1 市民の安全確保と防災対応の推進

施策の方向性

① 地域防災力の向上

- 災害発生時において、地域自ら迅速な対応ができるように、相互互助意識の醸成、信頼関係の構築等、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、地域主体の防災訓練を実施します。
- 災害発生時に正確な情報を提供し、高齢者や障害者などの要配慮者を地域で支援する体制を整備します。

② 消防・救急体制の充実

- 高齢者世帯への防火指導訪問のほか、防災研修センター等を活用した自主防災組織等の訓練指導を積極的に推進し、火災件数の低減に努めます。
- 複雑多様化する災害に的確に対応するため、施設や車両及び資機材を年次的に整備するとともに、職員及び団員の専門的研修により資質の向上に取り組み、災害対応能力の向上に努めます。
- 普通救命講習を積極的に実施し、現場に居合わせた市民による救命率の向上に努めます。

③ 原子力安全対策の推進

- 立地自治体として、事業者に対して、安全対策の充実強化を強く求めるとともに、原子力防災計画を充実し、市民に対し原子力に関する情報を提供します。

④ 安全な市民生活の確保

- ホームページや各種広報等による、迅速な情報提供や、消費者が自立した消費活動ができるよう、消費者意識の啓発や正しい知識の普及に努めるとともに、出前型や講座形式の研修会などを中心とした学習機会の充実を図ります。
- 関係機関と連携を図り効果的・効率的な地域ネットワークを構築し、市民からの消費生活問題に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応できる相談体制の充実を図ります。

⑤ 交通安全・防犯対策の推進

- 幼児から高齢者まで、世代ごとの交通安全教育の実施による交通ルールやマナー、交通安全意識の向上を図るため、関係機関等との連携を強化し、各種交通安全行事等の取組を推進します。
- 防犯灯の整備を促進し、防犯環境の整備を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、防犯活動を展開することにより、犯罪防止に努めます。

普通救命講習受講者数と市民による救命活動の比較

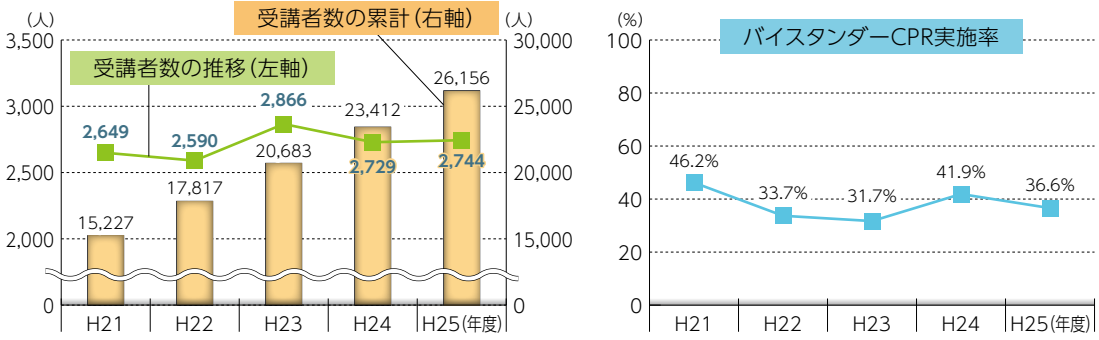

※ バイスタンダー･･･救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)。※CPR･･･CardioPulmonary Resuscitationの略で、心肺蘇生法のこと。

資料:警防課

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	自主防災組織や地域防犯活動へ積極的に参加して、防災・減災に関する意識を高めましょう。
	積極的に普通救命講習を受講し、いざという時の救命活動に取り組みましょう。
	交通ルールやマナーを守り、交通安全意識を高めましょう。
事業者	地域防災活動への協力を行い、企業防災組織の整備に取り組みましょう。
地域・団体	自主防災組織の活性化に取り組みましょう。
	地域防犯活動を行政等と連携して取り組みましょう。

行政

- 自主防災組織の結成や活性化の推進に取り組みます。
- 関係機関とのネットワーク化や消防・防災体制の充実に努めます。
- 消費生活問題に対し、関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組みます。
- 地域防犯活動を促進し、安全安心なまちづくりを推進します。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

施策2　快適な地域を守る環境対策の充実

現状と課題

① 人口減少が進行するものの、世帯数の増加などにより、新聞・広告チラシ等といった世帯単位のごみ排出量の増加が予想されます。ごみの排出量が増加することに伴い、処理費用の増加等も懸念され、また、資源循環型社会の構築や地球温暖化対策の推進という面からも、更にごみの減量化・資源化を推進し、適切なごみ処理体制を構築する必要があります。

同時に、一般廃棄物最終処分場の埋立残容量不足対策や、ごみ焼却施設、し尿処理施設、葬斎場などの環境施設は長期稼働による老朽化対策の必要があります。

② 自然環境では、ラムサール条約※1登録湿地である藺牟田池のベッコウトンボなど希少野生動植物の保護、環境のすばらしさ、大切さを学習の機会として、市・地域住民・地元事業者等と連携を図りながら、環境教育や自然保護の推進及び魅力ある地域づくりにつなげる必要があります。

また、不法投棄に関する苦情件数は減少傾向にあるものの、河川敷や空地、人通りの少ない山林等へのごみの不法投棄は後を絶たず、それに伴う生態系への悪影響が懸念されており、今後も、不法投棄の監視や地域美化活動の積極的な推進とその担い手を確保する必要があります。

③ 身近な生活環境において、快適性の向上や循環型社会の構築へのニーズが高まっており、地域環境に関する情報の発信や、身近な自然や環境についての学習機会の確保、環境団体等の自主的な活動への支援等が求められています。

ごみ排出の状況

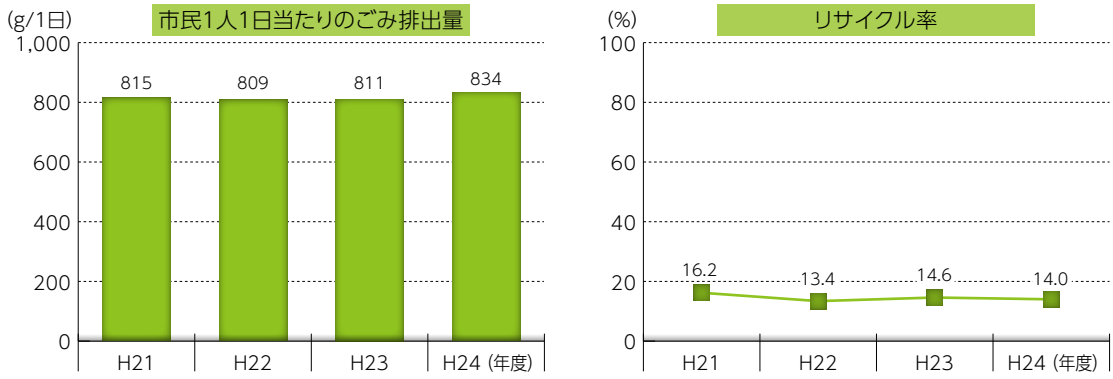

資料：環境課

不法投棄の状況

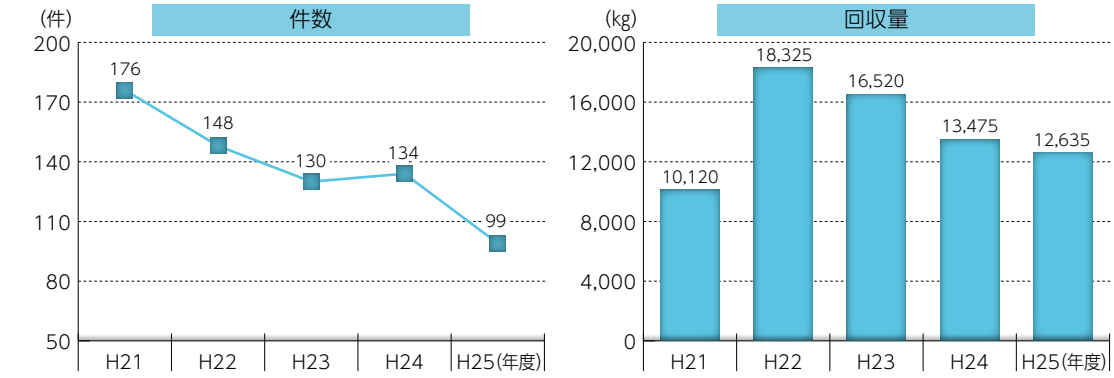

資料：環境課

※1　ラムサール条約：国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。

いむた池外来魚の駆除活動

めざす姿

環境保全に対する意識が高まり、保全活動が実践されている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
リサイクル率	%	14	24
一人一日当たりのごみの排出量	g	834	800
快適環境づくり事業実施団体数 (補助金交付団体数)	団体	49	150
苦情処理件数	件	240	120

施策2 快適な地域を守る環境対策の充実

施策の方向性

① ごみ処理対策の推進

- ごみの収集方法や分別方法など、マナーの統一を更に推進するとともに、ごみの排出抑制とリサイクルの推進に努めます。また、適正処理のための安全かつ衛生的な収集・運搬・処理を継続実施します。
- 環境関連施設は、長期稼動による老朽化が激しいため、延命化対策や適正な管理に努めます。

② 自然環境の保全

- 外来生物の繁殖を防ぐために駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入の未然防止に努めます。
- 環境美化推進員によるパトロール等の監視や看板設置など、不法投棄対策の強化を行い良好な環境を保全します。

③ 環境学習と環境保全活動の推進

- 家庭、学校、事業所、公的施設など、あらゆる場所と機会を通じて環境学習を推進し、様々な環境問題に対する意識の高揚に努めます。
- 花いっぱいまちづくり推進事業等により、自主的かつ積極的な参加による環境美化活動を推進します。

ごみ収集状況

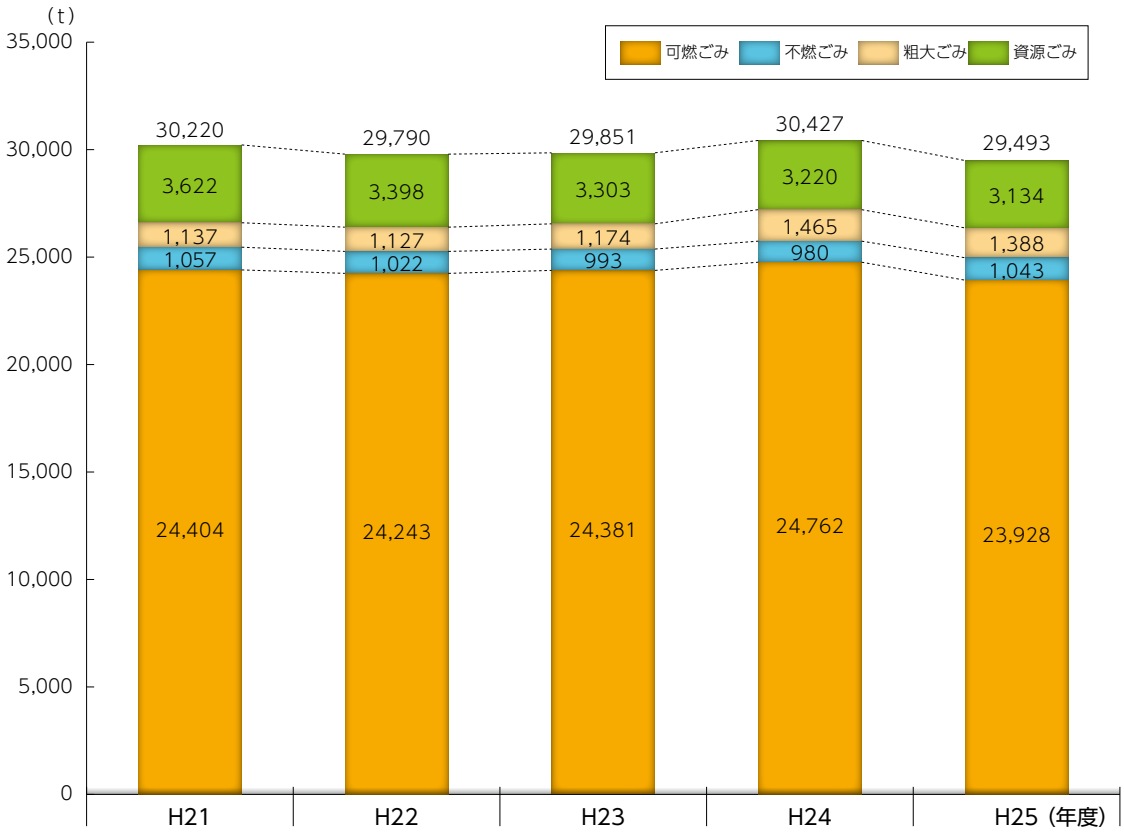

資料：環境課

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	ごみの発生を抑制し、ごみの減量や分別の徹底に心がけましょう。
	環境保全活動へ積極的に参加しましょう。
事業者	ごみの発生や過大包装を抑制し、ごみの減量や分別に取り組みましょう。
	事業所周辺の環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。
	地域の環境保全活動へ積極的に参加しましょう。
地域・団体	ごみの発生抑制を推進し、ごみステーションの適正管理を行いましょう。
	環境保全活動や環境教育活動へ積極的に取り組みましょう。

行政

- ごみの発生を抑制するために、減量・分別の徹底の啓発活動を実施します。
- 生活環境、自然環境の監視に努めます。
- 環境学習の充実など、環境問題に対する啓発活動に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

施策3

安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進

現状と課題

① 生活に欠かすことのできない上下水道施設の中には、経年による更新時期が到来している施設もあり、基幹施設の耐震化を推進すると同時に、その他の施設についても計画的な改修による長寿命化を図りながら、効率的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要があります。また、施設の維持管理の合理化、管理事務の効率化により、供給体制と経営基盤を強化する必要があります。

② 水道事業においては、人口減少や少子高齢化が進み、今後、給水人口の伸びが見込めず、大幅な収益の増加が期待できない一方で、施設の更新や耐震化に係る事業など多額の財政負担が予想され、持続可能性を念頭に置いた健全な経営が求められています。

③ 生活排水を適正に処理することができる人の割合を表す「汚水処理人口普及率※1」は汚水処理施設等の整備により改善してきましたが、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のためには、今後も生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。しかし、下水道等の集合処理施設の整備が進む一方で、区域内の建物から下水道への接続が伸びていない現状があります。また、集合処理以外の地域では、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進んでいない状況もあります。このため、市民への生活排水の適正な処理の重要性について啓発活動を更に強化し、下水道への接続と合併処理浄化槽への切り替えを推進する必要があります。

耐震化のイメージ図

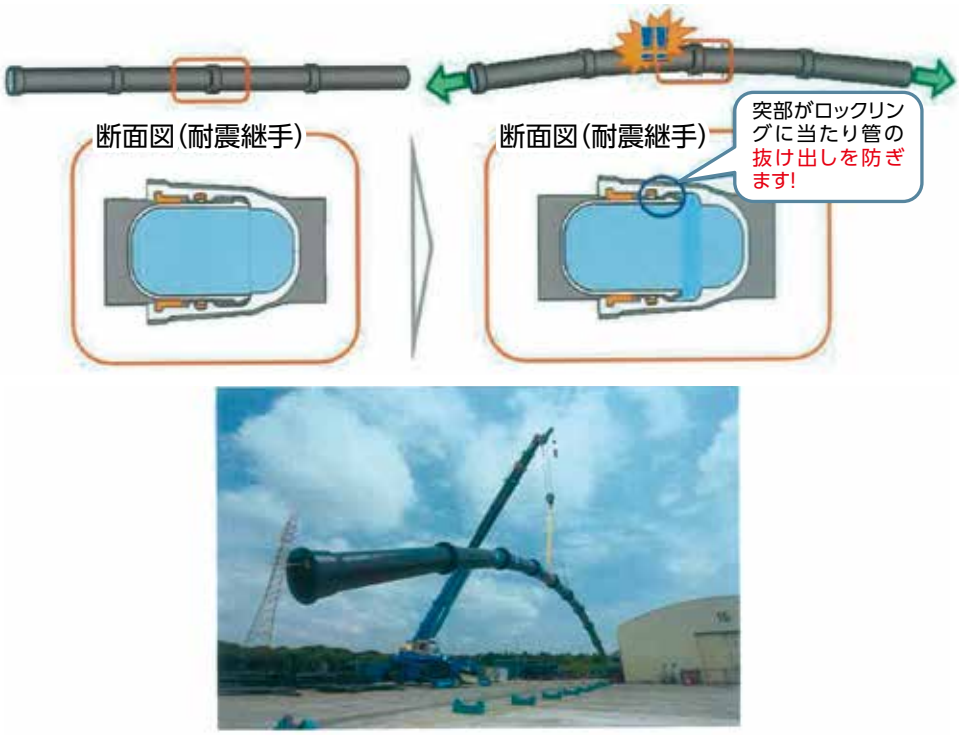

資料：上水道課

※1　汚水処理人口普及率：全人口のうち、下水道、農・漁業集落排水、合併浄化槽及びコミュニティプラントの汚水処理施設を使用することができる人の割合。

汚水処理人口普及率の推移

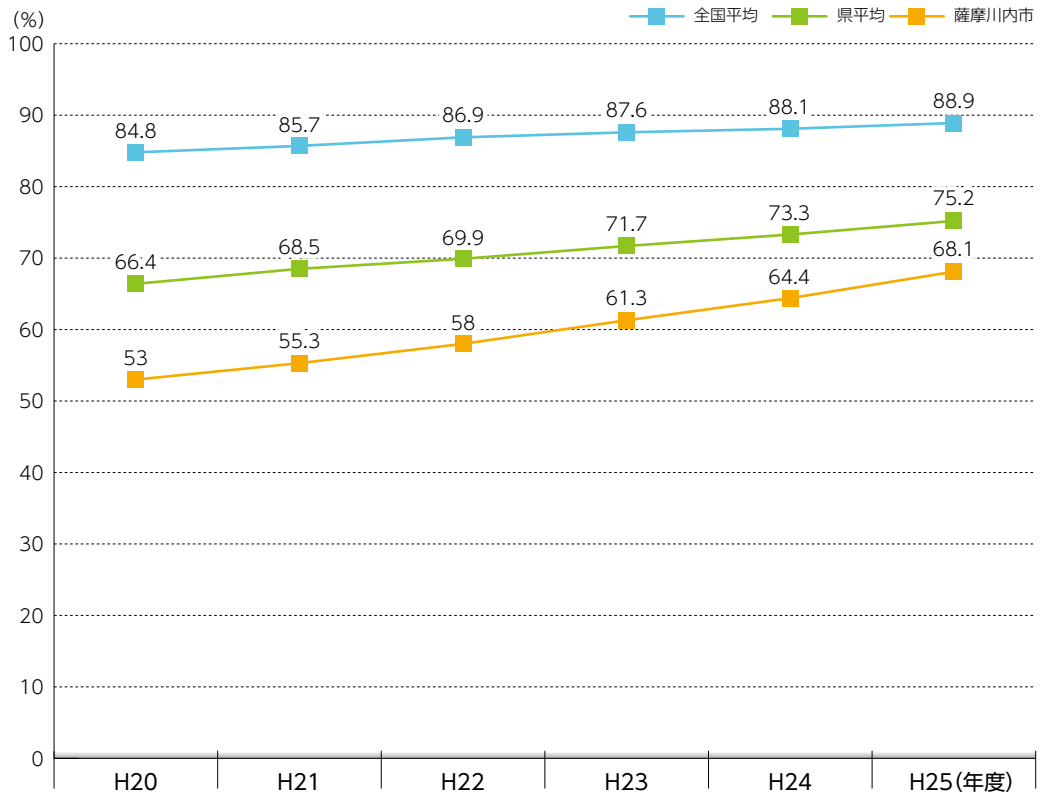

資料：下水道課

めざす姿

水道水が安定的に供給され、生活排水を適正に処理することにより、健全な水資源の循環が行われている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
資産老朽化比率（減価償却累計額／（償却資産合計額+減価償却累計額））	%	44	40
耐震化率（水道管）	%	6	23
経常収支比率（水道事業）	%	109	120
汚水処理人口普及率	%	68.1	74.2

施策3 安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進

施策の方向性

① 計画的施設整備と災害に強い施設整備

◆ 効率的な水道施設の再構築のため、施設の計画的更新や基幹施設の耐震化を図ります。

② 持続可能な健全経営

◆ 上水道と簡易水道の事業統合により、スケールメリットを生かした事務の効率化や民間への業務委託を進めるとともに、水道料金の適正化等を検討し、将来の経営予測に基づいた健全経営を行います。

③ 汚水処理人口普及率の向上

◆ 地域の特性に応じた下水道施設を計画的に整備します。
◆ 生活排水処理に関する意識啓発と下水道への接続を促進します。
◆ 小型合併処理浄化槽設置の支援と普及を促進します。

水道設備（配水池）耐震化工事

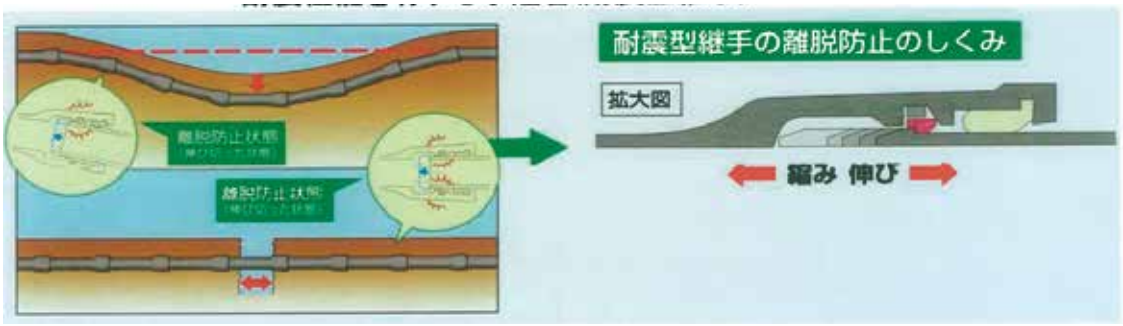

耐震性能を有する水道管（耐震型継手）

資料：上水道課

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	水道水を有効に利用して、水資源の環境保全に努めましょう。
	生活排水処理の重要性を理解し、下水道に接続しましょう。
事業者	生活環境に配慮した美化活動や浄化活動に取り組みましょう。
	事業所から出される排水は適正に処理しましょう。
地域・団体	水資源の環境保全に努め、環境美化活動に取り組む人の輪を広げましょう。
	地域が一体となって下水道に接続し、地域の生活環境を改善しましょう。

行政

- 施設の計画的な改修と維持管理を実施し、健全な経営基盤の確立に努めます。
- 定期的な水質検査及び環境調査による監視や指導を実施します。
- 地域の特性に応じた下水道施設を整備します。
- 下水道への接続のための啓発や接続推進活動に取り組みます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

施策4

次世代エネルギー技術の市民生活への浸透

現状と課題

①②③　原子力・火力発電所が立地するエネルギー供給基地として、これまで電力産業と共生するまちづくりを進めてきましたが、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降、エネルギーに対する市民の認識が大きく変化しています。特に、家庭や公共施設への太陽光発電システムの設置、風力発電所の立地など、エネルギーの多様性やその利用について関心が高まっています。

次世代エネルギー※1を活用したまちづくりを進めるため、適正な土地の利用に配慮しながら、次世代エネルギーの普及とともに、関連産業の創出や次世代エネルギー技術を生かした市民生活に関わる事業の創出などを目標に掲げ、取組を始めていますが、目標実現のためには、市民・事業者・教育機関・自治体等が一体となり、生活・交通・まちづくりなど多面的な取組が重要となっています。

①　このため、まずは、市民、事業者、教育機関の皆様に対し、次世代エネルギーを活用したまちづくりに対する興味や理解を深めるための仕組みを構築する必要があります。

②　次世代エネルギー技術の活用により市民の生活様式の意識改革を促し、生活環境の快適性の向上や化石燃料への依存度の低減など、低炭素社会の早期実現に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。

③　さらに、次世代エネルギーに関する技術そのものが、様々な形で地域を支え、その持続性を高めていくための新たな都市基盤となるよう取り組む必要があります。

総合運動公園太陽光発電

柳山ウインドファーム風力発電

※1　次世代エネルギー：太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用の海洋エネルギーまで含めたもの。

次世代エネルギー技術の活用イメージ図

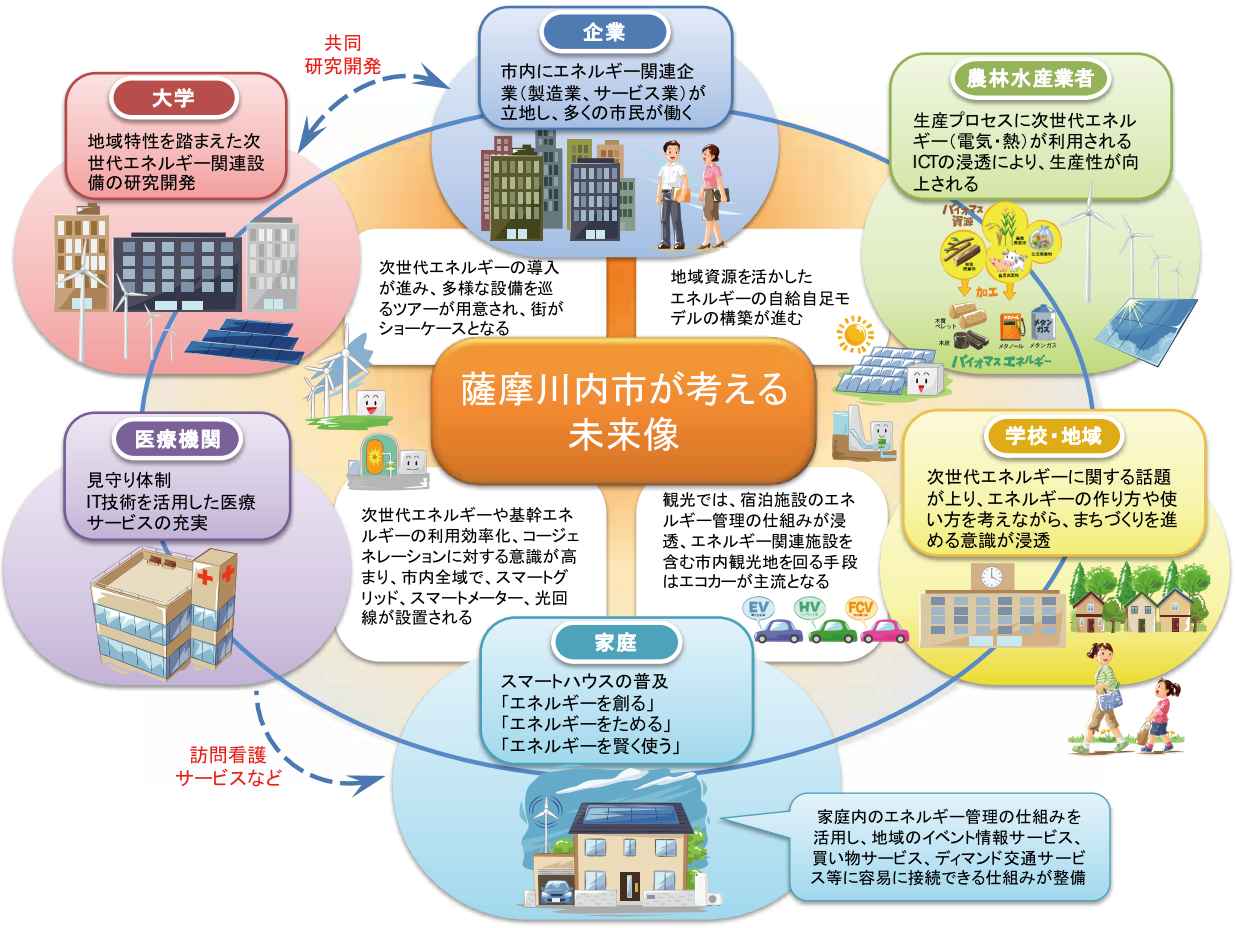

資料：新エネルギー対策課

めざす姿

次世代エネルギー技術を日常の生活にうまく活用している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 省エネルギー対策や太陽光発電施設導入に関心がある市民の割合	%	85	(+5%以上)
太陽光発電設備（50kW 未満）設置累計	件 kW	2,961 16,776	4,950 28,050
電気自動車等次世代自動車の新車販売割合 （電気自動車・プラグインハイブリッド車※2・燃料電池車）	%	僅か	15

※2　プラグインハイブリッド車：バッテリーの容量を増やして、家庭のコンセント（プラグ）からの電力で充電する方式の車。

施策4 次世代エネルギー技術の市民生活への浸透

施策の方向性

① 次世代エネルギー技術に対する市民意識の向上

◆ ホームページや広報紙・市民講座・エネルギーフェア等を通じ、次世代エネルギーの導入やエネルギーの賢い使い方などを情報発信するほか、スマートハウス※3による省エネ体験など、事業所を含め市民のエネルギーに対する興味や理解・意識の向上を図ります。

② 次世代エネルギー技術の市民生活への普及

◆ 太陽光発電やスマートハウスなど新しい生活様式の普及を促進します。また、自宅からの乗車予約システムの構築など、公共交通のスマート化を促進するとともに、環境負荷の低いエコカー仕様のバス・タクシーや、関連する設備の導入を推進します。

③ 次世代エネルギー技術の市民生活での活用

◆ エネルギーの使い方にも着目した高齢者等への生活支援サービスなど、新しい生活様式を確立し、安全・安心・快適な生活への活用に努めます。

スマートハウス

急速充電器

超小型モビリティ※4と電気自動車

電気バス

※3　スマートハウス：情報技術（IT）を活用して家庭内のエネルギー消費が最適になるように制御された住宅のこと。
※4　超小型モビリティ：自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動手段となる１人～２人乗り程度の電気車両。

施策体系

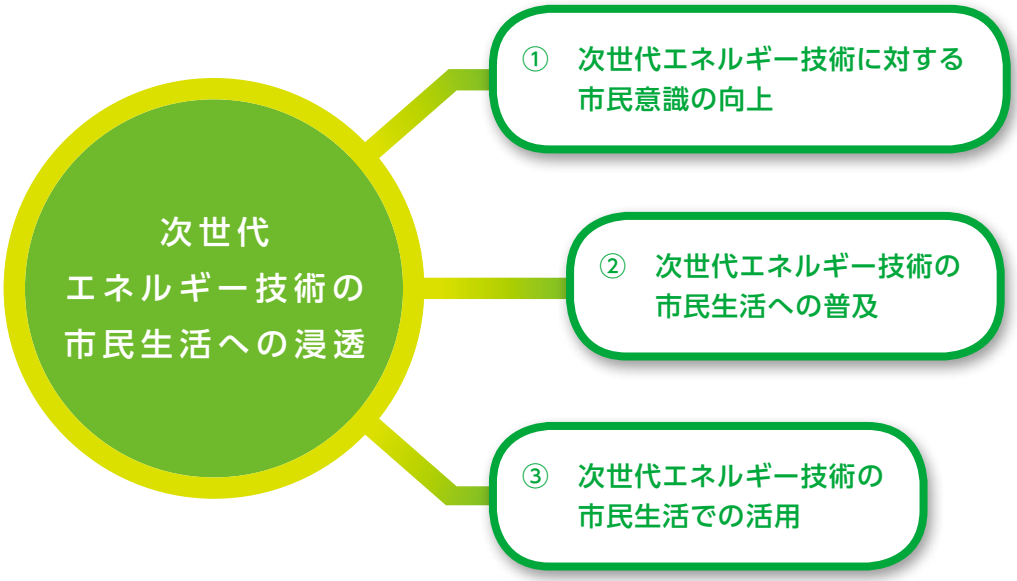

市民と行政の役割分担

市民

市民	次世代エネルギーに関する理解を深め、導入に関する積極的な検討に努めましょう。 次世代エネルギーの導入とエネルギーの賢い使い方を実践しましょう。
事業者	事業所内で次世代エネルギーに関する理解度と認知度の向上に努めましょう。 次世代エネルギーの導入とエネルギーの賢い使い方を徹底しましょう。
協議会	次世代エネルギーに関する技術開発と成果の地元企業等へのフィードバック※5に取り組みましょう。
教育機関	次世代を担う子どもたちに対する次世代エネルギーに関連する教育に取り組みましょう。

行政

市民・事業者等とのパートナーシップ※6を形成します。

スマートコミュニティ※7等や次世代エネルギー関連設備の導入を支援します。

※5 フィードバック：評価結果を、評価された本人に返すこと。
※6 パートナーシップ：協力関係。共同。提携。
※7 スマートコミュニティ：地域で賢く（スマートに）エネルギーを使う考え方。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

施策5

公園等の整備と良好な景観形成の推進

現状と課題

① 市内には、総合運動公園や近隣公園など、多くの公園が配置され、スポーツ、レクリエーションでの利用のほか、身近な憩いの場としての活用、更には、防災的な活用や景勝を楽しむ観光的活用等幅広く利用されていますが、一部地域においては施設の整備や、利用形態などによる施設の充実が求められています。また、本市の中心を流れる一級河川川内川については、昔から市民の憩いの場として親しまれてきましたが、近年では、市民の価値観が多様化し、川に対する意識や思いが薄れ河川敷等の水辺空間で憩う市民が少なくなっています。現在、整備が進められている川内市街部改修等に併せ、本市のシンボルである川内川の河川空間を有効活用して、市民が親しめる水辺空間を創出する必要があります。

② 施設の維持管理は、指定管理制度による管理や、市民・自治会等による自主管理などにより適切な維持管理が行われているものの、施設等の老朽化により計画的な修繕や更新の必要があります。

③ 市内各所には、「長目の浜」や入来麓地区の街並みなどに代表される自然的・歴史的に良好な景観等の資源や、景観重要資産として指定されている「藤本滝」など地域の良好な景観資源が多数存在していることから、今後も景観重要資産等の指定による整備・保全及び活用を図っていく必要があります。また、街並み景観については、一般国道3号の無電柱化事業と併せて、御陵下地区の景観整備を実施しており、一体的で良好な景観形成に取り組むため、引き続き上川内地区についても実施に向けて関係機関と調整していく必要があります。

薩摩川内市総合運動公園

野間島公園

本市の景観重要資産等

景観重要資産

番号	指定日	地区名	名称	備考
第１号	H21.12.18	樋脇　藤本	藤本滝	
第２号	H21.12.18	樋脇　倉野	倉野磨崖仏	
第３号	H22.3.24	川内　峰山	江之口橋	
第４号	H22.3.24	川内　峰山	長崎堤防	
第５号	H22.10.1	東郷　南瀬	南瀬のイチョウの木（雄株・雌株）	景観重要樹木
第６号	H23.3.28	里　　里	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第７号	H25.4.8	入来　朝陽	朝陽轟滝	
第８号	H25.4.8	川内　育英	憩いと歴史の中郷池	
第９号	H25.4.8	祁答院　黒木	木場の棚田	
第10号	H26.5.23	川内　陽成	一條神社と歴史の杜	

景観重要樹木

番号	指定日	地区名	名称	備考
第１号	H23.3.28	東郷　南瀬	南瀬の夫婦イチョウ（雄株）	
第２号	H23.3.28	東郷　南瀬	南瀬の夫婦イチョウ（雌株）	

資料：都市計画課

藤本滝

江之口橋

南瀬の夫婦イチョウ

めざす姿

良好な景観が形成され、市民がいつでも気軽に利用できる空間がある。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 市内の公園は快適な環境が整備されていると感じる市民の割合	%	67	→ (+10%以上)
景観重要資産の指定	箇所	10	15

施策5 公園等の整備と良好な景観形成の推進

施策の方向性

① 公園等の整備

◆ 豊かな自然環境や地域の特性を生かしながら、河川空間の有効利用や市民の多様なニーズ等に対応した、快適で利用しやすい公園等の整備に努めます。

② 公園等の維持管理

◆ 指定管理等による公園などの適正な維持管理を行いながら、市民や企業等のボランティア組織との協働による美化意識の啓発や管理体制の構築に努めます。

◆ 安全で快適な利用環境を維持するため、計画的な施設の修繕や更新に取り組みます。

③ 景観の形成

◆ 景観資源を市民共通の財産として保全・活用し次世代に引き継ぎ、また、良好な景観を形成するための取組を推進します。特に景観重要資産等の指定や景観学習等による啓発活動の実施、屋外公告物の規制、電線類の地中化など、地域と連携を図りながら良好な景観形成の実現に向けて取り組みます。

都市公園

区分 / 年度	合計		街区公園		近隣公園	
	数	面積(㎡)	数	面積(㎡)	数	面積(㎡)
H23	35	910,753	27	83,286	5	191,877
H24	36	921,753	27	83,286	6	202,877
H25	37	923,985	28	85,518	6	202,877

区分 / 年度	地区公園		総合公園		運動公園	
	数	面積(㎡)	数	面積(㎡)	数	面積(㎡)
H23	1	48,383	1	110,880	1	476,327
H24	1	48,383	1	110,880	1	476,327
H25	1	48,383	1	110,880	1	476,327

資料：建設整備課

施策体系

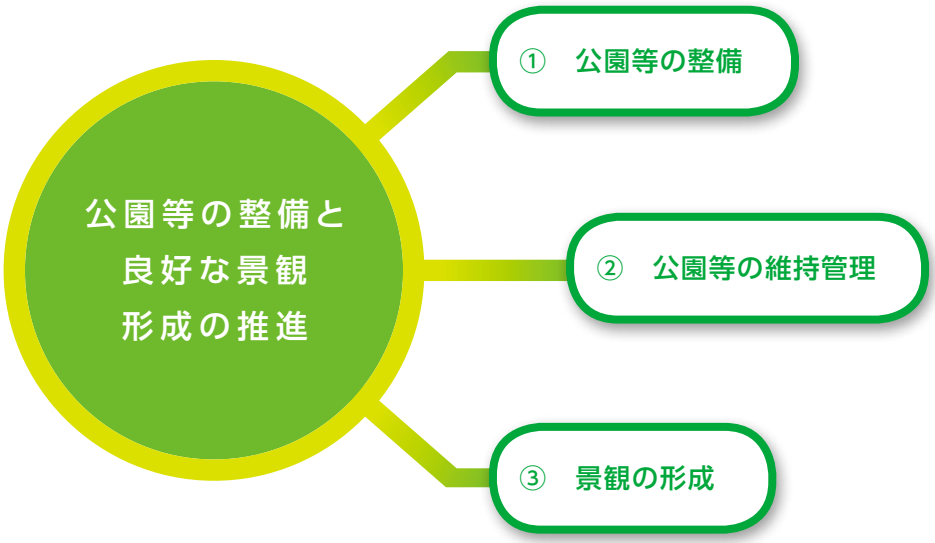

市民と行政の役割分担

市民

市民・事業者	マナーを守り、適切な公園等の利用に努めながら、ボランティア活動等を通して積極的な維持管理に参加しましょう。
	身近な自然、歴史、文化的な資産に誇りと愛着を持って、保全・活用に努めましょう。
	良好な景観の形成に配慮した事業活動と景観の維持に努めましょう。
地域・団体	地域の公園等は愛着をもって利用し、みんなで大切に守りましょう。
	地域の宝となる身近な自然や歴史的・文化的資産について、保存・活用に努めましょう。

行政

計画的な公園等の整備や適切な維持管理に努めます。

公共施設の緑化や川内川高水敷等の有効活用、魅力ある公園づくりに向けた市民参加の啓発活動を実施します。

景観の保全・活用の実現に向けた情報提供を行うとともに、景観啓発活動に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅲ【産業振興】

地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

施策1

一次産業の振興と六次産業化の促進

現状と課題

①②　本市の農業は、後継者不足や高齢化により生産力等が低下し、認定農業者、集落営農組織及び新規就農者の育成並びに経営安定に向けた所得の向上が課題となっています。

林業にあっては、木材価格の低迷により厳しい経営環境に置かれていることから、森林経営計画に基づく施業の集約化のほか、木材搬出の効率化・低コスト化のための林業路網の整備や高性能林業機械の導入、木質バイオマス等の木材資源の多面的活用、海外輸出を含めた木材需要の掘り起こしの必要があります。

漁業では、水産資源の減少や燃油価格の高騰などが見られ、水産資源の維持・回復のための漁場整備とともに、つくり育てる漁業の推進などが課題となっています。

また、農業・林業・漁業それぞれにおいて、後継者等の中核的な担い手の育成を図るとともに、規模拡大や設備等の整備などにより経営基盤を強化していくことが共通した重要課題となっています。

③　六次産業化※1の実施等を通じて、消費者ニーズを踏まえた生産物の供給や、付加価値の向上及び販路の拡大を図り、産地としての競争力を高める必要があります。

④⑤　耕作放棄地の解消や有害鳥獣の被害防止、生産基盤施設の維持など、生産活動と農山漁村などの生活環境を支える基盤の整備を進めるとともに、農林水産物の消費の拡大や食育の推進、食の安全対策の徹底を図る必要があります。

重点品目の面積、生産量、販売額の推移

（単位：ha、t、千円）

品目別＼年度		H23	H24	H25
いちご	作付面積	4.0	4.5	4.5
	生産量	95	94	102
	販売額	100,510	115,000	106,386
ごぼう	作付面積	21.2	24.5	20.0
	生産量	198	220	213
	販売額	122,984	120,123	112,673
らっきょう	作付面積	16.3	18.5	17.7
	生産量	238	276	268
	販売額	115,971	113,198	98,528
きんかん	作付面積	14.3	13.0	13.4
	生産量	269	219	226
	販売額	189,403	166,983	183,959
ぶどう	作付面積	24.2	24.2	23.0
	生産量	169	230	184
	販売額	152,460	183,920	165,600
茶	作付面積	116.0	116.0	119.5
	生産量	316	366	351
	販売額	286,487	305,054	264,829
水稲	作付面積	2,264.0	2,127.0	2,044.0
	生産量	11,704	10,095	10,255
	販売額	2,458,000	2,220,000	2,205,000

資料：農政課

畜種別生産額、飼養戸数、飼養頭羽数の推移

（単位：千円、戸、頭、羽）

畜種別＼年度		H20	H21	H22	H23	H24
肉用牛	生産額	4,949,570	4,571,342	4,756,469	5,179,835	4,925,088
	飼養戸数	565	533	504	453	420
	飼養頭数	11,959	12,577	11,555	12,091	11,185
	一戸当り飼養頭数	21	24	23	27	27
酪農	生産額	79,050	79,450	72,314	81,601	81,933
	飼養戸数	4	4	4	4	4
	飼養頭数	155	149	154	158	148
	一戸当り飼養頭数	39	37	39	40	37
養豚	生産額	1,224,117	813,956	754,439	394,331	305,132
	飼養戸数	20	17	15	11	13
	飼養頭数	8,457	6,516	6,517	5,579	4,748
	一戸当り飼養頭数	423	383	434	507	365
採卵鶏	生産額	60,949	55,264	66,207	62,948	56,025
	飼養戸数	10	8	3	4	3
	飼養羽数	67,982	63,540	19,000	20,950	20,417
	一戸当り飼養羽数	6,798	7,943	6,333	5,238	6,806
肉用鶏	生産額	2,137,247	2,188,344	3,334,122	3,436,864	3,275,021
	飼養戸数	27	31	37	39	37
	飼養羽数	980,479	1,464,357	1,695,799	1,900,710	1,879,319
	一戸当り飼養羽数	36,314	47,237	45,832	48,736	50,792

資料：畜産課

※1　六次産業化：農林漁業者が自らの生産物の付加価値を高めるため、その生産（一次）及び加工（二次）又は販売（三次）を一体的に行う事業活動のこと。

農地流動化面積の推移

（単位：ha）

地区＼年度	H23	H24	H25	計
川　内	32.0	25.0	31.7	88.7
樋　脇	14.3	12.7	30.8	57.8
入　来	22.1	22.7	20.3	65.1
東　郷	9.1	15.4	9.3	33.8
祁答院	20.0	30.1	22.7	72.8
甑地区	1.7	3.4	2.1	7.2
計	99.2	109.3	116.9	325.4

資料：農業委員会事務局

薩摩川内市農業公社研修事業（ぶどう栽培実習状況）

キビナゴ漁

子牛せり市

めざす姿

良質で付加価値の高い農林水産物の生産等を通じて
農林漁業経営が安定し、所得が向上している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
農業産出額	億円	耕種（重点品目）※2：31.5 畜産：88.2	耕種（重点品目）：30.4 畜産：92.9
認定農業者数	人（団体を含む）	210	230
林業就業者数	人	92	110
漁業者数	人	1,965	1,970
新たに六次産業化に取り組む農林漁業者の数	人（団体を含む）	0	12
農地流動化面積	ha	123	123

※2　耕種（重点品目）：いちご、ごぼう、らっきょう、きんかん、ぶどう、茶、水稲。

施策1 一次産業の振興と六次産業化の促進

施策の方向性

① 担い手の育成・確保等

- 女性を含めた農林漁業の後継者や認定農業者、新規就業者の育成・確保に努めます。
- 農事組合法人や施業事業体などの事業拡大の支援等を通じて、雇用を生み出します。

② 経営基盤確立と地域特性を活かした産地づくりの推進

- 経営規模の拡大や、施設・設備等の整備、商品性向上や付加価値・産地競争力を高める取組を支援するとともに、生産技術向上や生産コスト低減など経営改善に必要な支援を行います。
- 生産や販売面から地域性を生かした品目等の選定を行い、重点的に支援します。
- かごしまブランド産地の取組を推進します。

③ 農林漁業の六次産業化の促進

- 六次産業化を主体的かつ意欲的に担う農林漁業者の育成・確保を図るため、意識啓発やきっかけづくり、研修指導の実施、組織体制の強化等を図ります。
- 消費者ニーズを踏まえた商品開発を促進するとともに、付加価値の向上や販路拡大に向けた支援を行います。

④ 安心して生産できる魅力ある農山漁村の基盤整備の推進

- 耕作放棄地の解消や有害鳥獣の被害防止、土地改良施設の適切な維持など、生産基盤と生活基盤の調和による農山漁村の活性化及び環境整備を進めるとともに、自らの集落活動を支援します。
- 災害に強い農山漁村づくりに取り組みます。

⑤ 食の安全対策の推進

- 食の安全に対する意識の啓発を図るとともに、鳥インフルエンザや口蹄疫などに対する家畜防疫対策を徹底します。
- 地産地消の促進等により農林水産物の消費の拡大を図るとともに、食の大切さや食文化を伝える食育活動を推進します。
- 適切な農薬の管理及び使用についての指導に取り組みます。

きんかん海外輸出開始式

施策体系

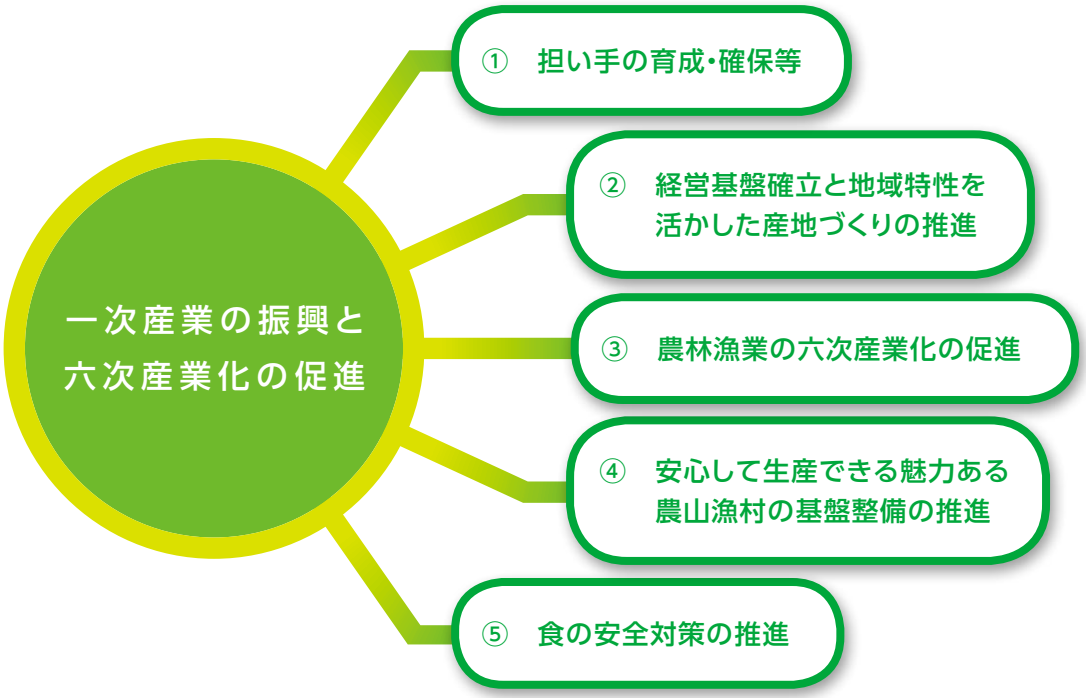

市民と行政の役割分担

市民

市民	地場産品を積極的に消費して、地域の農林水産物のより一層の利用に努めましょう。
農林漁業者	良質で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組みましょう。
	技術力・経営力の強化に取り組みましょう。
	農地や林地などの適正な管理に努めましょう。
農林漁業団体	消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い農林水産物の生産の促進に向けて、農林漁業者への指導の強化に取り組みましょう。
	産地としての競争力の向上やより一層のPRの強化等を通じて、地域の農林水産物の更なる販売の拡大に取り組みましょう。

行政

担い手の育成・確保に向けた支援や、農林水産物の生産基盤の整備を推進します。

六次産業化に取り組む農林漁業者を支援します。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅲ【産業振興】

地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

施策2

地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興

現状と課題

① 先行き不透明な経済状況のなかで、誘致企業の撤退により、厳しい雇用環境の改善を図ることが喫緊の課題となっています。このため、市内企業で組織する薩摩川内市企業連携協議会※1の活動促進による新たな事業展開への支援、関係機関と連携した起業・転業等への意欲の喚起と支援、特色ある異業種連携等を推進する必要があります。更に、これらを包括的に支援するための窓口となる組織も求められています。

② 九州新幹線の全線開業や高速道路網の整備により企業が進出しやすい環境が形成されつつあるものの、新たな雇用を創出するためには、市内企業の育成支援と並行して、成長の可能性のある分野での施策展開と歩調を合わせた積極的な企業誘致や、高速交通網や港湾など、地域特性を生かした企業誘致を推進するとともに、その基盤となる工業団地を整備する必要があります。

③ 雇用の場を確保するためには、事業者に対し、各種制度・施策を有効に活用するなど、体質強化や育成・支援を図る必要があります。

④ 中心市街地を始め各地域の商店街については、地元購買の市外への流出、来客数や店舗数の減少など厳しい状況にあることから、それぞれの地域の特性を踏まえ、購買の市外への流出を抑制し、地域のコミュニティや生活を支える役割を生かして充実していく取組を進める必要があります。

立地協定締結の推移

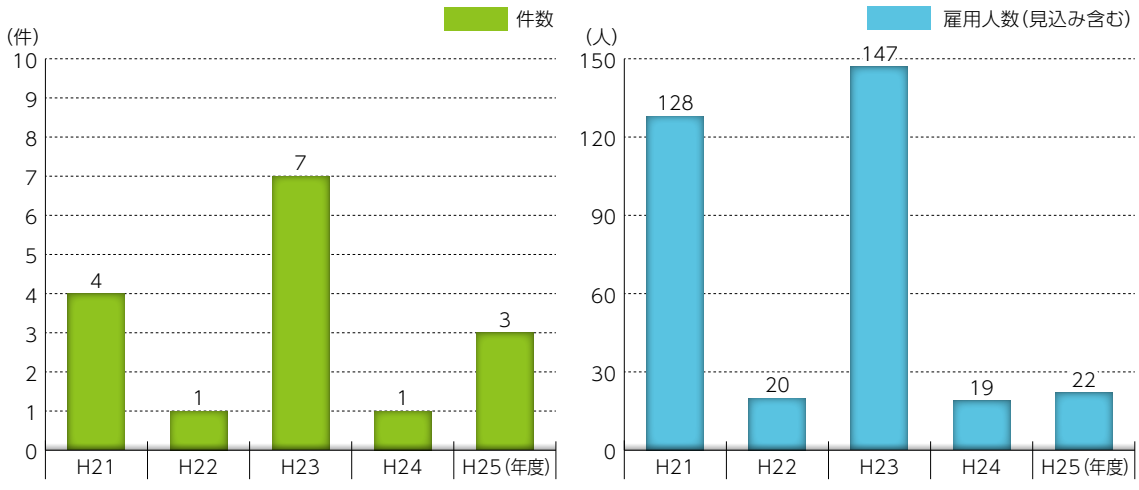

資料：企業・港振興課

※1 企業連携協議会：市内企業間の交流、技術連携による課題解決や内発型のビジネス展開を促進し、新産業導入や新商品開発等に取り組み、地域経済発展や雇用拡大を図ることを目的とする団体。

企業連携協議会設立総会

めざす姿

企業誘致や必要な支援等により地域内で積極的に事業活動が展開され、安定的な雇用が生まれている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
企業誘致数 (5社／年間)※ 累計値	社	—	25
新規雇用者数 (100人以上／年間)※ 累計値	人	—	500
年間起業数	件	25	40
年間雇用保険被保険者数	人	24,469	25,000

施策2 地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興

施策の方向性

① 市内企業の育成・支援

◆ 薩摩川内市企業連携協議会の活動を軸にした異業種交流や産学官金連携を推進し、市内企業の人材育成や販路拡大に向けた企業マッチング等による新たな事業展開や新産業モデルの創出を支援するとともに、(仮称)産業支援センターの設置に取り組みます。

② 企業誘致の推進

◆ 地域成長戦略に位置付けている食品、次世代エネルギー、医療・介護周辺、観光分野の積極的な企業誘致に取り組みます。

◆ 南九州西回り自動車道、重要港湾川内港、電源立地地域など、地域の強みを生かした企業誘致を推進するとともに、工業団地の整備、撤退企業の跡地の利活用を積極的に進めます。

③ 雇用環境整備の支援

◆ 雇用の継続を維持するため、研修制度による人材育成や福利厚生等、事業所の雇用環境の整備を支援します。

④ 地域特性を活かした商圏の充実

◆ 行政、金融、交通、商業等の核となっている中心市街地、大規模小売店が立地する周辺地域、コミュニティを支える商店街を形成する地域など、それぞれの地域の特性を生かしたにぎわいのある商圏の充実を図ります。

産学官連携による開発会議

市民ニーズを受けて開発された
“メイドイン薩摩川内”LED 街路灯

施策体系

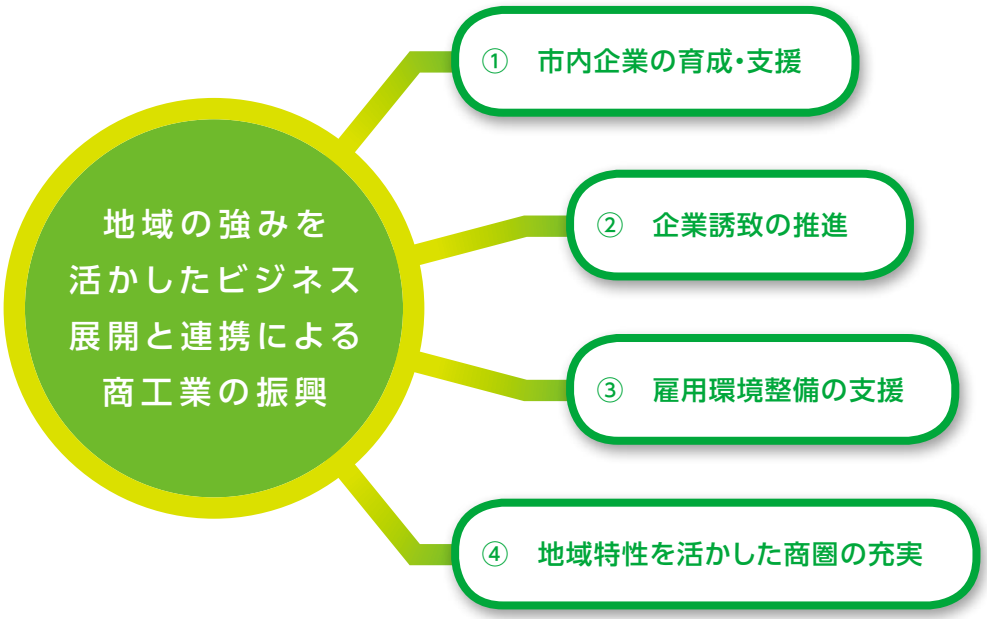

市民と行政の役割分担

市民

市民	地元商店を利用しましょう。
事業者	労働環境を改善し働きやすい環境づくりに努めましょう。
	個性やこだわりのある事業所づくりに努めましょう。
	市内企業へ優先的に発注するなど、市内企業間の連携に努めましょう。
地域・団体	地元企業や行政との連携を図りましょう。
商工団体	地元商工業者との連携及び市民と行政との調整を行い、商店街の魅力創出の推進に取り組みましょう。

行政

雇用施策の実施、勤労者福祉の推進、企業誘致、市内企業育成支援、人材育成、積極的な情報の提供に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅲ【産業振興】

地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

施策3

市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開

現状と課題

① これまでのシティセールス※1により、甑島観光の注目度が高まってきているなか、ツーリズム※2や歴史文化、川内川やスポーツ施設、エネルギー施設など本市の強みを生かして宿泊客に視点を置いた旅行需要の取込みを更に図る必要があります。

② 薩摩川内市観光物産協会等を通じた仲介・卸販売などにより、本市物産の市外向けの販路が拡大しているなか、物産販売によって来訪者の満足度向上と市内事業者の所得向上、雇用拡大が更に求められています。

③ 旅行者へのおもてなしや購買意欲を高めるため、個人旅行客や外国人旅行客の受入体制を充実させるなど、観光物産施設のレベルアップが求められています。

④ 旅行者や物産購入者の本市に対する評価を高めるため、事業者の市外や海外への事業展開の支援に加え、「旅・食・品」に関する情報をシティセールスサポーター※3など市民ぐるみで発信し、「行きたい」、「買いたい」という意欲を引き出す必要があります。

⑤ 観光振興や物産販売を効率的・効果的に促進するためには、民間主導を基本に官民一体となった推進体制を構築することが重要であり、JRや肥薩おれんじ鉄道、航空会社、旅行会社との連携や薩摩半島西岸、川内川流域市町等との広域連携を図る必要があります。

体験型旅プログラムきゃんぱく（薩摩川内スピリッツ・きやんせ博覧会）

木佐貫洋　日本ハムファイターズ投手が観光大使に就任

※1　シティセールス：旅・食・品に関する素材を総合的に売り込みながら、市外への知名度や好感度の向上と住民による郷土愛の醸成を図ることで地域雇用の拡大と市民所得の向上を導き出す一連の活動のこと。
※2　ツーリズム：観光事業。旅行業。また、観光旅行。
※3　シティセールスサポーター：本市の魅力を全国・世界へとアピールしていく、いわば市の応援団。

瀬尾観音三滝での観光案内

外国人旅行客へお茶のおもてなし（もんじょの郷）

めざす姿

交流人口が増加し、市民のおもてなしの心が育まれ、観光物産ビジネスを通して地域の所得が向上し、雇用が増えている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
宿泊者数	人	273,000	300,000
観光物産協会による販売売上額	千円	53,000	160,000
市内の主な直売所等（9施設）※4の販売額	千円	594,678	613,000
観光物産協会主要取引事業者当たりの従業員数動向	ポイント	100	120
シティセールスサポーター登録者数	人・事業所	4,300	5,500

※4　直売所等（9施設）：第2次薩摩川内市農業・農村振興基本計画に記載のある農林水産物の直売所（雅せせらぎ館、特産品販売所「天辰アグリ館」、道の駅樋脇「遊湯館」、きんかんの里ふれあい館、おじゃったモールさつま川内館、東郷ふれあい館、臥竜梅の里「清流館」、祁答院ロード51、きやんせふるさと館）

施策3 市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開

施策の方向性

① 旅行誘客の促進

◆ 旅行者への観光案内の体制を強化するとともに、民間活力による観光商品の販売を促進します。また、個人旅行客、各種ツーリズムやイベント・コンベンション※5の受入体制の充実を図ります。

② 物産販売力の強化

◆ 観光物産協会と地域が連携しながら、各種イベントを企画、支援するとともに、市外や海外市場への売込みを推進します。また、名物グルメ等の特産品の販売を推進します。

③ 観光物産施設の充実

◆ 各種誘客事業や物産販売事業等の強化につながる観光物産施設のサービスや販売機能の充実を支援します。

④ シティセールスプロモーションの充実

◆ 各種メディア媒体や薩摩川内大使・親善大使及びシティセールスサポーター等を通じた情報を積極的に発信するとともに、歴史・文化やスポーツ観光を含めた旅行誘客や販路拡大につながるセールスを推進します。また、各地域の観光素材のほか、特に、高速船甑島を利用した「甑島観光ライン」のプロモーション※6を積極的に進めます。

⑤ 観光物産マネジメントの充実

◆ 本市観光物産振興の中軸を担う観光物産協会のマーケティング・マネジメント機能※7の強化を支援するとともに、市内外の各種団体と広域的な連携を深めた体制を確立します。また、ぽっちゃん計画プロジェクト※8を強化し、地域に密着した観光地域づくり※9を推進します。

グリーンツーリズム

開発した商品を販売する地域おこし協力隊員

※5 イベント・コンベンション：集会や政治・社会団体などの代表者会議。また、博覧会や見本市などの大規模な催しのこと。
※6 プロモーション：販売を促進するために活動すること。また、その活動。
※7 マーケティング・マネジメント機能：市場戦略の立案から実行にいたるまでの流れを効果的かつ効率的に進めていく機能。
※8 ぽっちゃん計画プロジェクト：薩摩川内市内に「地域おこし協力隊」を導入し、その地域のテーマに沿った観光・物産に関する商品開発や販路拡大及び人材育成を実施する計画。1粒の水滴から波紋のように全体へ波及することを期待して命名。
※9 観光地域づくり：観光を生かした地域づくり。観光を軸にした地域の幅広い関係者が連携した地域づくりのこと。

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	本市の魅力を再認識しましょう。 観光おもてなしの心づくりと口コミによる宣伝活動に取り組みましょう。
事業者	旅・食・品に関するサービスや商品のレベルアップと、市民との連携強化に努めましょう。
地域・団体	地元盛り上げ（機運の醸成）により地域の魅力を創出するとともに、コミュニティビジネス※10を継続しましょう。

行政

旅・食・品に関するビジネスの支援、市民・事業所・地域と一体となったシティセールス戦略マネジメントの確立と民間主導への誘導及び広域化に取り組みます。

※10 コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅳ【社会基盤】

安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策1　災害に強い防災基盤の整備

現状と課題

① 自然災害の被害を受けてきた過去の経験から、災害を未然に防ぐため防災施設の整備を積極的に推進しています。特に、市街地の中央を流れる川内川においては、まちづくりと一体となった川内市街部河川改修事業が継続的に展開されているほか、住宅地等を浸水被害から守るためのポンプ施設が整備されています。

また、津波発生を想定した現在地の標高や避難先を知らせる看板設置・避難所等の整備が行われ、山間地域やがけ等に近接した住宅地などにおいては、治山及び砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業が実施されています。加えて、防災情報の伝達手段として、デジタル波※1による防災行政無線を整備したほか、全世帯に戸別受信機を設置しています。

これまでの取組により、防災に関しては一定程度の施設整備が整いつつありますが、河川改修については、中長期的なまちづくりの観点に立って引き続き促進するとともに、ゲリラ豪雨など局地的で特異な災害発生に備えた防災施設の機能充実や、良好な避難所生活を可能とする環境整備など、多様化する災害に柔軟に対応するための備えが求められています。

② 同時に、既存の防災施設を適切に維持・更新することに加え、急傾斜地などの災害危険箇所の解消対策を講じていく必要があります。

平成18年7月豪雨時の市街部

中郷川越水（平成18年7月豪雨）

※1　デジタル波：ある時点の音の強さや周波数を数値化し、それを細かい時間単位にして送り出す方法。

川内市街部改修（向田地区）

めざす姿

防災に関する施設等が整い、安心感が増している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
内水対策中期ビジョン※2の進捗率	%	4	60
［市民アンケート］ 災害に強いまちだと感じる市民の割合	%	41.6	↗ （+20%以上）

※2　内水対策中期ビジョン：浸水箇所を解消するためのポンプ施設や排水路等の整備計画。

施策1 災害に強い防災基盤の整備

施策の方向性

① 防災施設等の整備

- 川内川の氾濫を防ぐため、川内市街部河川改修事業により右岸大小路地区での引堤工事を継続して実施するとともに、左岸天辰地区での土地区画整理事業と一体的な事業化を促進します。また、市内における危険箇所の河川改修を促進します。
- 市街地における浸水被害を防止するため、内水排除施設の整備を促進し、都市下水路や排水施設の適切な維持管理に努めます。
- 災害時の緊急輸送路等となる県道・市道等の改良や整備を推進します。
- 津波発生時の効率的な避難を図るため、身近な避難路及び避難場所の整備を推進します。
- 避難所における情報の収集・発信、物資やトイレ等の生活環境の整備など、防災機能を強化します。

② 予防対策事業の推進

- がけ崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害を防止するため、災害危険箇所の把握や急傾斜地崩壊対策事業などによる未然防止、がけ地近接住宅の移転を促進します。

久住橋流出の状況（平成18年7月豪雨）

久住橋復旧後（平成22年3月完成）

施策体系

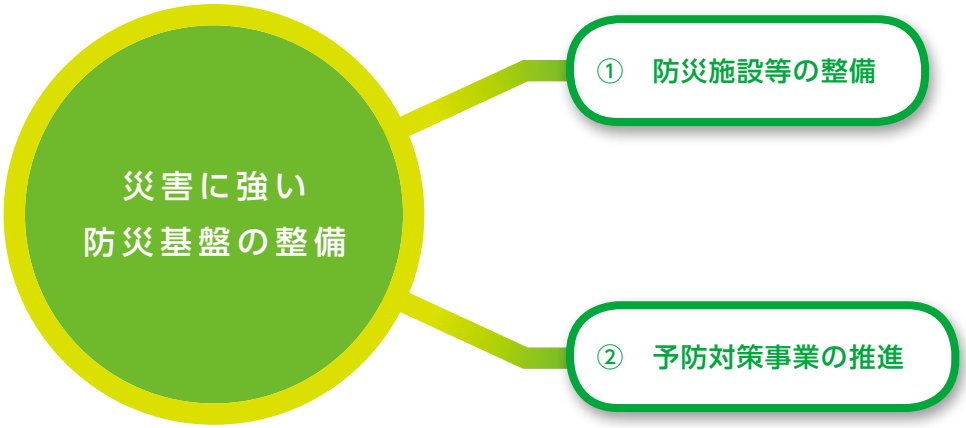

市民と行政の役割分担

市民

市民	防災対策の重要性を理解しましょう。
	日頃から災害危険箇所の把握や避難所等の情報に触れましょう。
事業者	災害発生時の事業継続について検討しましょう。
地域・団体	地域での避難所の運営に取り組みましょう。

行政

- 災害に強いインフラ※3整備に取り組みます。
- 災害箇所の復旧に取り組みます。

※3　インフラ：経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。インフラストラクチャーの略。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅳ【社会基盤】

安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策2

快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全

現状と課題

① 土地区画整理事業を実施した川内駅周辺地区では、良好な住環境のもと機能的な土地利用が図られつつあります。また、現在は、天辰地区・入来温泉場地区で土地区画整理事業が実施されており、住宅地としての土地利用が進んでいます。

中心市街地では、店舗等の撤退などにより空き家、空き地等の発生が顕著である一方、上川内町・永利町・隈之城町など中心市街地の周辺部では、商業店舗等が進出しているため、バランスのとれた住環境を確保していくことが求められています。

② 他地域では、それぞれの地域特性に根ざした居住環境が形成されてきましたが、人口減少や高齢化等に伴う居住人口の減少から、良好な居住環境が維持できなくなることが懸念されています。

③ それぞれの地域の居住環境を充実していくためには、道路・公園などの都市基盤施設の整備や行政、医療・福祉、商業などの都市機能の配置に加え、地域での支え合いなどの活動や環境・エネルギーに配慮し、ICT※1を活用した様々なサービスなども含め、一体的な住環境として整備していく必要があります。

また、住宅施策については、今後の市街地形成を見据えた公営住宅等の供給のほか、資産としての既存住宅の利活用や地域環境に影響を及ぼす空き家の適正管理、解体等が求められています。

④ 定住施策についても、子育て支援や福祉対策など本市が独自に提供しているサービスに加え、それぞれの地域での暮らし方をトータルとして提案していく必要があります。

※1　ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。

用途地域の変更による開発の状況

H13撮影

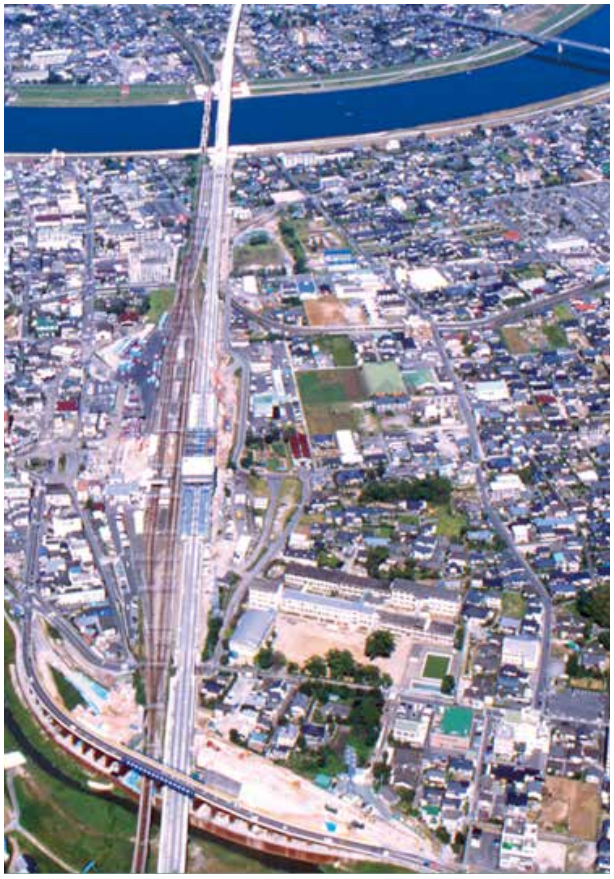

H26撮影

資料：都市計画課

めざす姿

地域の豊かさや利便性を享受して生活している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 現在住んでいる地域の居住環境に満足している市民の割合	%	67	→ (+10%以上)

施策2 快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全

施策の方向性

① 中心市街地の形成

- 向田地区においては、民間活力による土地活用や商業機能の集積等を促し中心市街地の活性化を図るため、建ぺい率や容積率の見直し等を検討し、利便性の高いコンパクトな市街地※2の形成を図ります。
- 川内駅東口市有地については、民間活力による土地活用を図ります。
- 病院や福祉施設、住宅などの施設導入方策を研究します。

② 市街地の整備

- 現在進めている天辰第一地区・入来温泉場地区での土地区画整理事業を引き続き推進するとともに、天辰第二地区では、川内川の河川改修と一体となった土地区画整理事業に着手します。
- それぞれの地域との連携を図りながら、市民ニーズに対応し、安心して快適な生活ができる都市基盤の整備を進めます。

③ 住環境の保全

- 既存住宅の耐震化対策等を積極的に支援します。
- 空き家の所有者に対して適正管理を促すほか、自らの解体等を支援します。

④ 定住対策の促進

- 住みやすさ、暮らしやすさを含めた移定住情報の提供を強化します。
- 地域の特色や環境を生かした移定住体験事業を実施します。
- 空き家情報登録制度※3による住宅情報を提供するとともに、住宅の取得及びリフォームに対する支援を行います。

定住政策のイメージ図

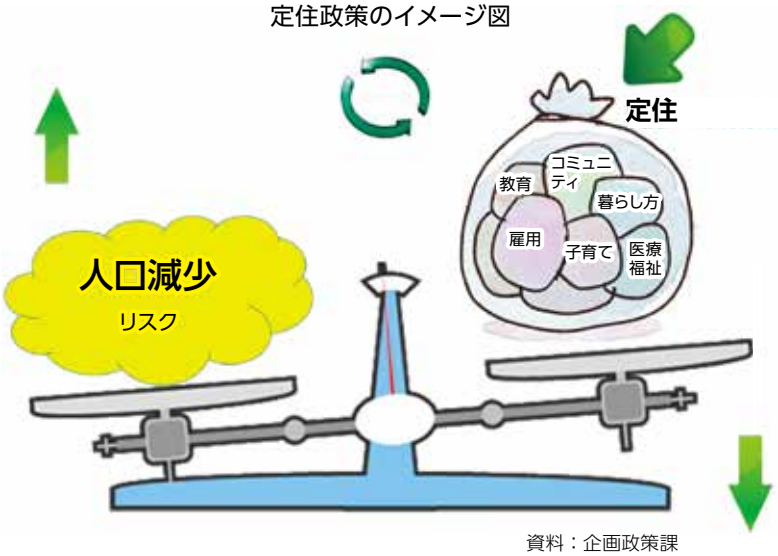

資料：企画政策課

※2 コンパクトな市街地：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した市街地。

※3 空き家情報登録制度：空き家の有効活用を通して、本市に暮らしてみたいという市外からの人を呼び込む仕組みを構築することにより、移住及び定住を促進するもの。

施策体系

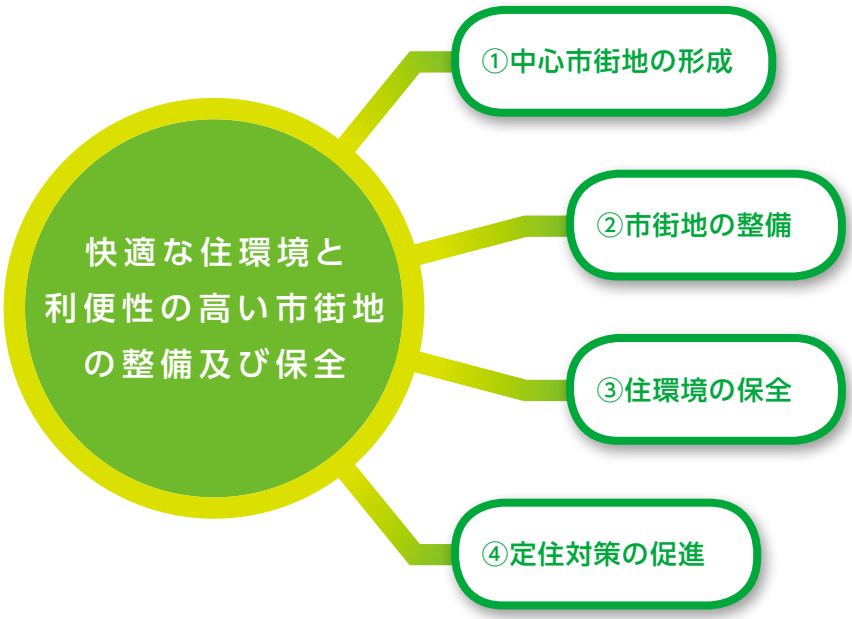

市民と行政の役割分担

市民

市民	自ら所有・管理する建築物や土地等を適正に管理しましょう。
	身近な生活環境の美化に取り組みましょう。
事業者	魅力があり誰でも利用しやすい店づくりに努めましょう。
地域・団体	個々の店との連携や地域の連携により、商店街や地区の魅力創出に努めましょう。
	協働して安全・安心な生活環境を保ちましょう。
	それぞれの地域にふさわしい住環境づくりに取り組みましょう。

行政

- 良好な住環境づくりのため、補助制度などによる支援と積極的な情報提供を行います。
- 適切な土地利用を促進します。
- 誰もが利用しやすい都市基盤整備を進めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅳ【社会基盤】

安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策3

発展を支える公共交通ネットワークの整備

現状と課題

① 串木野・川内～甑島航路は、甑島と本土を結ぶ生活航路であり、離島運賃住民割引など、甑島住民の負担軽減を図っています。

串木野新港と甑島間のフェリーの利用者は、減少傾向にあることから、川内港と甑島間を結ぶ「高速船甑島」への観光客等の集客を行い、交流人口の拡大による利用促進を図り、生活航路としての維持確保に努める必要があります。

② 民間路線バスは、交通サービスの多様化により利用者が減少し、厳しい経営となっています。また、市内のコミュニティバスについては、一部の地域では利用者が減少してきており、幹線道路を走る民間路線バスとのアクセスの改善により効率的な運行と利便性の向上を図る必要があります。

③ 肥薩おれんじ鉄道の利用者は年々減少し、厳しい経営状況が続いています。今後も、沿線住民の利用促進を図るとともに、観光資源として活用を広げるなど、経営支援を図っていく必要があります。

九州新幹線については、全線開業後、川内駅での新幹線乗降客数は若干増加しています。今後も川内駅停車の本数を維持していくため、観光誘客に努めるなど、より一層の利用促進を図る必要があります。

④ 鉄道、バス、船が連携した総合的な公共交通ネットワークを構築し、移動の利便性と効率性を更に向上させていく必要があります。また、甑島地域では、藺牟田瀬戸架橋供用開始に伴う公共交通ネットワークの再構築を図る必要があります。

コミュニティバス利用状況

（単位：人）

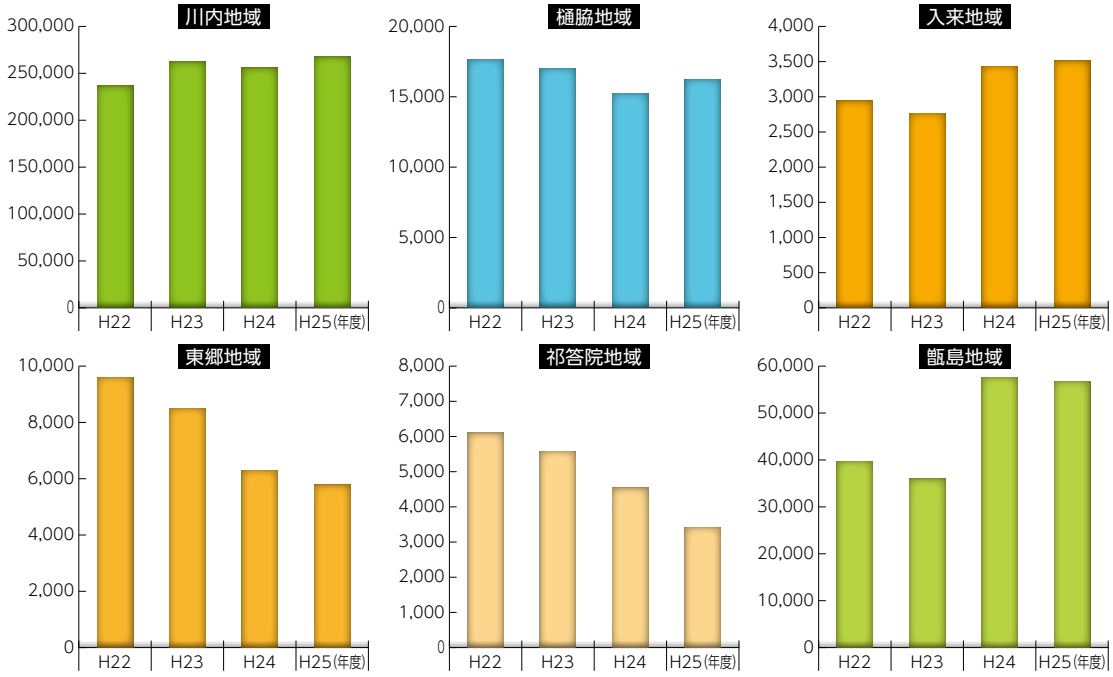

※川内駅発着のコミュニティバスについては、川内地域に含む。
※甑島地域は、平成24年度からコミュニティバスとして運行を開始した。

資料：商工振興課

甑島航路利用者数の推移

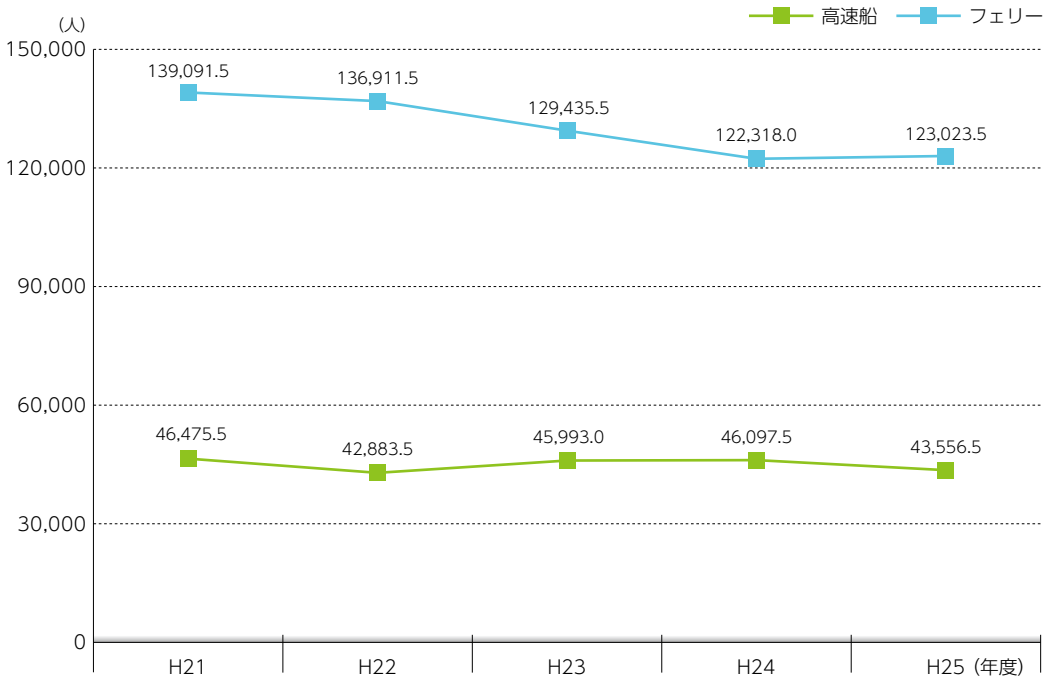

資料：企業・港振興課

めざす姿

市内全域において適切な移動手段が提供されている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
地域公共交通の利用者数	人	高速船 ： 43,556.5 フェリー :123,023.5	高速船 :100,000 フェリー :120,000
		コミュニティバス: 353,000	コミュニティバス: 370,000
[市民アンケート] 日常生活で移動に不便を感じている市民の割合	%	37.0	→ (−5%以下)

施策3 発展を支える公共交通ネットワークの整備

施策の方向性

① 串木野・川内～甑島航路の維持と利用促進

- 高速船航路の利便性・サービスの向上及び利用促進に努めます。
- フェリー航路の生活航路としての維持確保はもとより、交流人口及び物流の拡大による航路の利用促進に努めます。

② 陸上交通の利便性向上と効率的運行

- 交通空白地の解消、利用者の利便性向上のため、デマンド（事前予約型乗合タクシー・バス）運行の導入や条件付運行を導入します。
- 民間バス及び市コミュニティバスとのダイヤ連携による利用促進を図ります。

③ 鉄道交通の利用促進

- 肥薩おれんじ鉄道については、引き続き経営支援を行うとともに、県及び沿線3市で協働し、更なる利用促進に努めます。
- 九州新幹線については、観光誘客を含め利用促進を図ります。

④ 総合的な公共交通の連携と強化

- 市内全体を見渡した総合的な公共交通ネットワーク（鉄道+バス+船）の構築を図ります。
- 甑島地域では、薗牟田瀬戸架橋供用開始に伴う公共交通ネットワークの再構築を図ります。

おれんじ鉄道

デマンド交通

高速船甑島

施策体系

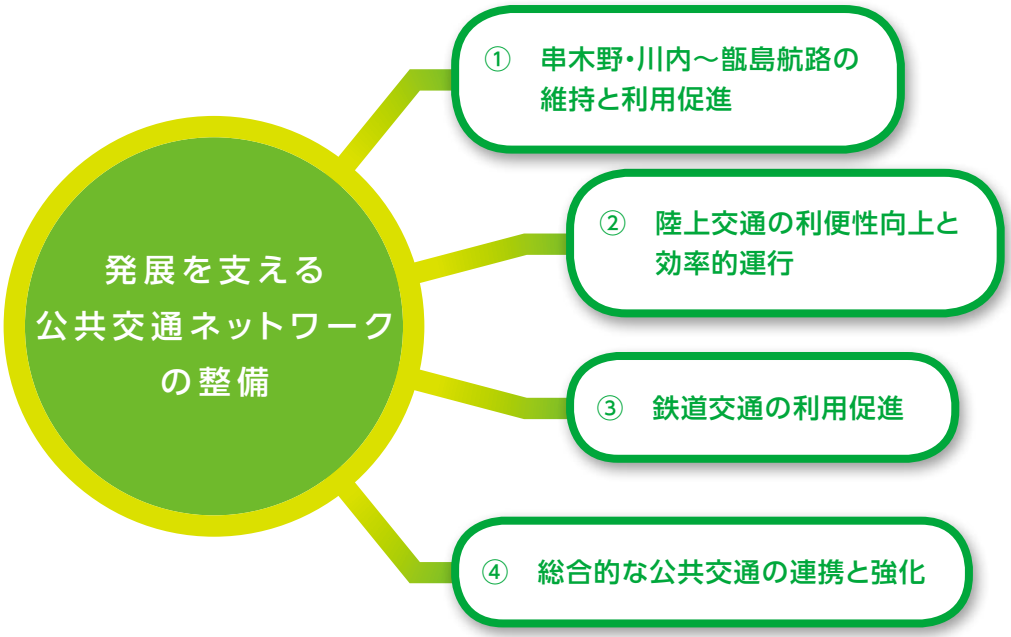

市民と行政の役割分担

市民

市民	公共交通を積極的に利用しましょう。
地域・団体	利用促進に関する啓発活動に取り組みましょう。 公共交通をみんなで支え育てましょう。
交通事業者	利用者ニーズを把握して、利用促進を図りましょう。 公共交通の維持・確保に努めましょう。

行政

市民生活に必要な公共交通を確保します。

公共交通の維持・改善に向けた計画の立案及び利用促進に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅳ【社会基盤】

安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策4　利便性の高い道路の整備

現状と課題

① 市民生活や地域の交流を支える重要な基盤である道路においては、歩行者や自動車等が常に安全に移動できる環境を維持することが求められています。また、整備後相当期間の経過に伴う老朽化等が進んでおり、将来発生する投資的経費を抑制する観点から長寿命化計画等の策定を進め、計画的・年次的な改修等を推進していく必要があります。

地域内の生活道路においては、児童・生徒や高齢者など、道路利用者の利用実態やニーズに対応した交通危険箇所の解消や補修等を進める必要があります。また、道路利用者を目的地まで円滑に誘導する公共サイン※1の整備を引き続き進めていく必要があります。

② 市道においては、川内市街部の河川改修事業と一体となった中郷五代線や川内駅へのアクセス道として駅前白和線など、道路網の骨格を形成する都市計画道路の整備を進めているほか、施工中の土地区画整理区域内においても、他地域との連絡道路や地区内道路の整備を進めており、引き続き計画的に整備する必要があります。また、市内各地域にあっては、地域間移動の利便性の向上や地域内交通の安全性を確保するための道路を整備する必要があります。

③ 南九州西回り自動車道については、既に鹿児島ICから薩摩川内水引ICまでが供用開始され、残された薩摩川内水引ICから阿久根IC間の早期整備が求められています。

県道については、一般県道鹿島上甑線の藺牟田瀬戸架橋、川内川両岸の主要地方道川内串木野線、京泊大小路線、(仮称)宮崎バイパスなどの早期整備が求められています。

市道横馬場田崎線(九州新幹線、肥薩おれんじ鉄道アンダーパス)

※1　公共サイン：不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等のこと。

国道3号隈之城バイパス（南九州西周り自動車道「薩摩川内都IC」アクセス道）

めざす姿

道路環境が整い、目的に応じて安全に安心してスムーズに移動できている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
都市計画道路の整備率（国県道を含む）	%	75	80
南九州西回り自動車道の供用率（八代～鹿児島）	%	56	75
橋梁長寿命化修繕計画における事業費ベースの進捗率（市道橋）	%	0.7	60
[市民アンケート] 道路が整備され快適だと感じる市民の割合	%	65	↗（+10%以上）

施策4 利便性の高い道路の整備

施策の方向性

① 適切な維持管理等の促進

- 交通の安全性を確保するため、道路パトロールによる点検や情報収集による早期発見に努めることにより、道路情報の提供や安全対策等のスピーディー度化を図ります。
- 自然災害などにも強い道路を確保するため、橋梁の計画的な修繕等に努めます。また、国道・県道においても、適切な維持管理を要請します。
- 児童・生徒を始めとする歩行者等の安全対策として、必要な箇所に交通安全施設を整備します。
- 公共施設等への案内など、道路をスムーズに移動するために必要な公共サインの設置を進めます。

② 市道の整備

- 市街部の道路骨格を形成し交通の円滑化を図り、都市機能を補完するための都市計画道路を整備します。
- 土地区画整理事業において、他地域と連絡する幹線道路や地区内の区画道路を整備します。
- 市民の生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するための道路を整備します。

③ 国道・県道の整備促進

- 南九州西回り自動車道の薩摩川内水引ICから阿久根IC間の早期整備と、インターチェンジへのアクセス道の整備を促進し、流通・産業拠点として周辺地域の活性化対策を図ります。
- 甑島の一体的振興に向け、一般県道鹿島上甑線の藺牟田瀬戸架橋整備を促進します。
- 主要地方道、一般県道については、国道・市道と一体的な道路網の整備を促進します。

南九州西回り自動車道　川内川大橋（一級河川川内川）

藺牟田瀬戸架橋（一般県道鹿島上甑線）　鹿島から平良を望む

施策体系

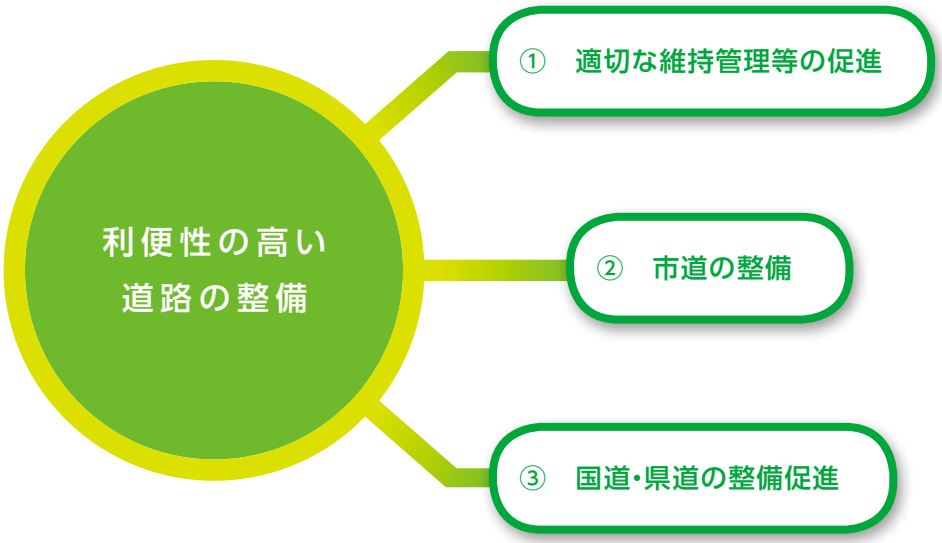

市民と行政の役割分担

市民

市民・事業者	適切な道路の利用に努めましょう。
	道路の異常を見つけたら、すぐに連絡しましょう。
	自宅、事務所付近の道路の清掃や除草に努めましょう。
地域・団体	適切な道路の利用に努めましょう。
	道路の異常を見つけたら、すぐに連絡しましょう。
	地域、団体で道路の清掃、除草を積極的に行いましょう。

行政

安全・安心な道路の維持管理に努めます。

都市計画道路や一般の市道の整備を推進します。

南九州西回り自動車道や主要な県道の建設促進に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅳ【社会基盤】

安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策5

次世代インフラの普及促進と活用の推進

現状と課題

①②　地域ICT※1については、情報通信環境を利用したサービスが急速に普及しています。本市では、公共ネットワークの光ファイバー網を活用して、支所や地区コミュニティセンター等の公共施設に無線LAN※2スポットを設置し、だれでも無料で高速インターネットが利用できる環境を整備してきました。しかしながら、市内の一部地域の通信サービスはISDN※3の利用環境にとどまっています。

今後、少子・高齢化による集落活動の低下、行政サービスを始めとする医療・福祉・防災など多くの地域課題の解決や企業誘致などにおいて、情報通信環境の整備とICT技術の活用・普及は極めて重要な要素であり、地域の将来を支える次世代インフラ※4としての構築が不可欠なものとなっています。また、次世代エネルギー※5に関するスマートグリッド※6等の技術については、省エネや低炭素社会の形成など、エネルギーの効率的な利活用を実現するため、急速な進捗を見せていますが、その通信技術は、エネルギー技術の普及を図るうえからも市民生活での幅広い活用が求められており、地域ICTの利活用と一体的に取り組むべき課題となっています。

③　これら次世代インフラの活用を図るため、市民生活等において、ICTを積極的に活用できる人材の育成やサポート体制などを整備していく必要があります。

※1　ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。
※2　無線LAN：無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器などを接続し、データをやり取りするネットワーク。
※3　ISDN：電話や FAX、データ通信を統合して扱うデジタル通信網。
※4　次世代インフラ：エネルギーの効率的な利用や身近な生活支援サービスなど新たなサービス等を提供する、情報通信技術及び太陽光などの発電設備、燃料電池、蓄電池等の設備。
※5　次世代エネルギー：太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用の海洋エネルギーまで含めたもの。
※6　スマートグリッド：情報通信技術を駆使した強度な電力供給網。または、そのような電力供給網を実現する「スマート化」構想。

スマートグリッドの仕組み

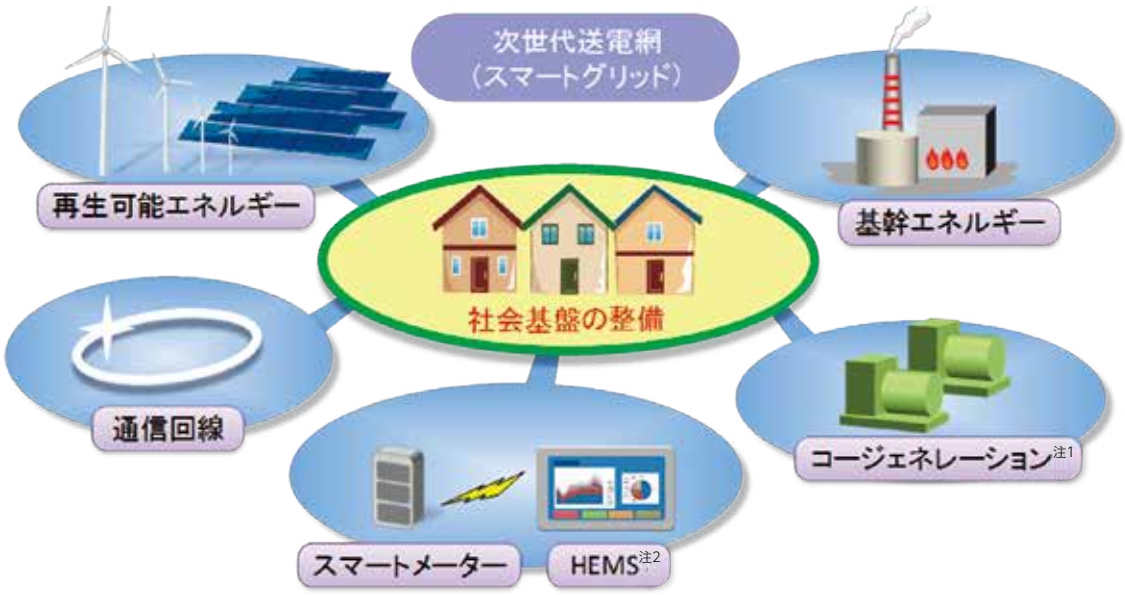

注1） 「電気」を作る時に生まれる「熱」を給湯や暖房に使うシステムのこと。
注2） Home Energy Management Systemの略で、家庭内のエネルギー監視システムのこと。

資料：新エネルギー対策課

めざす姿

次世代インフラ等を使ったICTサービスが受けられている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
超高速ブロードバンド※7利用可能世帯率	%	95.4	100
スマートメーター※8の普及世帯（企業含む）	世帯	230	本格導入
[市民アンケート] ICTが活用されていると感じる市民の割合	%	41.8	↗ （+20%以上）
市民・観光客・市外向けサイトのアクセス回数	件	884,300	904,300

※7 ブロードバンド：高速・大容量のデータ通信が可能な回線。
※8 スマートメーター：通信機能を備えた電力計。

施策5 次世代インフラの普及促進と活用の推進

施策の方向性

① 都市基盤の整備

- 光ファイバー回線によるブロードバンドサービスエリア拡大の要請と併せて、無線系サービスエリアの高速化についても、電気通信事業者と連携を図ります。
- 既存インフラを有効に活用するため、公共ネットワークの避難所等への拡張やブロードバンド困難地域の解消に努めます。
- 地域の産業振興に貢献するため、産学官金連携による次世代エネルギー導入に関連する技術の活用を研究します。

② ICTの活用

- 防災等に係る地域生活支援など、地域の課題に対してICT技術を活用した課題解決に向けて最適な対応を研究します。
- スマートグリッドとスマートメーターの仕組みを研究し、技術の導入を図ります。

③ 人材育成やサポート体制の整備

- 次世代エネルギー導入に関連する実証事業等を進めるなかで、ICTの積極的活用ができる人材育成やサポート体制を整備します。

ICTを活用した地域課題解決のイメージ図

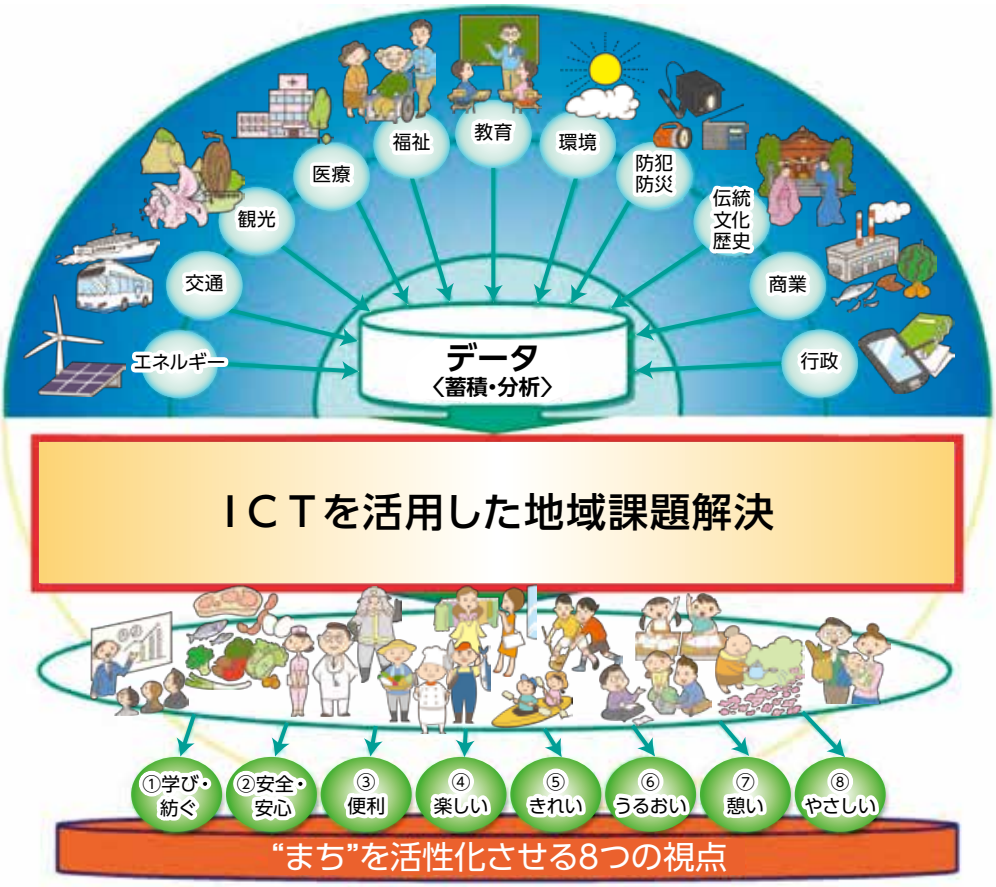

資料：情報政策課

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	ICTの活用やスマートグリッド等に関する理解を深め、賢い使い方の実践に努めましょう。
事業者	ICTの活用や社内においてスマートビル※9等に関する理解を深め、導入と賢い使い方の研究開発に取り組みましょう。
電気事業者・通信事業者	スマートグリッドやスマートメーターの導入と利活用推進に努めましょう。
	光ファイバー等の通信網の整備拡大に努めましょう。

行政

- 電気通信事業者の行うブロードバンド困難地域の解消に協力します。
- ICTの活用やスマートグリッド等に関する市民の理解を深めるとともに、その普及支援に取り組みます。
- ICTの利活用のための人材育成を推進します。

※9 スマートビル：情報通信技術(IT)を活用してビル内のエネルギー消費が最適になるように制御されたビルのこと。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅳ【社会基盤】

安全性と利便性の質を高めるまちづくり

施策6　人と物流を支える港湾機能の充実

現状と課題

① 重要港湾川内港では、定期コンテナ航路に対応した港湾施設の整備が段階的に進んでいるものの、ここ数年、外貿コンテナの取扱量が増加し、施設や機能が不足しています。特に、現在の京泊埠頭のコンテナヤード※1は、老朽化し手狭となっているため、今後、唐浜埠頭へ移転するとともに、ハーバークレーンの追加配備やタグボート手配に対する支援などに取り組む必要があります。

グローバル化※2の進展やスケールメリット※3の追求により、世界的に船舶が大型化してきていますが、現在の川内港では、大型船舶寄港への対応が不十分な状況にあり、新規航路誘致が進まない要因にもなっています。このため、関係機関等と連携し、ビジョンの策定や港湾計画の改訂を要請し、川内港の将来像を明確にしていく必要があります。また、検疫港としての機能が不足しているため、国際物流港湾の機能充実を図りつつ、客船等の誘致に向けて調査・検討を進める必要があります。

地方港湾（県管理港湾:西方港・里港・長浜港　市管理港湾:江石港・桑之浦港）については、一定の整備が進んでおり、今後適正な維持管理を行っていく必要があります。

② 川内港のコンテナ航路は2航路週3便が運航され、コンテナ取扱量は年々増加していますが、引き続き、ポートセールス※4やポートセミナー※5等を実施し、新規貨物の開拓などによりコンテナ取扱量の拡大を図るとともに、新たな貨物航路の誘致を進める必要があります。

③ 川内～甑島航路が開設され、新たな人の流れにより賑わいが生まれつつあり、今後は、高速船甑島や川内港を活用したにぎわいの創出を図る必要があります。

外貿コンテナ取扱数

単位:TEU

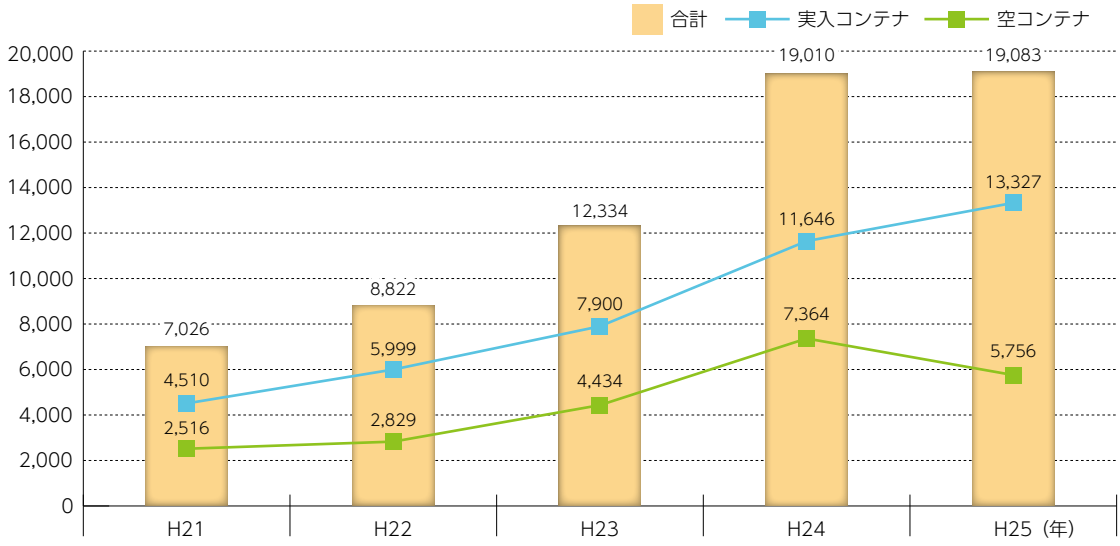

資料：企業・港振興課

※1　コンテナヤード：コンテナを荷役し、一時集積しておく場所。
※2　グローバル化：政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
※3　スケールメリット：規模を大きくすることで得られる利益。
※4　ポートセールス：港の管理者等が関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、船舶や貨物を誘致すること。
※5　ポートセミナー：港の利用促進について関係者が一同に介し、港のPRや利用を働きかける研修会。

川内港貨物取扱量

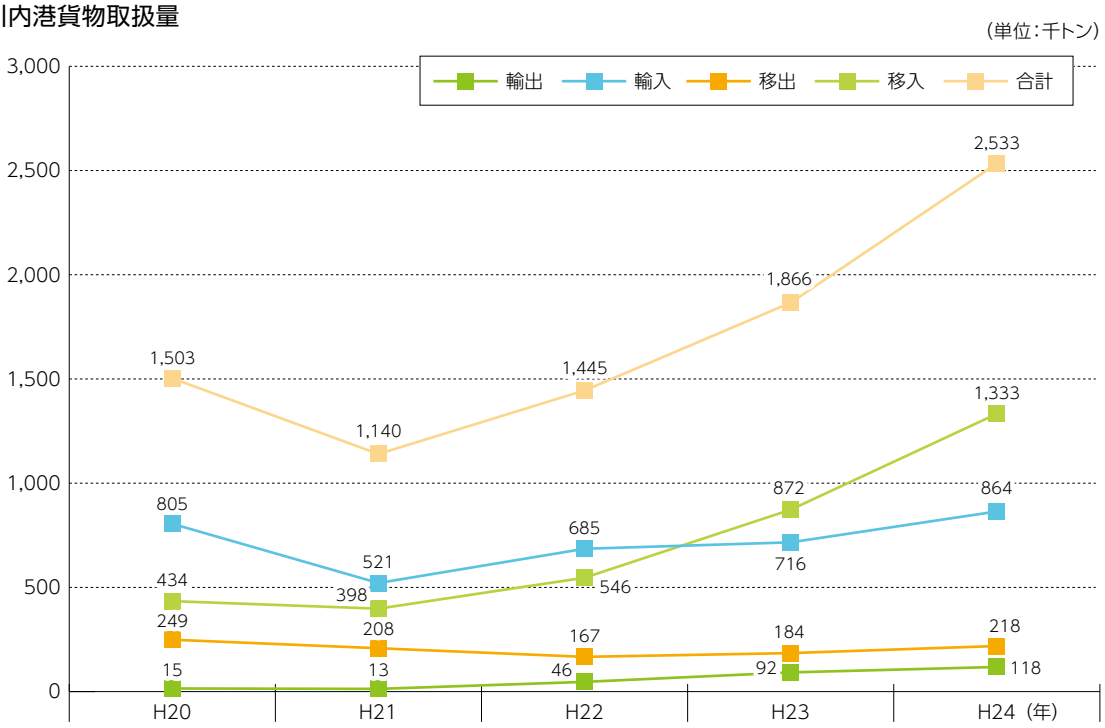

資料:企業・港振興課

めざす姿

港湾機能が充実し、人と物流の利用促進とにぎわいが創出されている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
外貿コンテナ数	TEU	19,083	32,000
入港隻数(船数) ※検疫対象船舶のみ	隻	73	100
[市民アンケート] 川内港及びその周辺が賑わっていると感じている市民の割合	%	24	↗ (+20%以上)

施策6 人と物流を支える港湾機能の充実

施策の方向性

① 港湾機能の充実

- 将来を見据えた港湾計画の改訂、コンテナ取扱量の増加や船舶の大型化に対応した川内港の整備を要請するとともに、地方港湾の適正な維持管理を行います。
- 南九州地域における物流の拠点として川内港のCIQ※6機能を強化するとともに、客船等の誘致について調査研究を行います。

② 川内港の利活用推進

- かごしま川内貿易振興協会を始め関係者が一体となったポートセールスを推進し、コンテナ取扱量の拡大を図るとともに、新規貨物の開拓や新規航路の誘致を図ります。

③ 川内港を活用したにぎわいの創出

- 地域や民間と協働して、川内港を活用したイベントの開催などを通して、にぎわいの創出による交流人口の増大を図ります。

川内港

ハーバークレーンによるコンテナ荷役

川内港を活用したイベントの様子

※6 CIQ：税関・出入国管理・検疫。出入国の際の必須手続き。

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民・事業者	各種イベント等へ積極的に参加しましょう。
	港湾利用の促進に努めましょう。
地域・団体	川内港を中心とした集客・交流事業の推進に取り組みましょう。
	各種イベント等へ積極的に参加しましょう。

行政

- 川内港の整備促進と港湾施設の適正な維持管理を行います。
- 世界を結ぶネットワークの充実に向けた港湾機能の高度化に努めます。
- 航路誘致等のポートセールスを推進し、利用を促進します。
- 川内港を中心とした集客や交流事業の推進に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅴ【教育文化】

次世代を担う人と文化を育むまちづくり

施策1

未来をたくましく生きる力を育む教育の推進

現状と課題

① 情報化、価値観の多様化など社会情勢の変化が著しいなか、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた「生きる力」を育むことが求められており、これまで、連携型小中一貫教育※1を最も重要な柱として取り組み、不登校や問題行動等の減少など中一ギャップ※2の解消や学力向上等に一定の成果をあげてきました。

今後も引き続き小中一貫教育を推進するとともに、活用する力を高めるための授業改善や指導力の向上、家庭学習の質の向上など、学校と家庭が一体となった取組を推進していく必要があります。

② ICTの利活用教育、薩摩川内元気塾、英語力向上プラン事業の推進など地域に根ざした本市独自の魅力ある教育を実施しており、今後も改善しながら更に推進していく必要があります。

いじめのない学校づくりの取組や命の大切さ、いじめ問題を考える授業の公開、地域や家庭との連携などにより、「行きたい学校」づくりを推進していく必要があります。

一校一運動による体力つくりなど健康教育を実施しており、体力テストでは、県平均を上回るまでに向上しています。全国と比較すると更に改善や指導の充実が求められています。また、生活環境の変化に伴い、運動する子どもとしない子どもの二極化や、生活習慣の乱れなどが指摘されているなかで、家庭や地域、関係機関等と連携しながら、体力向上や健康の保持増進に向けた取組を充実させていく必要があります。

③ 近年、様々な自然災害等が発生しており、その対応に向けたきめ細かな指導が教育現場でも求められており、中学校でのAED※3を用いた救命講習や地域の実情に応じた避難訓練など安全教育や防災教育の充実を図る必要があります。

学校施設については、耐震改修を平成27年度までに完了し、今後も老朽化が進む施設の計画的な改修・改築を推進するとともに、教育内容に応じた設備等の充実を図っていく必要があります。

平成22年12月に小・中学校の再編に関する基本方針を策定してから5年が経過しようとしており、その後の児童生徒数や社会情勢も変化しています。将来を見据え、児童生徒が磨き高め合うことができる望ましい教育環境づくりを進める必要があります。

※1　小中一貫教育：小学校と中学校の義務教育9年間に連続性を持たせて行う教育のこと。
※2　中一ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。
※3　AED：心臓がけいれんして血液を全身に送り出せない状態（心停止）になったときに、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器。

中学校理科教諭による小学校での授業交流

小学校綱引競技大会での子どもたちの活躍

めざす姿

充実した環境のもとで、知・徳・体の調和のとれた
「未来をたくましく生きる力」が育まれている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合	%	96.1	100
標準学力検査（NRT）の偏差値平均結果 （全国平均を50とした場合）	—	小学校:51.0 中学校:49.0	小学校:52.0 中学校:51.0
体力・運動能力調査の全国との比較 （全国を100とした場合の比較）	—	97.67	100
フッ化物洗口実施校 ※H31 の学校数は、H27 の全小中学校数	校	19	48
中学生の不登校生徒の出現率 （不登校生徒数／全生徒数）	%	1.57	1.00

施策1 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進

施策の方向性

① 小中一貫教育の推進

- ◆ 中一ギャップの解消や学力向上等のために、小学校と中学校が相互に連携・補完し合いながら小中一貫教育を推進し、ふるさと・コミュニケーション科を中心に据え、地域との連携によるふるさと教育の充実に努めます。
- ◆ 9年間を見通した各教科のカリキュラムに基づく学力向上を図りながら、豊かな人間関係を築く力や自分の思いや考えを適切に表現する力を身に付けていくことを重点的に取り組みます。

② 知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進

- ◆ 基礎・基本と活用する力を育むために、自ら学び、磨き高め合う授業づくりに努めます。
- ◆ICT利活用※4や小学校からの英語教育の推進など時代の変化に対応した教育を推進します。
- ◆ いじめのない学校づくりの取組や命の大切さ、いじめ問題を考える授業を実施・公開します。
- ◆ スクールソーシャルワーカー※5や特別支援教育支援員の配置、適応指導教室等の相談体制の充実に取り組みます。
- ◆「一校一運動」に取り組むとともに、地域の特色や郷土の伝統を生かした体力・気力づくり、保健指導、食に関する指導、安全教育、防災教育の充実を図ります。
- ◆ むし歯予防の観点から、幼稚園・小中学校でフッ化物洗口事業を実施できるよう取り組みます。
- ◆ 幼保小連携、交流を積極的に行い、小1プロブレム※6の解消に努めます。
- ◆ 大学等の高等教育機関との協力による教育の充実を図ります。

③ 教育環境の充実

- ◆ 安全・安心な教育環境を確保するため、施設の計画的な改修・改築を進めます。
- ◆ 東郷地域では、小中一貫校の施設整備を進めます。
- ◆ 教育内容に応じた教具・教材の整備やICT関連設備等の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒にとって望ましい学校教育環境を整えるために、地域の実情や意見等を踏まえ、学校再編を更に進めます。

児童生徒数・学級数の年度別推移と今後の見込み

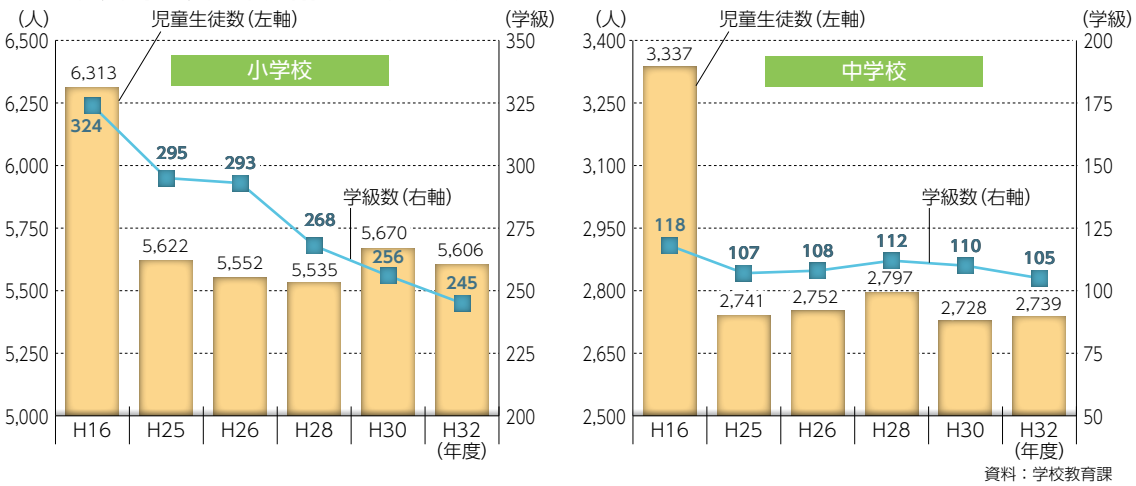

資料：学校教育課

※4 ICT 利活用：パソコンや電子黒板等の情報通信技術を活用することにより、グラフや資料を効果的に使用し、授業の効率化を図ること。
※5 スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する人。

施策体系

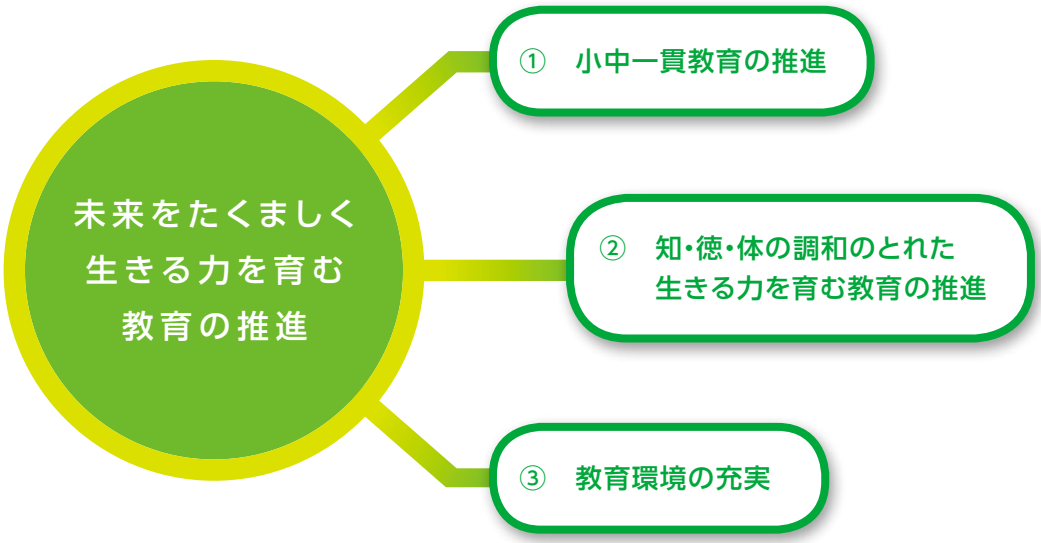

市民と行政の役割分担

市民

市民	学校教育に対する認識や理解を深め、教育活動に協力しましょう。
	親子のふれあいを深め、家庭学習（10分×学年＋30分以上）の充実や基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん、笑顔であいさつ・お手伝い）の確立に努め、家庭の教育力を高めましょう。
地域・団体	学校教育に対する理解を深め、教育活動を支援しましょう。
	地域の自然や伝統、地域の良さを生かした行事や活動を行い、地域ぐるみで子どもを育てましょう。
学校	学校教育目標の具現化に向けて、教職員の指導力の向上を図り、信頼される学校づくりに取り組みましょう。
	ふるさと教育を推進し、地域とともにある学校づくりに取り組みましょう。

行政

- 小中一貫教育を柱とした教育施策を展開します。
- 子どもたちや保護者等へのきめ細かな支援体制づくりに努めます。
- 時代に適応した学校環境の整備に努めます。
- 学校・家庭・地域、関係機関等を結ぶネットワークづくりに取り組みます。

※6 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない・授業中に座っていられない・先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅴ【教育文化】

次世代を担う人と文化を育むまちづくり

施策2

地域全体で子どもを守り育てる環境整備

現状と課題

① 非行の防止や不審者から青少年を守るため、地域において青色パトロール車による街頭補導などを実施しているなか、依然として声かけ事案が発生するなど、今後も、地域ぐるみで青少年の健全育成を進める必要があります。

地区青少年健全育成会においては、少子化等に伴い、保護者などの青少年健全育成活動への参加者は減少傾向にあり、活動自体が低下しており、併せて学校外での活動機会や活動成果を発表する場が不足し、情報交換の場が減少することで参加意欲の減退へとつながっています。

② 地域の中の学校、地域が支える学校、地域全体で子どもを守り育てるという意識を醸成し、地域での声かけを含め、地区青少年健全育成会の活動等、地域での教育力を充実させる必要があります。

また、様々な技能・技術、専門的知識を持った地域の人材を活用した学校を支えるための学校支援ボランティア活動の充実や、様々な教育的課題に向き合う体制を築くために、学校・家庭・地域の全ての関係者が一丸となって、協働して教育を推進する仕組みづくりが求められています。

少年自然の家では、野外活動やリーダー育成など様々な体験活動や研修、宿泊学習の受け入れなど実施しており、今後、更に、利用者が満足するプログラムの開発や広報活動の充実、蓄積している体験学習のノウハウを生かした指導者の指導力向上を図る必要があります。

③ 青少年が抱える悩みを解消するため、少年愛護センターを中心として悩み相談に当たっているなか、その他の相談窓口等も増えてきたことで、センターへの相談件数自体は減少していますが、SNS※1でのいじめ等、内容が多様化・複雑化していることから、相談員の資質向上とともに、青少年市民会議・青少年育成会、その他民間事業所も含め関係機関と総合的なネットワークを構築し、連携を強化する必要があります。

青少年（健全）育成会活動実績の推移

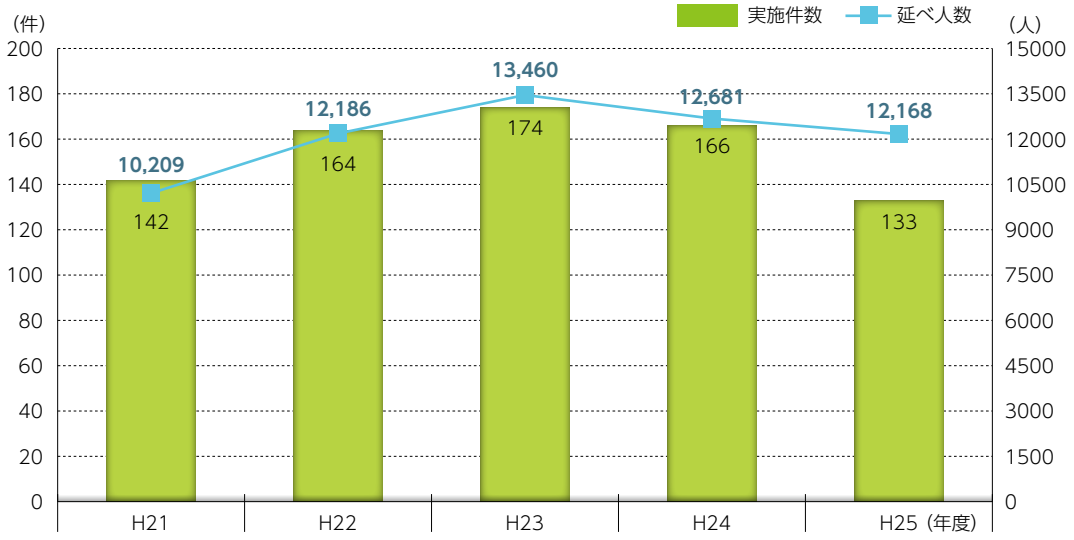

資料：社会教育課

※1　SNS：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

青色パトロール車による街頭補導

学校支援ボランティアによる音楽指導

少年自然の家　野外炊飯

めざす姿

家庭・学校・地域が連携・協力し合って、次世代を担う青少年を守り育てている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 青少年の健全育成が図られていると思う市民の割合	%	70	⇢ (+5%以上)
コミュニティスクール(学校運営協議会)の設置数	中学校区	1	5
学校支援ボランティアの登録者数、実施件数	人 件	222 81	400 350
地域の青少年(健全)育成会の活動回数、活動人数	回 人	133 12,168	140 13,000

施策2 地域全体で子どもを守り育てる環境整備

施策の方向性

① 地域の教育力の向上

- ◆ それぞれの地域での青少年育成会等の活動を拡大させるなど、保護者、地域、学校ぐるみで、青少年を育てる環境づくりを進めます。
- ◆ 街頭補導や地域で実施される青少年育成活動事業の充実を図ります。
- ◆ 地域の人材を生かした学校支援ボランティア事業を推進します。
- ◆ 地域や保護者等が学校づくりに参画するコミュニティスクール（学校運営協議会）を中学校区に設置し、地域とともにある学校づくりを積極的に推進します。

② 指導者の指導力向上

- ◆ 関係機関や団体と連携した研修会、少年自然の家を活用した体験活動指導者養成講座の実施など、青少年育成指導者の研修機会の拡充を図ります。
- ◆ 青少年育成の日のつどいや愛護委員連絡会の内容充実、地区ごとの生涯学習推進大会等の活用など、青少年育成指導者の交流機会の拡充を図ります。

③ 総合的なネットワークの連携強化

- ◆ 青少年育成市民会議の構成員の拡大を図り、総合的なネットワークの構築による関係機関との連携を強化することで、地域社会全体で青少年の育成に取り組みます。

青少年育成会とスクールガード、PTAが連携した交通安全活動

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	子育て力の向上に努めましょう。
	親子で地域活動に参加しましょう。
	自らの技能や知識、生涯学習の成果を生かして学校支援ボランティアに登録しましょう。
事業者	補導活動※2の推進に努めましょう。
	地域貢献の一貫として学校支援ボランティアなど地域の学校を支援する活動に参加しましょう。
	市民会議の活動方針に沿って、地域や行政と連携し、青少年の育成に努めましょう。
地域・団体	世代間交流による地域での野外活動、スポーツ・文化活動などを通して、青少年健全育成活動の推進に努めましょう。
	補導活動の推進に努めましょう。
	地域全体で子どもたちを守り育てようとする気風を高めましょう。
	郷土の伝統芸能を積極的に子どもたちに伝承させるなど、地域の教育力の向上に努めましょう。
	市民会議の活動方針に沿って、事業所や行政と連携し、青少年の育成に努めましょう。

行政

- 青少年の社会参加活動の推進、青少年育成団体の支援、青少年健全育成環境の整備に取り組みます。
- 地域の人材（個人、団体、事業所等）を生かしたコミュニティスクールの設置や学校支援ボランティア活動の充実に努めます。
- 市民会議の活動方針に沿って、地域や事業所と連携し、青少年の育成に努めます。

※2　補導活動：非行の芽を摘み取り正しく導くことにより、青少年自らが自身を律し、自立した大人に成長することを目的とした活動のこと。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅴ【教育文化】

次世代を担う人と文化を育むまちづくり

施策3

学び活かす生涯学習と多文化共生の推進

現状と課題

① 生涯学習は、誰もがその年齢や趣味に応じて学ぶことができるよう、様々な機会が準備されていますが、参加者が高齢化、固定化し、学習ニーズがあっても人数が集まらない、適切な講師がいないなどの理由により、新たな講座や学級が開講できていない状況があります。また、公民館毎に開設講座が異なるため、希望する講座が近くの公民館で受けられないといった声もあり、参加者の動向や利用者のニーズに合わせて見直す必要があります。

② 人材バンク「すてきびと」を設置し、人材確保に努めていますが、新規登録や更新が進まず、十分に活用されていないため、学習ニーズのある人と、適切な講師を引き合わせるコーディネート機能を構築するとともに、社会教育団体や家庭教育学級の活動を促進するため、豊富な経験や専門的知識を有する指導者を育成し、人材バンク登録を進め、その活動への支援を行う必要があります。

③ 社会環境や家庭環境の複雑化に伴い、幼児や児童の虐待、規則正しい生活習慣やしつけの欠如、不登校や引きこもり、いじめ問題など子どもに関する様々な問題が顕在化してきたことに加え、問題解決のために家庭教育の質的向上に大きな期待が寄せられていることから、社会教育団体や家庭教育学級への活動支援など、更に積極的に取り組む必要があります。

④ 国際理解を広めるため、中国江蘇省常熟市・韓国慶尚南道昌寧郡との友好都市交流や、国際交流協会を中心にした、外国語講座や市内在住外国人のための日本語講座等を実施していますが、市民の国際理解、国際協力・多文化共生※1の意識は高くないのが現状です。このため、国際交流に係る関係機関・団体を育成、連携させ、外国語講座受講生や、地区コミュニティ協議会、学校での異文化交流の拡大を図るとともに、市内在住外国人が日本語講座等に参加しやすい環境づくりを進めるなど、国際理解を深め多文化共生の普及啓発を行う必要があります。

市民大学及び自主学級開設状況

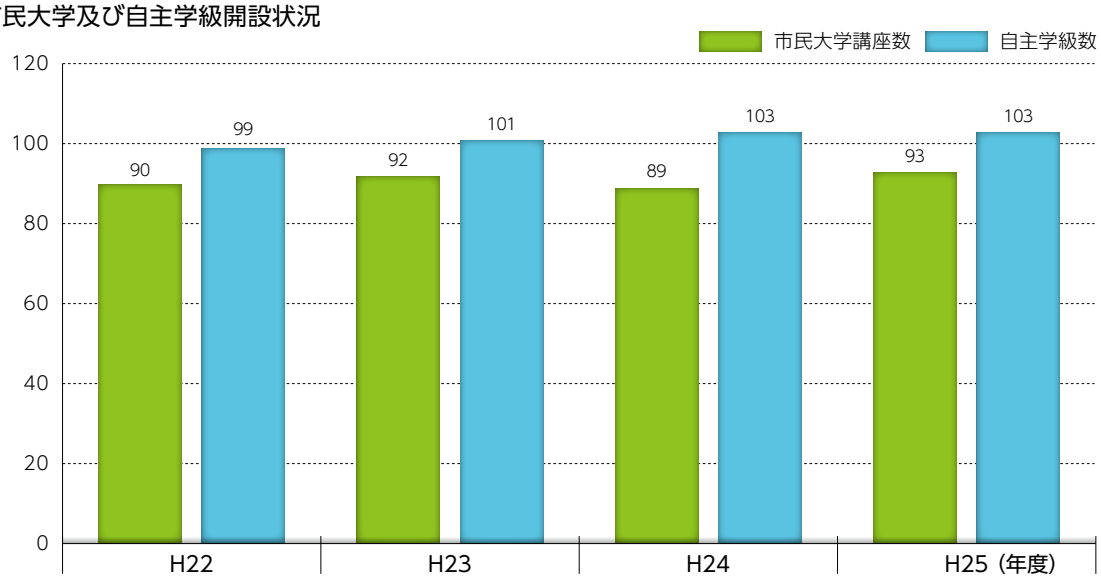

資料：社会教育課

※1 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

生涯学習推進本部会議

韓国昌寧郡との友好都市協定調印式

めざす姿

いつでも・どこでも学ぶ機会が提供され、日常生活で生きがいや充実感を感じており、併せて、国際理解が進んでいる。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 日頃、生涯学習に取り組み、生きがいや充実感を感じている市民の割合	%	52	(+15%以上)
[市民アンケート] 生涯学習に取り組みやすい環境が整っていると思う市民の割合	%	64	(+10%以上)
[市民アンケート] 国際理解が進んでいると感じている市民の割合	%	31.7	(+20%以上)

施策3 学び活かす生涯学習と多文化共生の推進

施策の方向性

① 生涯学習の展開とネットワーク化

- 地域全体で生涯学習を進めるための環境整備と生涯学習成果の活用を促進します。
- 市民への生涯学習情報の提供及び学習相談体制の充実を図ります。
- 中央公民館及び地域公民館を拠点として、市内全域の地区コミュニティセンターとのネットワーク化を進め、地域での生涯学習活動の更なる充実を図ります。

② 生涯学習を進めるコーディネート機能の充実

- 人材バンク「すてきびと」への登録を促進し、普及・活用を推進します。
- 社会教育団体等から指導者養成研修会への参加を拡充し、専門的知識を有する指導者の育成とその活動支援の充実を図ります。

③ 家庭の教育力の向上

- 核家族化など社会環境の変化による家庭の教育力の低下を補えるよう、地域や各世代が支える支援体制を構築します。

④ 多文化共生の推進

- 友好都市交流や市民、国際交流団体による幅広い国際交流活動を促進し、市民の国際理解を深め国際協力意識の高揚を図ります。
- 国際化へ対応するため、国際交流活動を通じ、多文化共生の醸成を図ります。

中央公民館子育てサロン「おちゃべり」

自主学級の成果発表風景

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	地域づくり活動へ積極的に参加し、習得した知識や技術を人材バンク等に登録しながら、地域社会へ還元しましょう。
	身近な公民館や図書館を積極的に活用しましょう。
	家庭で、子どもの生活や健康、学習習慣づくりに努めましょう。
	国際理解を深め、交流を進めましょう。
事業者	家庭教育における保護者の役割や重要性を理解し、雇用環境の整備に努めましょう。
	市が実施する家庭教育支援施策に積極的に協力しましょう。
	国際理解を深めましょう。
地域・団体	地区コミュニティセンターを活用した生涯学習活動を地域住民が主体となって進めましょう。
	地域の行事等を通して子どもの健全な育成を支援しましょう。
	国際理解を深めるため、交流会や各種講座の開催に取り組みましょう。

行政

地域の人的・物的資源の発掘と連携、保存と活用に努めます。

家庭教育についての情報の提供や技術的な助言など、必要な支援を行います。

国際理解を深めるため、関係団体の育成、友好都市交流、多文化共生の普及推進を図ります。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅴ【教育文化】

次世代を担う人と文化を育むまちづくり

施策4

誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用

現状と課題

① 本市は、南九州の中心地として薩摩国府が設置された古い歴史を有しており、ニニギノミコト伝説の可愛山陵、国指定史跡「薩摩国分寺跡」・「清色城跡」、国指定天然記念物「藺牟田池の泥炭形成植物群落」・「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」、国指定有形文化財「旧増田家住宅」、国選定伝統的建造物群保存地区「薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区」、国指定無形民俗文化財「東郷文弥節人形浄瑠璃」・「甑島のトシドン（ユネスコ無形文化遺産登録）」、400年の歴史を誇る県指定無形民俗文化財「川内大綱引」などの文化財や地域で受け継がれてきた郷土芸能が数多く存在しています。

こうした歴史・文化といった、かけがえのない財産の保存・継承に対する市民の理解を深め、意識を高める必要があります。

人口減少・高齢化が進むなかでこれらを保存し、更に次の世代へ伝承していくためには、担い手の育成・確保が大きな課題になっています。

また、藺牟田池、入来麓旧増田家住宅、甑島の長目の浜や鹿島断崖、恐竜化石なども、地域の成り立ちや歴史等を知ることができる貴重な文化的資源であり、これら各地の文化的財産を市民や地域住民が再認識するなかで、適切に保存するとともに、学術的資源としてだけでなく、優れた自然や景勝地などと一体的に、観光資源としても幅広く活用を図り、地域文化への愛着を深める必要があります。

② 川内歴史資料館、川内まごころ文学館、入来麓旧増田家住宅などの施設については、歴史等の学習拠点として位置付け、その積極的な利用を促進する必要があります。

また、文化的行事やイベントの開催を通して、音楽や芸術などに触れ・参加する機会を増やし、市民誰もが芸術文化活動を楽しめる環境を整えることが求められています。

甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落

国指定史跡「薩摩国分寺跡」

めざす姿

地域の文化を身近に感じ、日頃から芸術文化に触れ親しんでいる。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 地域の歴史や文化に関心があると回答した市民の割合	%	65	↗ (+10%以上)
[市民アンケート] 文化・芸術に親しむ環境が整っていると思う市民の割合	%	55	↗ (+15%以上)
川内歴史資料館・川内まごころ文学館・入来麓旧増田家住宅等の入館者数	人	34,000	37,000

施策4 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用

施策の方向性

① 文化財等の保存・継承・活用

- 伝統芸能・行事、文化財等を生かしたまちづくりを振興するほか、地域文化の情報発信を促進します。
- 指定文化財等の保存・活用を図るため、この文化的価値を広く一般市民に周知するとともに、保存会だけでなく地域や市民、事業者等による支援体制の構築を図ります。
- 甑島で発見された恐竜化石については、学術的な研究を進めます。併せて、長目の浜や鹿島断崖と一体となった観光資源としての活用を図ります。

② 文化活動の推進

- 郷土芸能や文化協会を始めとする各団体で実施されている文化・芸術活動を発表する機会を提供し、併せて多くの市民が触れることができるよう、周知・広報を充実します。また、自然環境や風土を生かした新たな文化・芸術活動を発掘し、創造への支援を行います。
- 川内歴史資料館、川内まごころ文学館、入来麓旧増田家住宅等については、魅力ある展示並びに企画展の充実や関連イベント等の連携により、特に若い世代の利活用を推進します。

国指定無形民俗文化財「東郷文弥節人形浄瑠璃」

施策体系

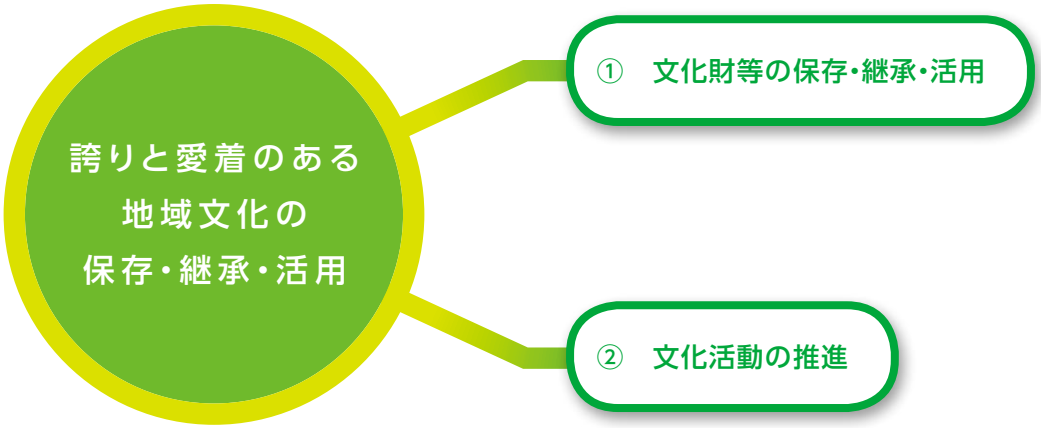

市民と行政の役割分担

市民

市民	文化芸術の担い手として積極的な文化芸術の理解、参加、創造に努めましょう。
	伝統行事や文化財保護活動へ積極的に参加しましょう。
事業者	文化芸術の振興と発展、ボランティアリーダーの育成支援の推進に努めましょう。
	文化財保護活動への参加と支援に努めましょう。
地域・団体	地域の文化芸術活動の理解、活用に努めましょう。
	伝統行事に参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。

行政

- 文化芸術を創造、享受できる環境の整備に努めます。
- 個性と魅力にあふれた文化芸術の振興に取り組みます。
- 文化財少年団活動と出前講座等を通じて、ボランティアリーダーの育成を支援します。
- 川内歴史資料館、川内まごころ文学館、入来麓旧増田家住宅等を活用した学習機会の充実と文化財保護活動を支援します。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅴ【教育文化】

次世代を担う人と文化を育むまちづくり

施策5　スポーツ活動を楽しむ環境整備

現状と課題

①　市民誰もがスポーツを通じて健康を維持し、交流の輪を広げ、健やかで豊かに暮らせるよう、総合運動公園を始め、多くの社会体育施設が整備されています。

高齢化が進むなかで健康寿命を延ばすためには、各種健康スポーツ教室の開催などを通じ、スポーツに慣れ親しみ、身近にスポーツを楽しむ生涯スポーツを更に推進していく必要があります。

②③　日本オリンピック委員会からバレーボール競技強化センターとして認定されたサンアリーナせんだい、スポーツ交流研修センター等については、合宿先としての評価が高く、全日本バレーボールチームを始め、トッププロや実業団等が合宿に利用しています。

平成32年には、東京オリンピック・パラリンピック、第75回国民体育大会鹿児島大会の開催が予定されていることから、これらの競技に関連する合宿やスポーツ大会等の誘致によって、高いレベルのスポーツを観戦する機会を増やし、スポーツへの関心を高めることや競技力の向上などを図っていく必要があります。

年度別スポーツ合宿状況

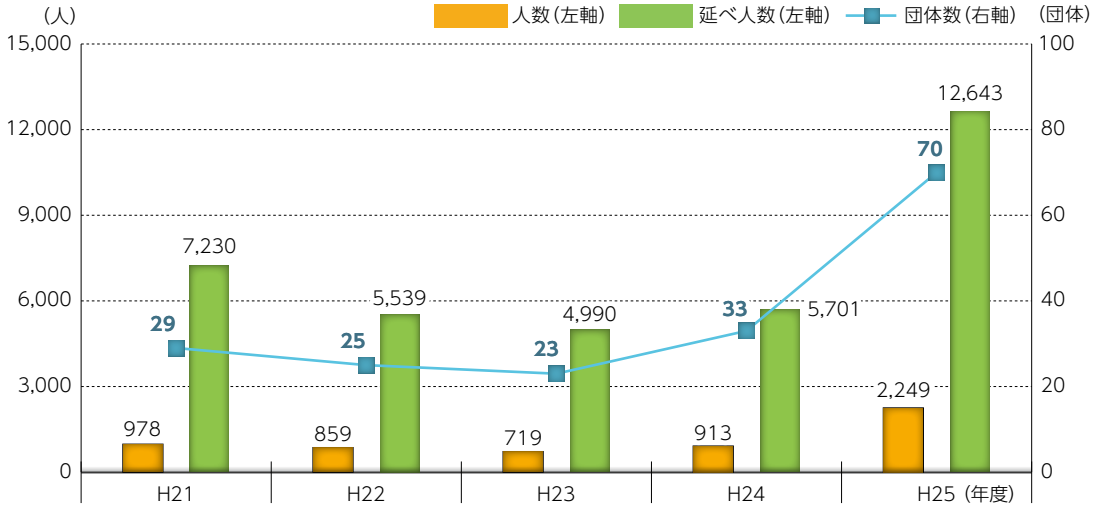

資料：市民スポーツ課

年度別健康スポーツ教室状況

内訳＼年度	H21	H22	H23	H24	H25
教室数	5	6	7	5	5
回数	97	74	84	84	84
延参加者	1，154	1，197	1，389	1，416	1，089
参加者／1回	11．89	16．18	16．54	16．86	12．96

資料：市民スポーツ課

全日本女子バレーボールチーム合宿時の紅白戦

全日本男子バレーボールチームによるスポーツ教室

めざす姿

市民が気軽にスポーツに親しむ環境が整い、日常的にスポーツを楽しんでいる。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 運動やスポーツを楽しむ環境が整っていると思う市民の割合	%	73	→ (+5%以上)
[市民アンケート] 日頃、運動やスポーツを楽しんでいる市民の割合(※ 週1回以上)	%	36	↗ (+20%以上)
合宿団体数	団体	70	100

施策5 スポーツ活動を楽しむ環境整備

施策の方向性

① 生涯スポーツの推進

- 健康の維持増進や体力つくりを目的に、市民がいつでも・どこでも・だれでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、各種健康スポーツ教室の開催や地域スポーツクラブの育成などに取り組みます。
- 地区コミュニティ協議会やスポーツ推進委員と連携し、地域のスポーツ・レクリエーション活動などの環境づくりを促進します。

② 競技スポーツの振興

- 競技人口の底辺拡大と競技力の向上を図るため、特定非営利活動法人薩摩川内市体育協会などの関係団体と連携して、指導者の育成と指導体制の充実に努めます。
- トッププロ、実業団等の合宿誘致やスポーツ大会の誘致に努めることにより競技スポーツの振興を図ります。

③ スポーツ振興による地域の活性化

- スポーツ合宿誘致やスポーツイベントの開催等を通して、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

愛知製鋼陸上競技部合宿

熱血子どもスポーツ塾（川内スポーツクラブ01受託事業）

スポーツフェスタ in 薩摩川内「第1回グラウンド・ゴルフ大会」

施策体系

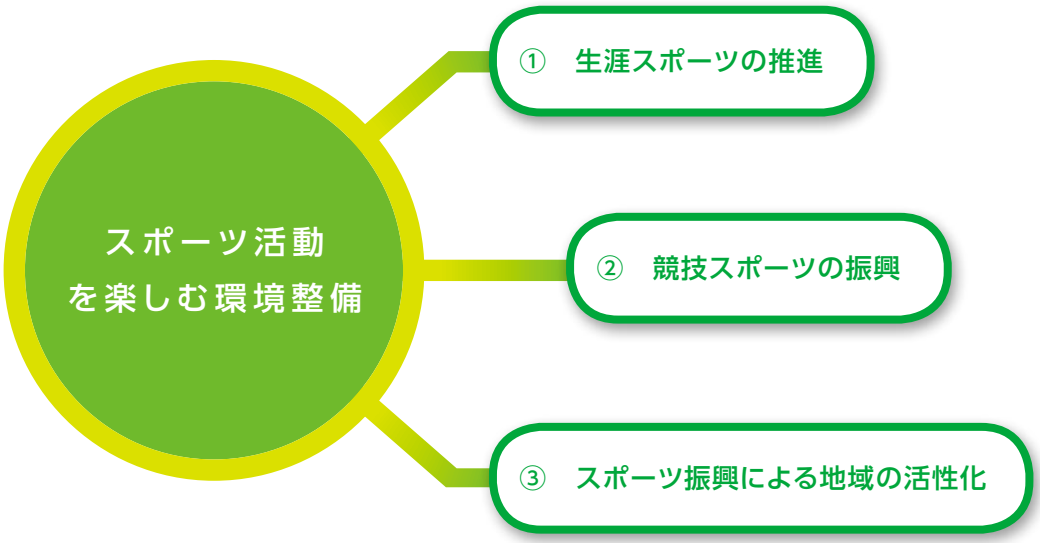

市民と行政の役割分担

市民

市民	主体的・継続的にスポーツ活動へ参加しましょう。
	スポーツサークル等への積極的な参加や、定期的な運動の機会を作りましょう。
事業者	民間スポーツクラブのノウハウを生かして、地域に根ざしたスポーツ活動を促進しましょう。
	専門家等による地域へのスポーツ指導、交流、競技力の向上、指導者及び競技者の養成に取り組みましょう。
地域・団体	地域における指導者の育成に取り組みましょう。
	スポーツ活動の充実、スポーツ大会等の開催に積極的に取り組みましょう。
	地域スポーツの振興と団体相互間の交流活動を推進しましょう。

行政

市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、各種スポーツ活動の場を提供します。

安全で安心な社会体育施設の整備、競技スポーツの振興、指導者養成を支援します。

スポーツ基本法に基づく、薩摩川内市スポーツ推進計画を策定し、本市の実情に即したスポーツ環境づくりを推進します。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅵ【地域経営】

市民みんなで考え、行動するまちづくり

施策1

地域力を発揮するコミュニティ活動への支援

現状と課題

①　これまでの地区コミュニティ協議会の取組により、地区内の各団体の横断的な連携が強化され、活動への住民参画意識・協働意識の醸成が図られてきました。しかしながら、少子・高齢化の進行や地域のリーダーなどの担い手不足により、自治会・地区コミュニティ協議会の活動や伝統文化の保存・継承、災害時の対応など集落機能の低下が懸念されているなかで、自ら地域の課題を解決し、地域が自立し活性化していくために、地域資源を活用した交流事業やコミュニティビジネス※1の展開を拡大していく必要があります。

同時に、けん引役となるリーダー等の人材育成と地域連携を強化するとともに、適切な支援策を講じていく必要があります。また、コミュニティセンターや自治会施設等の老朽化に伴い施設改修の要望も多いことから、状況把握を行いながら計画的に改修する必要があります。

自治会では、過疎の進行により運営が厳しい小規模自治会が増えているため、自治会の再編を図っていく必要があります。

②　身近な生活における課題解決のために自治会の果たす役割はますます重要になってきますが、市街地部を始め、自治会未加入世帯の増加や若年層など地域活動への参加者が減少傾向にあることから、市民の自治意識の向上を図っていく必要があります。また、高齢化の著しい地域においては、支援職員の配置、その他の支援策を講じていく必要があります。

自治会・ゴールド集落数の推移（4月1日現在）

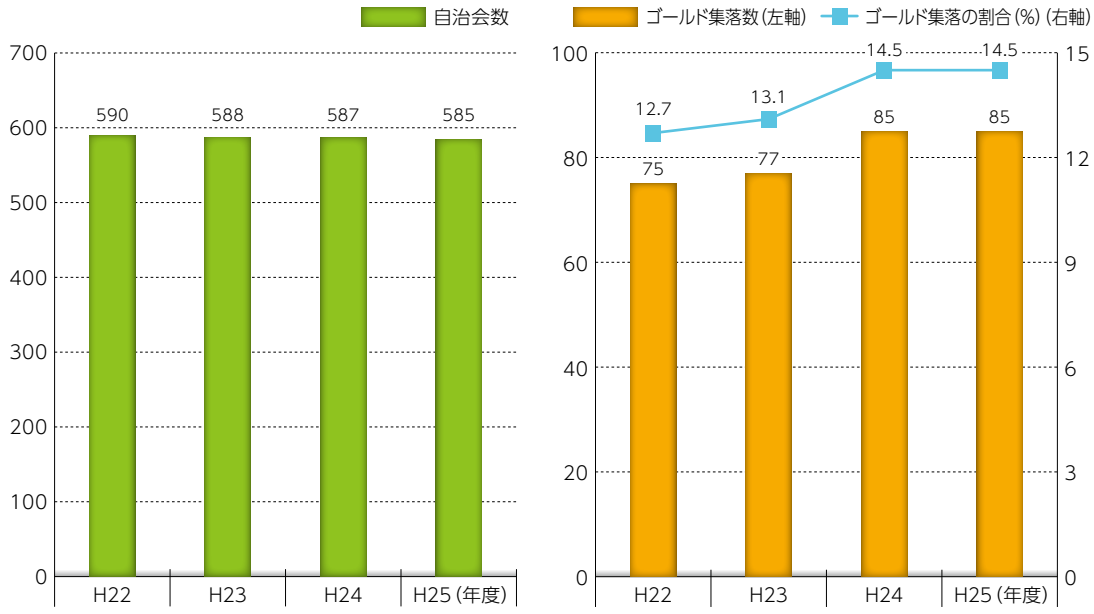

資料：コミュニティ課

※1　コミュニティビジネス：地域が抱える課題を地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

ゴールド集落市民活動

ゴールド集落自主活動

めざす姿

主体的に地域の課題に取り組み、自立した地域づくりが実践されている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] コミュニティ活動に参加していると回答した市民の割合	%	69	↗ (+10%以上)
自主活動、市民活動に取り組み、補助金を活用している地区コミ、NPO、ボランティア団体数	団体	44	60
自治会加入率	%	81.4	85
自立していると感じている地区コミュニティ協議会の割合	%	75	90

施策1 地域力を発揮するコミュニティ活動への支援

施策の方向性

① 地域の自立・活性化への支援

- 自ら課題解決できる地域の自立を促すため、地域の特色ある活動やコミュニティビジネスの展開と定着化を支援します。
- NPO※2及び市民活動団体等との連携を強化し、地域の活性化を支援します。
- コミュニティ活動拠点施設の整備・改修等を実施します。
- 地域のけん引役となるリーダー等の人材育成を図ります。
- 小規模自治会の再編を支援します。

② 住民自治に対する意識の向上

- 地域の活性化のため、自治会加入促進の取組を強化するとともに、住民自治に対する意識の向上を図ります。

コミュニティ活性化事業

第３期地区振興計画書

※2 NPO：営利を目的としない組織のこと。

施策体系

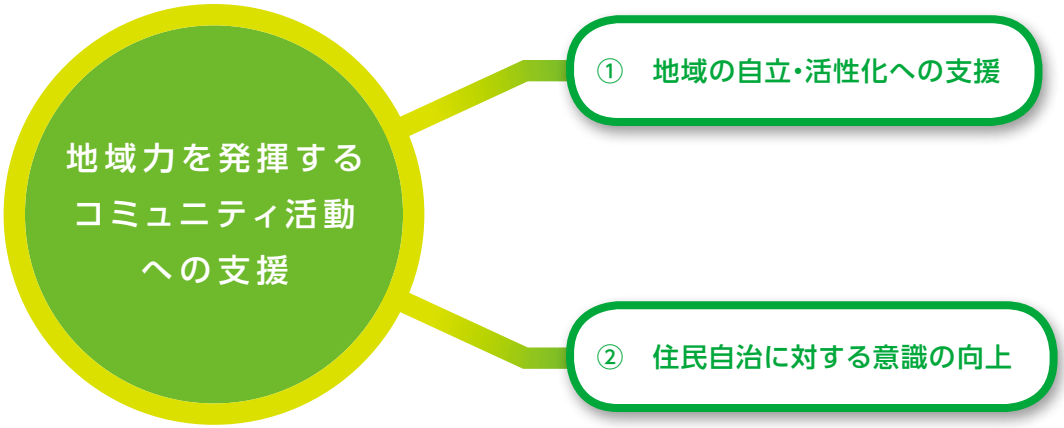

市民と行政の役割分担

市民

市民	地域活動への積極的な参加に努めましょう。
	自治意識を高めましょう。
事業者	社会的責任を自覚し、社会貢献活動の推進に努めましょう。
地域・団体	地域活動を実施して、自治組織の確立に努めましょう。
	公共事業・公共サービス分野へ積極的に参画しましょう。

行政

地域活動の支援と連携の促進に努めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅵ【地域経営】

市民みんなで考え、行動するまちづくり

施策2

お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進

現状と課題

① 人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい理解と認識並びに人権問題を身近な問題としてとらえるよう、学校や地域などあらゆる場で取り組んできた結果、人権に対する市民の意識は高まってきているものの、現在においてもなお、子ども、高齢者、女性及び障害者等に関する人権問題が存在しています。また、近年、インターネット社会における新たな人権侵害なども発生してきています。

今後もなお一層、家庭・学校・地域・事業所などのあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があります。

また、出前講座の充実や各種機関・団体が開催する研修等の情報提供など、人権や男女共同参画について正しく理解するための啓発・広報活動を推進することにより、社会全体での意識改革につなげていく必要があります。

② 虐待やDV※1など重要な人権侵犯事件になりうる案件について、内容が複雑化、高度化し、発見されにくいケースもあり、国・県・関係機関と連携しながら、相談から救済までの一連の支援体制の充実を図る必要があります。

③ 男女共同参画基本条例を制定し、男女共同参画都市宣言を行うなど、男女が対等な社会の構成員として共に認め合い、支え合いながら、あらゆる場において、その個性と能力が発揮できる社会の構築に向けた取組を積極的に進めてきましたが、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念や慣行が依然として残っています。また、各種審議会等委員への女性登用は低い状況であり、啓発に係る講座等への参加者が思わしくないなど、男女共同参画の理念やこれを実践に結び付ける行動がまだ十分に定着していない状況にあります。

今後も、各種審議会等の委員構成への配慮を働きかけていく一方、女性人材バンクの拡充・活用や女性チャレンジ委員会（旧名称:女性50人委員会）の充実により政策等の決定過程への参画を促進するとともに、全ての施策において男女共同参画の視点に立って推進するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を促進する必要があります。

人権相談件数

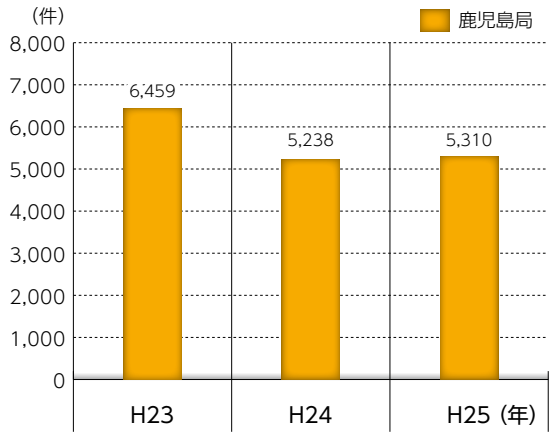

人権侵犯事件件数

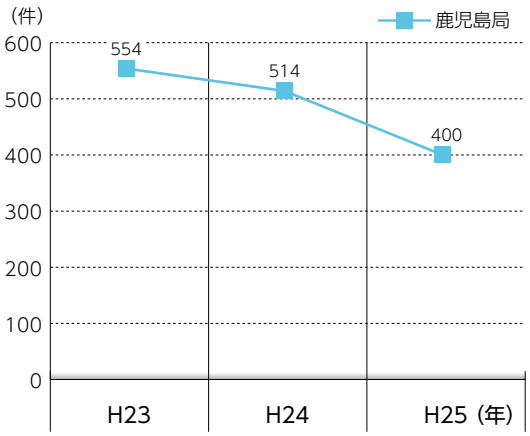

資料：鹿児島地方法務局

※1 DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などが含まれる。

男女共同参画出前講座

男女共同参画フォーラム

めざす姿

一人ひとりの人権が尊重され、男女がお互いを認め合い
地域社会の一員として参画できる環境が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合	%	75	(+5%以上)
[市民アンケート] 各種団体や協議会等への女性の参画が進んでいると感じている市民の割合	%	58	(+15%以上)

施策2 お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進

施策の方向性

① 人権教育・啓発の推進

◆ 人権尊重の正しい理解を深めるため、あらゆる場において教育・学習機会の充実を図るとともに、人権を尊重するための啓発・広報活動を推進します。

② 相談体制の充実

◆ 相談内容が複雑化、高度化する案件に対応可能な体制の整備・充実を図り、国・県・関係機関・団体等との連携を強化し、人権問題の未然防止や早期解決、救済等につなげるとともに、研修受講等によるスキルアップなど、各種相談員の育成と確保に努めます。

③ 男女共同参画社会の実現に向けた啓発と取組の促進

◆ 男女共同参画の正しい理解を深めるため、あらゆる場において学習機会の充実を図ります。

◆ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶意識の浸透を図ります。

◆ 女性人材バンクの拡充・活用や、女性チャレンジ委員会（旧名称:女性50人委員会）の運営の充実を図るとともに、各種審議会等への女性登用を促進することにより、意思決定過程への女性参画を拡大し、全ての施策について男女共同参画の視点に立った取組を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

女性チャレンジ委員会（旧名称:女性50人委員会）

小学校における人権の花運動

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民	日常生活において、相手の気持ちを思いやる態度や習慣を身に付け、お互いの人権を尊重する意識や、男女共同参画意識の醸成・浸透を図りましょう。
事業者	人権を尊重した職場づくりや仕事と生活の調和を図るとともに、方針決定過程への女性参画を進めましょう。
地域・団体	子ども、高齢者、女性、障害者等の交流を深める地域活動や様々な体験活動を行うボランティア活動を積極的に企画しましょう。

行政

人権尊重に対する啓発活動、相談しやすい窓口づくりに取り組み、研修等の機会を積極的に提供します。

各種審議会等における女性の参画を進めるなど、全ての施策において男女共同参画の視点に立った取組を進めます。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅵ【地域経営】

市民みんなで考え、行動するまちづくり

施策3

市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進

現状と課題

① 市民に身近で利用しやすい市役所であるためには、市民が求めるサービスを適正に提供することが必要であり、このためにはお互いの情報を共有することが重要であることから、分かりやすく親しみやすい広報紙やホームページなどで行政情報を定期的に提供しています。また、ホームページになじみのない市民にもコミュニティFMによって市からのお知らせやイベント情報、災害時の緊急情報を発信しています。今後も、市民が市政や地域に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、多様な媒体により発信する必要があります。

また、まちづくり懇話会や各種審議会の開催、市政モニターやパブリックコメント※1制度の活用、ご意見箱の設置なども行っており、広く市民の意見を聴取し、市政への反映を充実していく必要があります。

② 行政サービスの質を維持・向上させていくため、人材育成基本方針に基づき職員の人材育成に取り組むとともに、人事評価を行い適材適所の職員配置に努めていますが、今後、更に職員数の削減と組織・機構の見直しを進めながら、効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、必要とされる人材を育成・確保する必要があります。

③ 利便性向上の一環として、平成25年２月から総合支援型窓口システムを導入し、また、同年3月からは住民票などのコンビニ交付を開始するなど、市民が利用しやすい環境の整備に取り組んでおり、引き続き、更なる利便性の向上に取り組む必要があります。

今後、社会情勢等の変化に伴い多様化する市民ニーズや行政事務に対応していくためには、ICT※2の活用等により本庁・支所の役割を含めた業務の見直しや集約化、定員適正化を進めるなど、より一層の行政サービスの向上を図る必要があります。

職員数の推移

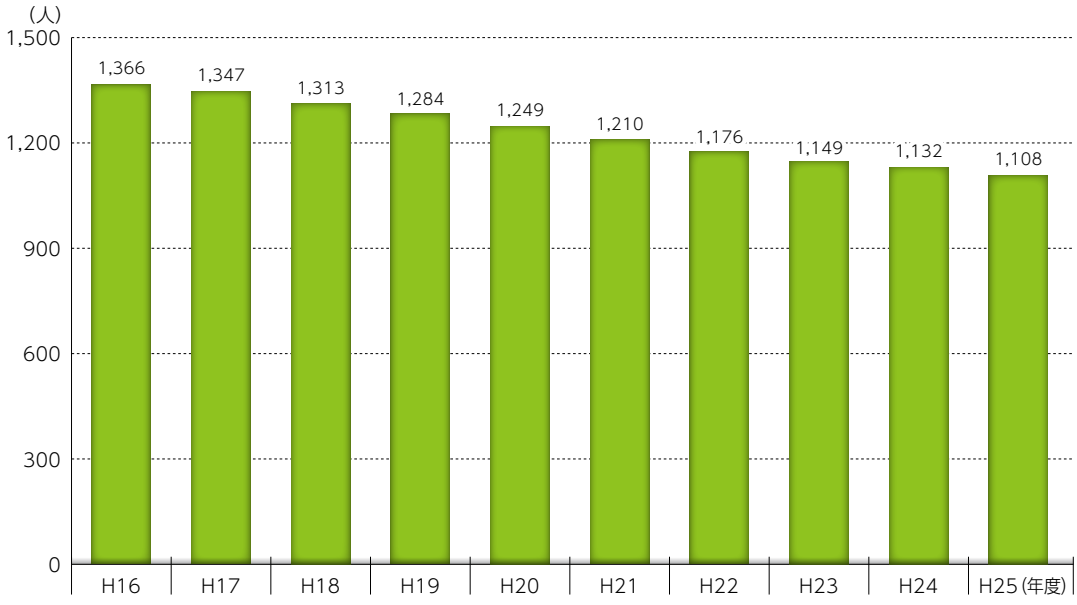

資料：行政改革推進課

※1 パブリックコメント：主な計画や指針を立案する過程において、案の段階で広く市民の皆様に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画等の決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度。

※2 ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。

総合支援型窓口

めざす姿

市民が求める行政サービスを提供できる人材と体制が整っている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 行政サービスについて満足している市民の割合	%	68	↗ (+10%以上)
市ホームページアクセス件数(年間)	件	2,050,000	2,100,000

施策3 市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進

施策の方向性

① 広報・広聴活動の充実

- 地域情報及び行政情報を多様な手段で積極的に受発信することにより、市民と情報を共有し、市民が市政に参画しやすい環境づくりに取り組みます。

② 人材育成・確保

- 職員の能力や実績が公正に評価される人事評価制度の充実や、社会情勢の変化に対応した各種研修の実施などにより、高い意欲と政策形成能力を持った人材の育成に取り組みます。また、施策に求められる専門性の高い人材の確保も図ります。

③ 組織・機構の見直し

- 本庁と支所の役割を整理するなど、組織・機構の効率化を図ります。また、定員適正化方針に基づき職員を削減しながら、それぞれの業務に応じた適正な職員配置に努めます。
- 業務の効率化・集約化を図り、多様化する行政サービスに対応できる組織・機構を構築します。
- 社会保障・税番号制度※3の運用やICTの活用などによる、更なる行政サービスの向上を検討します。

総合支援型窓口システムを活用した受付窓口

住民票交付などのコンビニ交付サービス

※3 社会保障・税番号制度：住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で情報を管理し、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を図る制度。

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民・事業者	まちづくり懇話会に積極的に参加しましょう。
	市政情報に関心を持ちましょう。
地域・団体	市政運営に関心を持ち、まちづくり懇話会、パブリックコメント制度及び提言・要望等を通じて、市政への積極的な参画に努めましょう。
	市政情報に関心を持ちましょう。

行政

広報・広聴活動を充実し、簡素で効率的かつスピード感のある組織づくりに努めます。

社会情勢の変化に対応した組織、職員数の見直しに努めるとともに、職員の意識改革と能力開発を実施し、市民の視点に立った行政サービスを提供します。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅵ【地域経営】

市民みんなで考え、行動するまちづくり

施策4

効果的かつ効率的な行政経営の推進

現状と課題

① これまで、合併時に継承した施策の着実な展開及び地域間の格差是正、並びに地域の一体感の醸成を図ることを念頭に、地方交付税の段階的縮減などを見通した中長期的な財政運営指針や職員定数の削減、市有施設のアウトソーシングなどを盛り込んだ市政改革大綱などの策定を通じ、政策・財政・市政改革の相互連携による行政経営に努めてきました。

今後の行政経営は、平成27年度からの地方交付税の段階的な縮減に対応し、更に、人口減少や少子・高齢化など多くの政策課題に対して、人・モノ・金などの必要な経営資源を投入していくためにも、成果志向に基づき客観的に施策や事業を見直す手法や、重要度や優先度等によって施策や事業を取捨選択し、より重点化を可能にしていく仕組みを構築する必要があります。

② 市が保有する公共施設等について、老朽化対策など適正な維持管理に努めながら、市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に提供しつつ、利用実態や人口減少等を踏まえた施設配置の見直しを更に進めていく必要があります。また、道路・橋梁などの社会基盤施設についても、新たな投資との調整を図りながら、長寿命化対策を進めていく必要があります。

③ 観光を始めとする産業振興、医療・福祉対策など、どの地域にも共通して存在し、単独自治体での課題解決が難しい施策については、近隣自治体を含めた広域的な連携を図る必要があります。

めざす姿

市政経営の方向性が共有され、市民等が施策の展開に参加している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 市民・地域・行政等の役割分担が理解され、各種取組が実施されていると思う市民の割合	%	62	→ (+10%以上)

施策の方向性

① 行政経営システムの構築

- 政策を構成する施策及び施策の実現に向けて実施する事務事業について、目標設定に基づき、事業手法の改善や改革に結び付けるための評価を実施し、施策及び事務事業の重要度や優先度等を踏まえた経営資源の効果的・効率的な活用を図ります。
- 施策の成果等を把握するため市民アンケート調査を実施するとともに、事務事業評価及び施策評価の結果を公表するなど、市民と情報共有を図ります。

② 公共施設等の効率的維持管理

- 公共施設を利用した行政サービスの効率化を図りつつ、利用の実態や今後の利用予測等に基づいた公共施設白書を策定し、施設の適正配置と機能集約を進めます。
- 道路・橋梁を始め市が保有する全ての公共施設について、総合管理計画を策定し、効率的な管理と運営を図ります。
- 未利用資産については、売却等による処分を推進します。

行政経営システム概念図

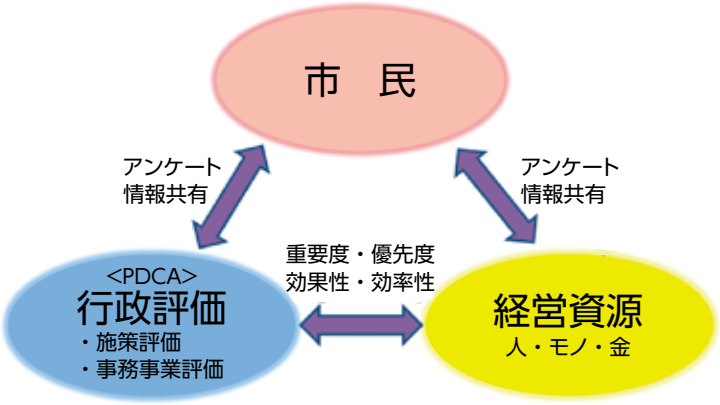

資料：企画政策課

公共施設等の効率的維持管理のイメージ図

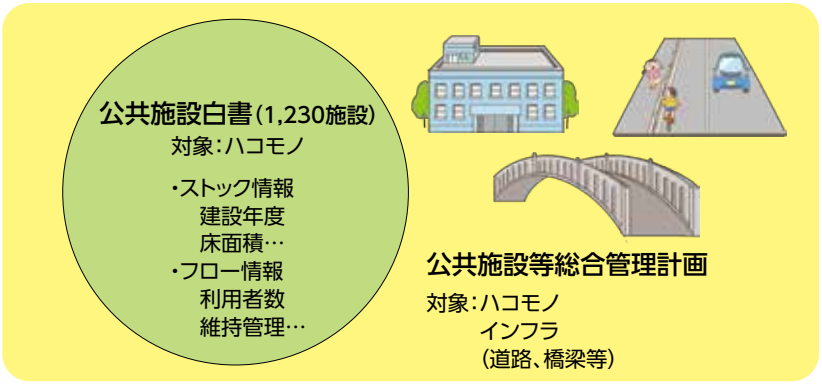

「ハコモノ」については施設配置の見直し、「インフラ」については長寿命化対策

資料：財産活用推進課

施策4 効果的かつ効率的な行政経営の推進

③ 広域連携等の推進

◆ 市域や行政を越えて取り組むべき地域課題等について、国・県を始め近隣自治体との相互連携や、産業界、大学界、地域金融機関等との産学金官連携を図ります。

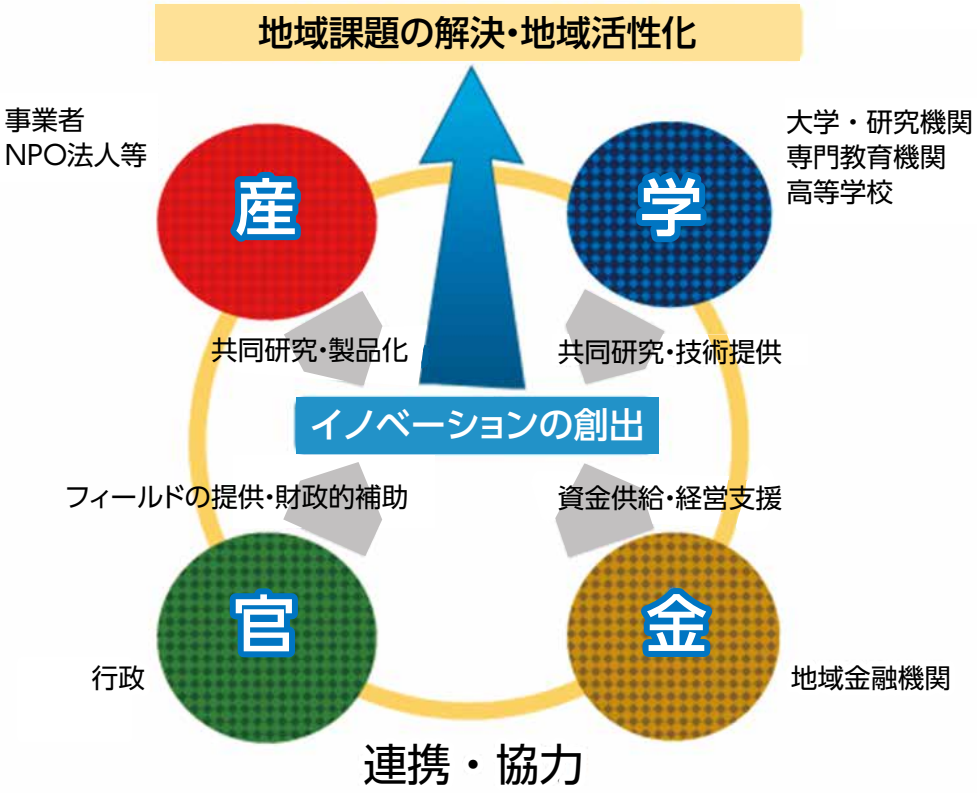

資料：企画政策課

施策体系

市民と行政の役割分担

市民

市民・事業者、地域・団体	施策へ関心を持ち自らも様々な取組に参加しましょう。

行政

- 市政経営に関する積極的な情報提供と提案を行います。
- 市民・事業所、地域・団体のまちづくり活動等に関するニーズを収集します。
- 市民・事業所、地域・団体のまちづくり活動を促進します。
- 施設の維持運営経費を効率化します。

第2章　施策別展開方針

政策Ⅵ【地域経営】

市民みんなで考え、行動するまちづくり

施策5　健全で安定した財政運営の推進

現状と課題

① 人口減少等による税収等の減や、平成27年度以降の地方交付税の段階的縮減が見込まれ、また、中長期的に基金残高が減少することが予測されており、将来の財政見通しを把握する必要があります。

② 国等の制度の見直しに伴う影響や社会情勢が大きく変化するなか、現状水準でのサービスを維持するには、事業見直しや財源拡大策などにより、財政需要に対応するための財源を確保する必要があります。

③ 収入の減少に加えて、社会基盤施設の老朽化による維持管理経費や社会保障費などの経常的な経費が今後上昇することが見込まれることから、必要性や緊急性などから判断した優先度の高い事業に財源を重点配分する必要があります。

めざす姿

施策展開可能な財政構造が確立されている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
経常収支比率	%	92.3	90 未満
市債残高（普通会計ベース）	億円	512	445
市税の徴収率	%	90.9	92.6

施策の方向性

① 将来の財政見通しの算定

◆ 地方交付税制度の見直しの影響や社会情勢の変化に対応するため、歳入の見込みや財政需要を考慮した将来財源を把握し、財政見通しとして算定するとともに、必要な財政情報を公表します。

② 財政規模の確保

◆ 事業見直しや公共施設の統廃合による維持運営費の抑制、公共事業費と維持補修費の事業調整などにより、経常経費の縮減と事業の重点化を図り、健全な財政規模の確保に取り組みます。

③ 収入財源の確保・拡大

◆ 市税の適正かつ公平な賦課と公平な納税の確保を図るとともに、未利用資産の積極的な売却や行政サービスに対する費用負担割合を見直すなど歳入の確保と拡大に努めます。

施策体系

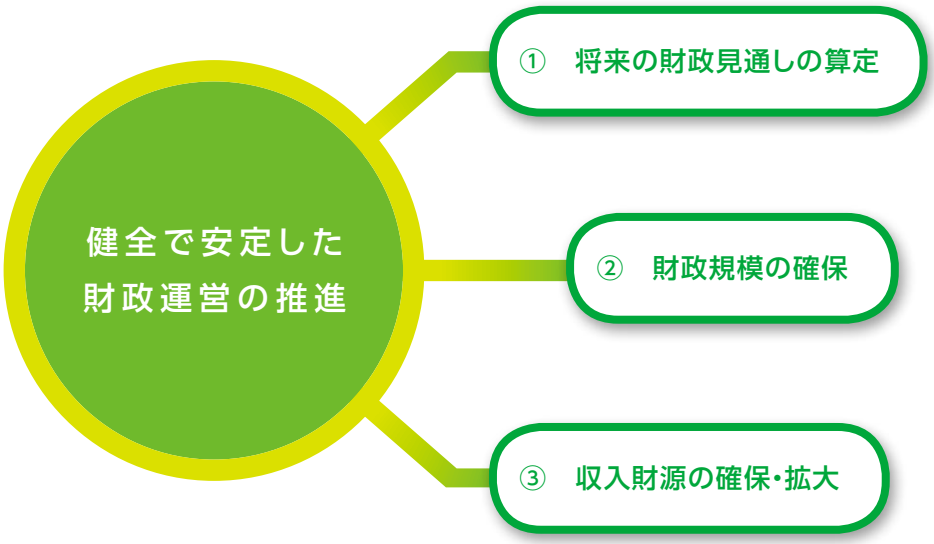

市民と行政の役割分担

市民	市民	財政（施策）運営への関心を持ちましょう。
		住民としての納税義務を果たしましょう。
		サービス享受に対する適切な負担に努めましょう。
	地域・団体	財政(施策)運営の在り方や方向性についての意識を共有しましょう。
		地域や団体が担うべき役割について議論を行いましょう。

行政	健全財政の堅持に努めます。
	財政状況の公表を積極的に分かりやすく実施します。
	市税の適正課税、徴収率の向上対策の強化に努めます。

第2次 薩摩川内市総合計画

参考資料

第2次薩摩川内市総合計画策定経過 …… 144
薩摩川内市自治基本条例（抜粋） …… 145
第2次薩摩川内市総合計画策定体制 …… 146
薩摩川内市自治総合審議会規則 …… 147
薩摩川内市自治総合審議会委員名簿 …… 148
自治総合審議会諮問及び答申書 …… 149

第2次薩摩川内市総合計画策定経過

No.	実施時期	内　　容	備　　考
1	平成25年3月	市民アンケート調査	〔対象者〕 市民：3,000人 地区コミュニティ協議会長:48地区
2	平成25年11月	まちづくり意見交換会	〔実施ヶ所〕 11会場
3	平成26年3月	薩摩川内市自治基本条例の一部を改正する条例の制定	3月議会定例会
4	平成26年7月	自治総合審議会へ基本構想（案）を諮問	
5	平成26年7月	基本構想（案）のパブリックコメント実施	〔実施期間〕 7/ 4～31
6	平成26年8月	自治総合審議会から基本構想（案）の答申	
7	平成26年9月	基本構想（案）の上程	9月議会定例会
8	平成26年10月	自治総合審議会へ前期基本計画（案）を諮問	
9	平成26年10月 ～11月	前期基本計画（案）のパブリックコメント実施	〔実施期間〕 10/ 14～11/ 12
10	平成27年1月	自治総合審議会から前期基本計画（案）の答申	
11	平成27年3月	基本構想（案）の議決	3月議会定例会
12	平成27年3月	基本計画（案）の決定	

薩摩川内市自治基本条例（抜粋）

平成20年9月26日

条例第41号

改正　平成26年3月28日条例第10号

〈　抜　粋　〉

（総合計画の策定等）

第27条　市は、総合的な市政経営の指針として長期的な展望に立った計画（以下「総合計画」という。）を、この条例の趣旨に則して、策定しなければならない。

2　総合計画は、薩摩川内市の目指すべき将来像としての基本構想及びこれに基づく基本計画で構成するものとし、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。

3　市は、総合計画を策定する際は、地区振興計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点等から調整を必要とする場合は、この限りでない。

4　市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

5　市は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画との整合を図らなければならない。

6　市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

第2次薩摩川内市総合計画策定体制

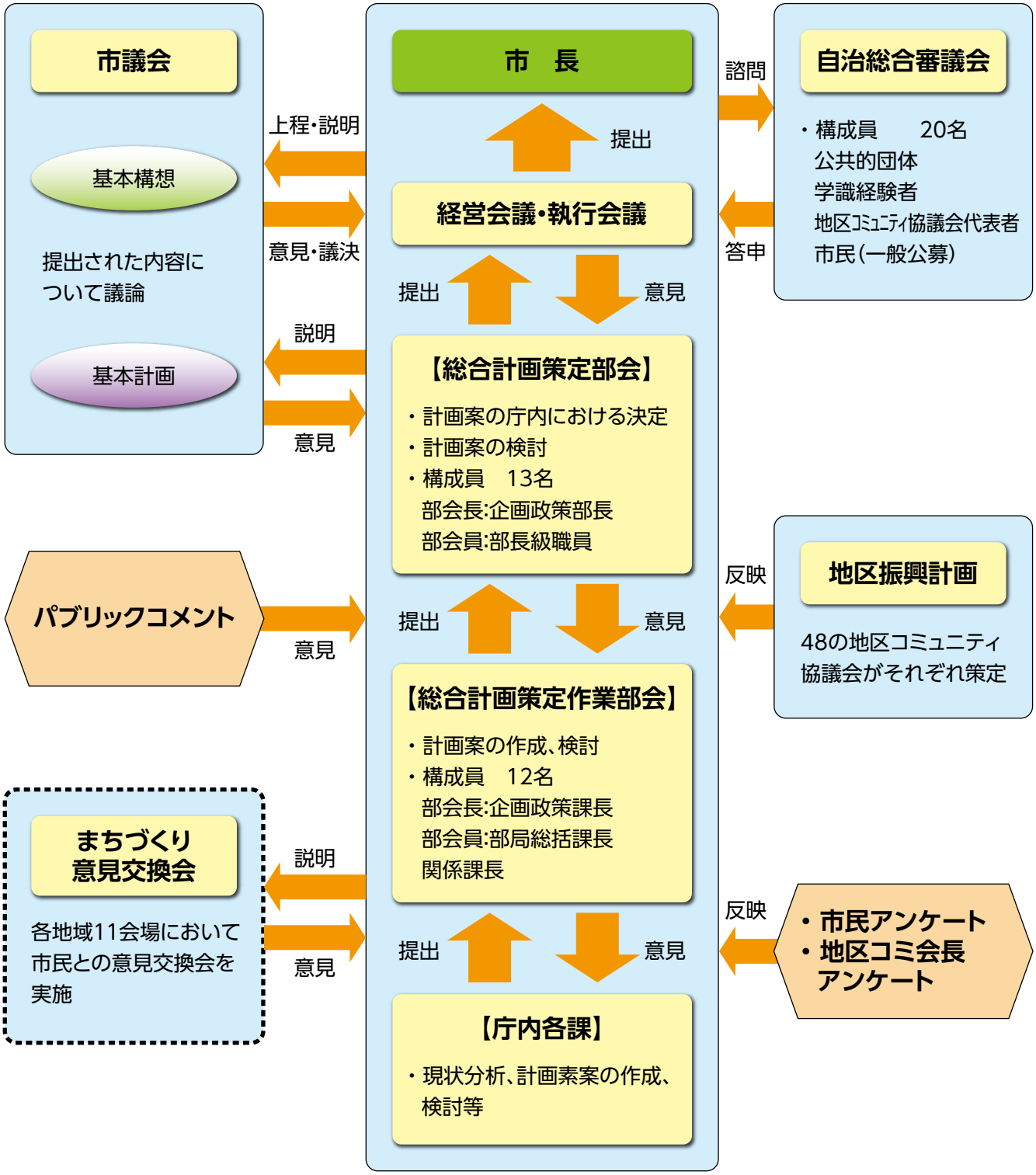

薩摩川内市自治総合審議会規則

平成16年10月12日
規則第5号

（趣旨）
第1条　この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）第3条の規定に基づき、薩摩川内市自治総合審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第2条　審議会は、委員25人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
（1）　市内の公共的団体の役員及び職員
（2）　学識経験者その他市長が必要と認めた者
（任期）
第3条　委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。
（会長及び副会長）
第4条　審議会に会長及び副会長各1人を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選とする。
3　会長は、会務を統理し、会議の議長となる。
4　会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。
（会議）
第5条　審議会は、必要と認める場合に会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。
2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（専門部会）
第6条　審議会の審議事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
2　専門部会に部会長を置き、必要と認める場合に部会長が招集する。
（顧問）
第7条　必要がある場合には、審議会に顧問若干人を置くことができる。
（意見陳述）
第8条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
（庶務）
第9条　審議会の庶務は、企画政策課において処理する。
（その他）
第10条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附　則（平成20年12月25日規則第51号）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の日後、最初に招集される審議会の会議は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成26年11月1日規則第33号）

この規則は、平成26年11月22日から施行する。

薩摩川内市自治総合審議会委員名簿

区分	団体等名称	役　職	委員氏名	備　考
市内の公共的団体の役員及び職員	川内商工会議所	副会頭	荒木　貞夫	
	公益社団法人川内青年会議所	理事長	中間　則行	～H26.2.9
			芹ヶ野　裕史	H26.2.10～
	甑島漁業協同組合	代表理事組合長	本　一春	
	北さつま農業協同組合	監事	武元　栄	
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	副会長	西　幸子	
	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	会長	◎今別府　哲矢	
	NPO 法人薩摩川内市体育協会	副会長	大六野　貞雄	
	薩摩川内市文化協会	会計	大重　照代	
	薩摩川内市教育委員会	委員長	○三本　伴子	
	薩摩川内市商工会	理事	坊野　好伸	
	可愛地区コミュニティ協議会	会長	下薗　史朗	～H26.12.31
	上手地区コミュニティ協議会	会長	別府　明秀	
	長浜地区コミュニティ協議会	会長	下野　千代男	
学識経験者	国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所	所長	足立　辰夫	～H26.10.7
			加治　賢祐	H26.10.8～
	鹿児島県北薩地域振興局	局長	萩　亮	
	鹿児島純心女子大学	副学長･教授	影浦　攻	
市長が必要と認める者	公募委員		岩城　慎二	
	公募委員		岩元　文一	
	公募委員		湯﨑　ヤエ子	
	株式会社薩摩川内市観光物産協会	専務取締役	福村　信哉	

◎会長、○副会長

自治総合審議会諮問及び答申書（基本構想）

薩企政第731号
平成26年7月1日

薩摩川内市自治総合審議会
会長　今別府　哲矢　殿

薩摩川内市長　岩切　秀雄

第2次薩摩川内市総合計画基本構想（案）について（諮問）

第2次薩摩川内市総合計画基本構想を策定するため、別紙基本構想（案）について、薩摩川内市自治基本条例及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成26年8月21日

薩摩川内市長　岩切　秀雄　殿

薩摩川内市自治総合審議会
会　長　今別府　哲矢

第2次薩摩川内市総合計画基本構想（案）に対する意見について（答申）

平成26年7月1日に諮問されました第2次薩摩川内市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、審議会として、課題を正確に捉え、簡潔でわかりやすい計画とするとともに、少子・高齢化によって人口減少社会を迎えるにあたり、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現へ向けた取組みを推進されることを要請します。

（別紙）

1　基本構想（案）に関する事項

・　本計画は、市政の経営指針であると同時に、市民向けの文書でもあるので、行政用語やカタカナ語については、他の言葉へ置き換え、やむを得ない場合は脚注を付するなど、市民にわかりやすい文章を検討されたい。

・　本市の特徴をよく分析され、「強み」を生かしてどのように課題に向き合い、本市をどのようなまちにしていくのかを市民にわかりやすくイメージできるよう工夫し、将来へ向けて「強み」を前面に押し出して、夢と希望の持てる計画とされたい。

・　本市の現状と課題で示した都市機能の分担を踏まえて、市域の構成イメージが市民にしっかり伝えられるよう工夫するとともに、情報化社会の中にあって、どの地域においても等しく情報を享受できるような環境整備への取組みについて表現されたい。

・　少子・高齢化対策や地域経済の活性化対策など国の政策動向を注視しつつ、地域としての課題をより適切に表現されたい。

・　市民・地域・行政がまちづくりを担う主体であることを、より明確に示されたい。

2　基本計画の策定や取組みの方向性の検討の際に配慮していただきたい事項

・　若年者の意見把握に努めると同時に、市民が市政に関心を持ち、積極的に参画できるような仕組みを検討されたい。

・　人口減少が進む中、産業や地域の担い手の育成・確保は喫緊の課題であるので、積極的な取組みを検討されたい。

・　地域特有の資源を生かした様々な交流による地域の活力創出のため、今後もPR活動を積極的に展開されたい。

・　人口減少を少しでも緩和するため、本市独自の特色ある取組みを検討されたい。

・　市民・地域・行政の役割分担については、少子・高齢化や人口減少、世帯構成の変化など、社会環境の変化によって、暮らしや地域力の課題等への取組みが求められると思料されるので、それぞれの地域に応じた対応を執られたい。

・　市民の所得向上は、あらゆる政策分野に直結する課題であるので、具体的な取組みを検討されたい。

・　市職員の資質と政策形成能力の向上を図り、本計画や事業の的確な実施に努めるとともに、教職員や保健師等の専門職についても、市民の信頼に応えられるよう資質向上に努められたい。

・　小・中学校の再編については、コミュニティや地域文化のあり方に深く関わる問題であるため、将来の方向性を示すとともに、地域住民と十分にコミュニケーションをとり、理解を得ながら、地域との連携のあり方について検討されたい。

自治総合審議会諮問及び答申書（基本計画）

薩企政第1393号
平成26年10月8日

薩摩川内市自治総合審議会
会長　今別府　哲矢　殿

薩摩川内市長　岩切　秀雄

第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画（案）について（諮問）

第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画を策定するため、別紙前期基本計画（案）について、薩摩川内市自治基本条例及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成27年1月28日

薩摩川内市長 岩切 秀雄　殿

薩摩川内市自治総合審議会
会　長　今別府　哲矢

第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画（案）に対する意見について（答申）

平成26年10月8日に諮問されました第2次薩摩川内市総合計画前期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、審議会として、市民に対して簡潔でわかりやすい計画づくりに努め、「人と地域が躍動し　安心と活力のあるまち　薩摩川内」の実現へ向けて努力されることを要請します。

（別紙）

政策1　【健康・福祉】健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

・　住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、在宅医療の充実へ向けて取り組まれるとともに、いつでも、どこでも適切な医療サービスが受けられるよう、交通手段の確保策を検討されたい。

・　子どもを安心して産み、育てられる環境を整えるため、出産への動機付けから、女性の社会進出も含めた多様なニーズへの対応をより一層充実されたい。

・　特に福祉行政については、市民・地域・行政の役割分担と施策の内容をわかりやすく伝えられる取り組みを検討されたい。

・　高齢者が元気で生きがいを持って生き生きと生活するため、高齢者の活動等に一層の支援を検討されたい。

政策2　【生活環境】快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

・　災害に遭遇した際に迅速な行動がとれるよう、日頃より市民に啓発を図られたい。

・　環境基本計画をはじめとする市の環境に対する取組内容について、環境美化推進員やリサイクル員などへ周知を図り、環境やごみ問題に関する市民意識の向上に努められたい。

・　快適な生活空間の形成のため、河川の浄化や生活排水対策に取り組まれたい。

・　川内川市街部改修に併せ、川内川の河川空間を有効活用した市民に親しまれる水辺空間の創出について積極的に検討されたい。

政策3　【産業振興】地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

・　広く市民に六次産業化の意義を浸透させ、消費者ニーズを踏まえ、本市の特性を活かした六次産業化を積極的に推進されたい。

・　地域資源を掘り起こし、情報を積極的に発信するなど、市民と一体となってシティセールスに努められたい。

・　ふるさと納税について、歳入の確保という観点のみならず、特産品等の情報発信や産業振興という観点からも、積極的な活用を検討されたい。

政策4　【社会基盤】安全性と利便性の質を高めるまちづくり

・　災害時に的確な情報を迅速に提供できるよう、通信基盤整備に努められたい。

・　南九州自動車道インターチェンジへのアクセス道の整備とともに、周辺地区の活性化も図られたい。

・　中心市街地の形成や川内駅東口市有地の利活用、区画整理事業等は市民の関心も高いので、様々な手法や可能性を検討し、一定の見通しを樹立されたい。

・　川内港利活用策の一つとして、国内外のクルーズ船の誘致等を検討されたい。

政策5　【教育文化】次世代を担う人と文化を育むまちづくり

・　小・中学校の再編については、適正な児童数等、市の考えを示しながら、地域住民と十分にコミュニケーションをとり、理解を得ながら進められたい。

・　地域に誇りと愛着を持っていただくため、類似性のある歴史文化を持つ地域との交流や、積極的な情報発信等を図られたい。
　併せて、地域文化の振興を図るため、観光振興と連携し、地域文化の担い手育成を図る仕組みづくりを推進されたい。

政策6　【地域経営】市民みんなで考え、行動するまちづくり

・　少子・高齢化や人口減少、世帯構成の変化などにより、地区コミュニティ協議会をはじめとする自治組織等の状況も変化しつつある。人口に応じた組織のあり方を検討し、それぞれの地域に応じた施策を検討されたい。

・　男女共同参画社会への理解を深めるとともに、女性の意欲や能力を養う研修制度等の構築を図り、様々な場面で女性が参画しやすい環境づくりに努められたい。

・　藺牟田瀬戸架橋開通後の甑島地域の一体的な行政運営や地域経営のあり方については、住民の議論を促し、理解を得ながら、早急に検討を進められたい。

・　公共施設の配置や統廃合については、効率性の観点からも議論を加速させ、早急に取り組みを進められたい。

・　財政が厳しい状況の中にあって、歳入の確保策については、新たな財源の検討も含め積極的に取り組まれるとともに、事業の選択と優先度に基づき、効率的な財政運営に努められたい。

全体的・横断的事項

・　成果指標を設定し、目標の達成状況を勘案しながらまちづくりを進めることは重要なことであり、設定の考え方や伝えるべき情報などを明確にし、よりわかりやすく記述されたい。

・　成果目標値の記載について、矢印の表記についても数値化できないか検討されたい。

・　本市の特徴を生かしてどのように課題に向き合い、本市をどのようなまちにしていくのかを市民にわかりやすくイメージできるよう工夫し、市民・地域・行政の役割分担のもと、将来像に向かって意識を共有し、まちづくりに取り組めるような環境づくりに努められたい。

・　人口減少や高齢化により、集落活動の維持も困難になっている状況を踏まえ、施策を検討されたい。

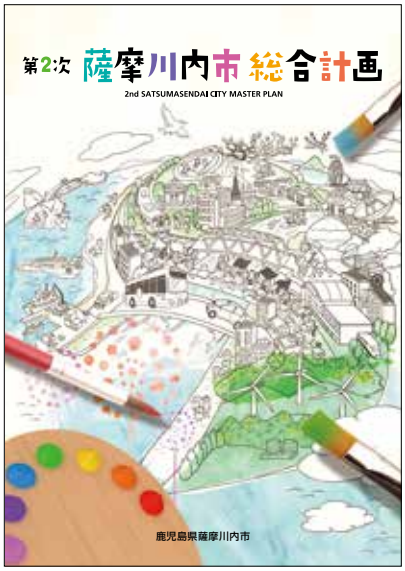

表紙の説明

薩摩川内市全体を市章(S)の形と重ね合わせることで、ひと目で分かるように表現しています。また、線画にすることで、見る側の想像を膨らませる構図になっています。

イラストは、全体的にやわらかさを重視し、ワクワク感と楽しさを演出しながらイラストの奥を球形にすることで、丸い地球を表現し、薩摩川内市が鹿児島、九州、日本にとどまることなく、世界に羽ばたいていくことを表現しています。

イラストの手前にパレットと絵筆を配置し、少しだけ配色を施すことで市民と行政が一体となって、これからの薩摩川内市の未来を一緒に色付けしていこうとする意を込めています。

また、下期では、「薩摩川内市物語」として関連付けるために、このイラストに更に着色等を加え完成させることで、現在進行形で薩摩川内市が未来に向かって進んでいることを表していく予定です。

第2次 薩摩川内市 総合計画

平成27年3月発行

編集・発行　薩摩川内市　企画政策部　企画政策課
〒895-8650　鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-20-5570
http://www.city.satsumasendai.lg.jp
E-mail　seisaku@city.satsumasendai.lg.jp

第2次
薩摩川内市
総合計画

2nd SATSUMASENDAI CITY
MASTER PLAN